

事業概要

2025年（令和7年）版

 東京都児童相談所

目 次

I	児童相談所の概況	1
1	東京都児童相談所所在地	3
2	東京都児童相談所等の沿革	5
3	児童相談所の設置	17
(1)	児童相談所の業務	17
(2)	児童相談センターの業務	18
4	児童相談所の組織及び職員	20
(1)	各児童相談所の組織（令和7年4月1日）	20
(2)	児童相談センターの組織（令和7年4月1日）	21
(3)	職員の配置状況（令和7年6月1日現在数）	23
5	東京都児童相談所機能体系図	24
6	児童相談所で取り扱う児童相談・援助	26
(1)	相談の種類	26
(2)	援助の種類	27
(3)	その他	29
7	人口総数・児童人口等の推移	30
(1)	全国及び東京都の人口・出生数・出生率等の推移	30
(2)	東京都の児童人口年齢別推移	31
8	地域の指標	32
II	事業のあらまし	41
1	相談状況	43
(1)	概況	43
(2)	経路別受理状況	44
(3)	相談内容別受理状況	45
(4)	性別ごと受理状況	47
(5)	年齢別受理状況	48
(6)	児童虐待の対応状況	48
(7)	いじめに関する相談状況	54
(8)	不登校（園）相談の状況	54
(9)	触法少年の送致	55
(10)	外国人の相談状況	55
(11)	4152（よいこに）電話相談の状況	57
2	調査、診断、一時保護状況	60
(1)	児童福祉司の活動状況（社会診断）	60
(2)	心理診断・指導状況	61
(3)	医学診断状況	62
(4)	一時保護状況	62
(5)	一時保護委託	65
3	治療指導の状況	66
4	里親制度	69
(1)	養育家庭	69
(2)	専門養育家庭	69
(3)	養子縁組里親	69

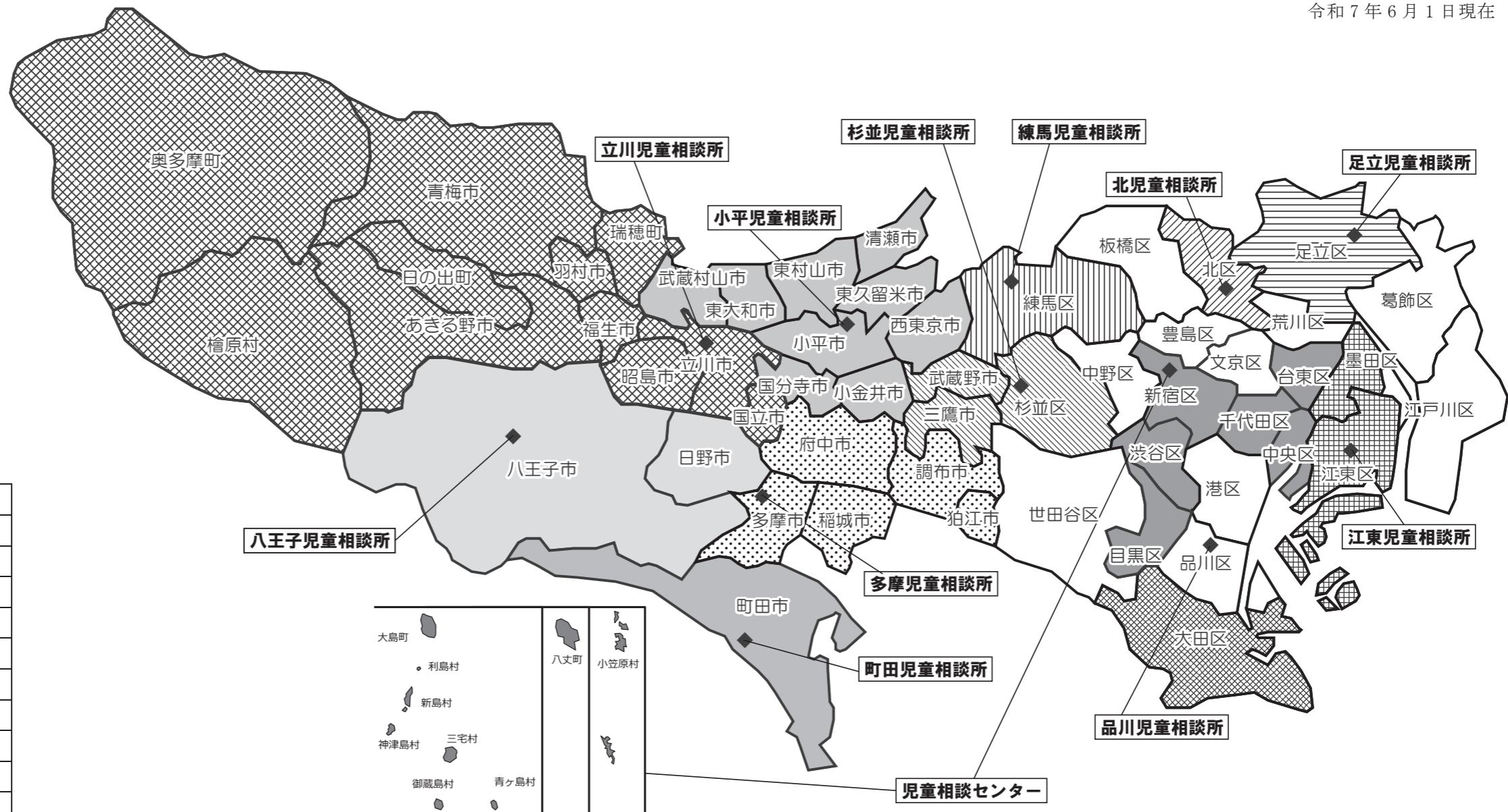
(4) 親族里親	69
(5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	69
(6) 里親の支援体制.....	70
5 その他の状況.....	72
(1) フレンドホーム.....	72
(2) 児童自立生活援助事業.....	72
(3) 繼続（通所）指導の実施状況.....	72
(4) メンタルフレンドの活動	72
(5) 児童福祉専門員の活動	73
6 人材育成等	75
7 職員確保等	77
8 見学、実習	78
9 児童相談体制等検討会の議論に基づく取組.....	79
10 区市町村等からの派遣研修職員の受入れ.....	79
11 子供の権利擁護専門相談事業.....	80
12 こどもの碑.....	81
13 全国児童相談所長会の活動	81
 III 統計資料.....	83
1 相談受理状況.....	84
(1) 経路別受理状況.....	84
(2) 相談内容別受理状況	86
(3) 性別・年齢別相談受理状況	88
(4) 養護相談内容別受理状況	90
(5) 非行、不登校、性格行動・しつけ相談内容別受理状況	92
(6) 被虐待相談受付・対応状況	94
2 相談対応(援助)状況.....	102
(1) 相談対応状況	102
(2) 相談内容別対応状況	104
(3) 養護相談内容別対応状況	106
(4) 児童福祉施設等の措置状況及び入所待機状況	108
3 調査、診断	110
(1) 児童福祉司活動状況（社会診断）	112
(2) 心理診断状況	114
(3) 医学診断状況（新規ケース数）	116
4 一時保護状況.....	118
5 一時保護委託状況.....	122
6 治療指導の状況	124
7 里親委託の状況	126
8 外国人の相談	128
9 4 1 5 2(よいこに)電話相談の状況.....	132
10 その他	134
(1) 親権・後見人・立入調査等	134
(2) メンタルフレンドの活動状況	136

I 児童相談所の概況

1 東京都児童相談所所在地

児童相談所名	所在地	電話	管轄地域	交通	開設年度
児童相談センター	〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1	(03) 5937-2314	目黒区、渋谷区、大島町、利島村、新島村、神津島村	JR高田馬場駅から都営バス小滝橋下車 JR大久保駅及び東中野駅	昭和23年 6月
		(03) 5937-2317	新宿区、千代田区、中央区、台東区、八丈町、青ヶ島村、三宅村、御藏島村、小笠原村	新宿駅西口から関東バス小滝橋車庫前下車 東京メトロ東西線落合駅	
北児童相談所	〒114-0002 北区王子6-1-12	(03) 3913-5421	北区	JR王子駅、東京メトロ南北線王子神谷駅	昭和31年 7月
品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川3-7-21	(03) 3474-5442	大田区	京浜急行線新馬場駅	昭和24年 6月
立川児童相談所	〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19	(042) 523-1321	立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	JR立川駅、多摩モノレール立川南駅又は柴崎体育館駅	昭和25年 5月
杉並児童相談所	〒167-0052 杉並区南荻窪4-23-6	(03) 5370-6001	杉並区、武蔵野市、三鷹市	JR又は東京メトロ丸ノ内線荻窪駅	昭和25年 7月
江東児童相談所	〒135-0051 江東区枝川3-6-9	(03) 3640-5432	江東区、墨田区	JR潮見駅 東京メトロ東西線木場駅及び有楽町線豊洲駅から都営バス 枝川二丁目下車	平成25年 4月
小平児童相談所	〒187-0002 小平市花小金井1-31-24	(042) 467-3711	小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市	西武新宿線花小金井駅	昭和53年 5月
八王子児童相談所	〒193-0931 八王子市台町3-17-30	(042) 624-1141	八王子市、日野市	JR西八王子駅	昭和58年 4月
足立児童相談所	〒123-0845 足立区西新井本町3-8-4	(03) 3854-1181	足立区	日暮里・舎人ライナー江北駅、東武大師線大師前駅 都営バス足立第五中学校前下車	昭和59年10月
多摩児童相談所	〒206-0024 多摩市諏訪2-6	(042) 372-5600	多摩市、府中市、調布市、稲城市、狛江市	京王相模原線京王永山駅、又は小田急多摩線小田急 永山駅	昭和62年 4月
練馬児童相談所	〒176-0012 練馬区豊玉北5-28-3	(03) 6915-8253	練馬区	西武池袋線、西武有楽町線、都営大江戸線練馬駅	令和 6年 6月
町田児童相談所	〒195-0075 町田市山崎1-2-17	(042) 851-9357	町田市	小田急線・JR横浜線町田駅、又はJR横浜線古淵駅 神奈川中央交通バス山崎団地入口下車	令和 7年 6月

令和 7 年 6 月 1 日現在



2 東京都児童相談所等の沿革

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
昭和23年1月1日					児童福祉法一部施行
4月1日					児童福祉法全面施行
6月5日	中央・麹町・京橋・上野・浅草・荒川の6児童相談所を児童福祉法上の相談所として設置。各所に一時保護所設置	6	6		
7月29日					児童福祉法第1次改正（民生委員法制定による改正）
昭和24年1月1日					少年法施行
昭和24年6月1日	品川児童相談所開設（一時保護所併設）	7	7		
6月15日					児童福祉法第3次改正（14歳未満触法少年は児童福祉法で扱う等少年法との関係調整、人身売買防止のための規定等設置）
昭和25年5月1日	立川児童相談所開設（一時保護所併設）	8	8		
5月30日					児童福祉法第4次改正（虚弱児施設・肢体不自由児施設の分離、里親最低基準、一時保護の費用を徴収しない等）
7月21日	杉並児童相談所開設（一時保護所併設）	9	9		
昭和26年6月1日					社会福祉事業法施行
7月				第1回こどもの碑納骨式	
昭和27年5月1日	麹町児童相談所が中央児童相談所へ統合				
	京橋児童相談所廃止	7	7		
	墨田児童相談所開設（一時保護所併設）	8	8		
7月1日					児童福祉法第7次改正（児童福祉司を児童相談所に置く等）
昭和28年1月	品川児童相談所移転（一時保護所併設）	8	8		
昭和28年4月	杉並児童相談所移転（一時保護所併設）	8	8		
10月27日				東京都児童相談所条例公布施行	
昭和29年3月19日	上野児童相談所・浅草児童相談所統合。台東児童相談所開設（一時保護所併設）	7	7		
3月31日					児童福祉法第11次改正（身体障害児対策の整備）
昭和29年6月				児童福祉法施行細則公布	

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
昭和31年7月1日	荒川児童相談所移転改築し北児童相談所と改称（一時保護所併設）	7	7		
昭和32年4月25日					児童福祉法第15次改正（児童福祉施設に精神薄弱児通園施設を加入等）
昭和33年5月1日					児童福祉法第16次改正（未熟児の養育に関する規定整備等）
昭和34年2月10日					児童福祉法第17次改正（風俗営業取締法の一部改正に伴う調整）
3月31日					児童福祉法第20次改正（精神薄弱者福祉法施行に伴う調整）
昭和36年6月19日					児童福祉法第21次改正（情緒障害児短期治療施設を児童福祉施設に、3歳児検診の実施等）
昭和37年11月	台東児童相談所移転（一時保護所併設）	7	7		
昭和38年3月	品川児童相談所改築（一時保護所廃止）	7	6		
昭和40年8月18日					母子保健法公布 児童福祉法第24次改正（母子保健法に伴う調整）
昭和41年10月1日				児童福祉法施行細則公布（改正）	
昭和42年8月1日					児童福祉法第25次改正（重症心身障害児施設を児童福祉施設に加入、肢体不自由児及び重症心身障害児の施設入所期間の延長等） 児童福祉法第26次改正（身体障害者福祉法の一部を改正する法律による調整）
8月19日					児童福祉法第27次改正（精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律による調整）
昭和43年8月	台東児童相談所（一時保護所廃止）	7	5		
昭和44年1月	立川児童相談所改築（一時保護所併設）	7	5		
4月	墨田児童相談所（一時保護所廃止）	7	4		
昭和46年5月	杉並児童相談所移転改築（一時保護所廃止）	7	3		
昭和47年4月				東京都養育家庭制度実施要綱制定	
昭和49年4月1日	墨田児童相談所移転改築（一時保護所併設）	7	4		

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
昭和50年3月	北児童相談所改築（一時保護所併設）	7	4		
3月1日	中央児童相談所移転改築 「児童相談センター」となる（一時保護所併設）	7	4		
昭和50年4月				治療指導課日中指導開始	
昭和52年5月				電話相談室（4152相談）設置	
9月				子供の相談機関連絡協議会発足	
昭和53年5月23日					児童福祉法第31次改正（許可、認可等の整理に関する法律による調整）
10月1日	小平児童相談所開設（一時保護所併設）	8	5		
昭和55年9月30日				児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会（三者協）発足	
昭和56年6月15日					児童福祉法第33次改正（無認可児童福祉施設への規制強化と規定整備）
昭和57年5月				東京都非行問題専門相談室開設	
7月16日					児童福祉法第34次改正（障害に関する用語の整理に関する法律による調整）
8月1日				東京都児童相談機関連絡協議会発足	
昭和58年4月1日	八王子児童相談所開設（一時保護所併設）	9	6		
昭和59年3月	台東児童相談所改築	9	6		
昭和59年8月14日					児童福祉法第37次改正（風俗営業等取締法の一部を改正する法律による改正）
9月	北児童相談所（一時保護所休止）	9	6 (5)		
10月1日	足立児童相談所開設	10	7 (6)		
昭和60年5月18日					児童福祉法第38次改正（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律による改正）
昭和60年5月				治療指導課合宿治療開始	
7月					児童福祉法第39次改正（地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律による改正）

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
昭和61年5月8日					児童福祉法第40次改正（国の補助金等の臨時特例等に関する法律による改正）
12月26日					児童福祉法第42次改正（地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律による改正、団体事務化関係権限委譲関係等）
昭和62年4月1日	多摩児童相談所開設	11	7 (6)		
昭和63年1月					民法改正（特別養子制度の創設等）
平成元年4月				東京都非行問題専門相談室を東京都児童問題専門相談室と改称	
4月1日					児童福祉法第44次改正（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律による改正）
平成2年6月29日					児童福祉法第45次改正（老人福祉法の一部を改正する法律による改正）
平成3年4月1日	世田谷児童相談所開設	12	7 (6)		
10月	品川児童相談所改築			メンタルフレンド（ふれあい心の友）派遣事業開始	
平成4年3月31日	小平児童相談所（一時保護所休止）	12	7 (5)		
平成4年4月	児童相談センター一時保護所幼児室1室休止	12	7 (5)		
11月12日					児童福祉法第46次改正（行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正）
平成6年3月	北児童相談所（一時保護所廃止）	12	6 (5)		
平成6年4月22日					児童の権利に関する条約（批准）
6月29日					児童福祉法第47次改正（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律改正）
平成7年5月				電話相談事業拡大（夜間土日祝）	

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成8年3月	杉並児童相談所移転改築	12	6 (5)		
平成8年7月1日				児童虐待ケースマネジメント事業開始	
平成9年6月11日					児童福祉法第50次改正 ・児童保育施策の見直し（措置から利用へ等） ・児童の自立支援施策の充実（児童福祉施設の名称、機能の見直し等） ・母子家庭施策の見直し（母子寮の名称の見直し機能強化等）
平成10年4月1日	台東児童相談所廃止	11	6 (5)		
4月				児童福祉審議会権利擁護部会への諮問についての取扱い要領制定	
9月26日					児童福祉法第51次改正（精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部改正する法律による改正）
11月				子供の権利擁護委員会設置 東京子供ネット電話相談開始	
平成11年5月26日					児童買春・児童ポルノに関する行為等の処罰及び児童の保護に関する法律施行
7月				被虐待児追跡調査開始	
平成12年4月1日				・虐待対策課設置（センター） ・児童虐待対応協力員配置	
5月20日				児童相談所土曜開庁開始	
5月24日					児童虐待の防止等に関する法律公布
11月6日				社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」と協定書締結	
11月20日					児童虐待の防止等に関する法律施行
11月28日					少年法等の一部を改正する法律公布
平成13年3月30日					児童虐待の防止等に関する法律施行細則公布
平成13年4月					少年法等の一部を改正する法律施行

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
10月				東京都児童虐待カウンセリング強化事業開始	
				東京都児童相談所協力弁護士制度開始	
平成14年4月1日				心理職員の配置（一時保護所非常勤心理）	
6月				児童相談所改革の実施 ・虐待対策班の設置（モデル設置） ・チーム制の導入 ・児童福祉司任用庁内公募制の実施 ・児童福祉司の定数増 106→128 ・養育家庭制度の変更	
平成15年4月1日				家族再統合のための援助事業（治療指導課） ・虐待対策班の設置 ・家庭復帰支援員の配置	
7月14日					次世代育成援助対策法施行
9月1日					少子化社会対策基本法施行
平成16年2月7日				通年開所開始	
平成16年4月1日				養育家庭専門員の配置 非常勤弁護士の配置、任期付児童福祉司の導入、学習指導職員の配置、児童福祉司の定数増 128→138	
6月11日				特定非営利活動法人カリヨン子どもセンターとの協定	
10月1日					改正虐待防止法施行
平成17年4月1日					改正児童福祉法施行 (一部施行期日が4月1日以外有) ・児童相談に関する体制の充実 ・児童福祉施設、里親等の見直し ・要保護児童に関する司法関与の見直し ・その他
				児童福祉司の定数増 138→149	
				養育家庭支援員の廃止、養育家庭推進員の配置、N P O 法人東京養育家庭の会へ研修等の委託	

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
11月25日				要保護児童連絡協議会発足	
平成18年2月1日	西部一時保護所一部開設(幼児)		7 (6)		
3月31日	墨田児童相談所(一時保護所休止)		7 (5)		
平成18年4月1日	地域支援班の設置			児童福祉司の定数増 149→159	
	西部一時保護所全面開設				
10月1日					改正児童福祉法施行 ・障害児施設における利用契約制度の導入
平成19年4月1日				児童心理司の定数増 41→54	
平成19年11月1日					少年法等の一部を改正する法律施行 触法少年に係る事件につき、 ・警察官による調査手続の整備 ・警察から児童相談所への事件送致手続整備 ・一定の重大事件について家庭裁判所への送致
平成20年2月11日	小平児童相談所(一時保護所廃止)		6 (5)		
2月12日	小平児童相談所移転				
平成20年4月1日				専門副参事(児童福祉相談担当)の配置、児童福祉審議会に死亡事例等検証部会の設置	改正児童福祉法施行 ・要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化 改正虐待防止法施行 ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化(臨検・捜索) ・保護者に対する措置児童との面会又は通信等の制限の強化
平成21年2月27日	むさしの一時保護所開設 保護第二課の設置		7 (6)		
平成21年4月1日				児童福祉司の定数増 159→172 一時保護所心理職員の増配配置	改正児童福祉法施行 ・被措置児童等の虐待相談窓口を設置 ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設 ・里親制度の見直し ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
平成22年4月1日				専門副参事(児童福祉相談担当)の増員1→2	

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
9月				専門副参事(児童福祉相談担当) →児童福祉相談専門課長	
平成23年4月1日				児童福祉司の定数増 172→183 児童心理司の定数増 54→65 医療連携専門員の設置	民法等の一部を改正する法律施行 ・親権停止制度の創設 ・児相長・施設長による監護措置と親権代行について ・未成年後見制度の見直し ・一時保護の見直し
				虐待対応強化専門員の設置	
7月5日	立川児童相談所一時保護所移転(立川児童相談所南分室)		7 (6)		
平成25年2月18日	児童相談センター移転 (東京都子供家庭総合センター庁舎内)				
3月31日	むさしの一時保護所廃止		6 (5)		
平成25年4月1日				児童福祉司の定数増 183→196 児童福祉相談業務指導員の配置	
平成25年4月30日	墨田児童相談所廃止		5		
	江東児童相談所開設(一時保護所併設)		6		
平成26年4月1日				児童心理司の定数増 65→78	
平成27年4月1日				児童福祉司の定数増 196→209 家庭復帰担当児童福祉司の配置	
7月1日				全国児童相談所共通ダイヤル3桁化(189)開始	
12月16日	立川児童相談所一時保護所開設(立川児童相談所本所)		7		
平成28年4月1日				・児童福祉専門課長、児童心理専門課長の配置 ・児童福祉司の定数増 209→227 ・児童心理司の定数増 78→91 ・児童心理相談業務指導員の配置	

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成28年4月1日				<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談業務事務員（司クラーク）の配置 ・虐待対策班体制強化（江東児童相談所・足立児童相談所） 	
平成28年6月3日					<p>改正児童福祉法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉の原理の明確化 ・家庭養育の推進 ・国や地方公共団体の責任の明確化等 <p>改正児童虐待防止法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しつけを目的とした児童虐待の防止 <p>改正母子保健法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健施策を通じた虐待予防等
平成28年10月1日					<p>改正児童福祉法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士の配置 ・児童心理司等、主任児童福祉司の配置 ・施設長等による親子再統合のための支援 <p>改正虐待防止法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨検・捜索手続きの簡素化 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大 ・施設入所等措置解除時の助言実施・安全確認等
平成29年4月1日				<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増 227→250 ・児童心理司の定数増 91→104 ・新生児担当児童福祉司の配置 ・一時保護所業務事務員（保護所クラーク）の配置 ・虐待対策班体制強化（児童相談センタ一・品川児童相談所・八王子児童相談所） 	<p>改正児童福祉法施（※は改正虐待防止法にも規定あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における支援拠点整備 ・児童福祉司等の研修義務化 ・児童相談所設置自治体の拡大 ・児童相談所における里親支援の追加等里親委託の推進 ・18歳以上の者に対する支援継続（※） ・児童相談所から市町村への事案送致（※）等 <p>改正母子保健法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの法定化

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成30年4月1日				<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増 250→273人 ・児童心理司の定数増 104→117人 ・虐待対策班体制強化 (北児童相談所・立川児童相談所・杉並児童相談所・小平児童相談所・多摩児童相談所・世田谷児童相談所) ・保護推進担当課長代理の配置(児童相談センター) 	改正児童福祉法施行 ・親権者等の意に反する一時保護が2ヶ月超えるごとの家庭裁判所承認 ・28条審判確定前の保護者指導勧告 改正虐待防止法施行 ・接近禁止命令の対象拡大 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行
平成30年5月21日	八王子児童相談所(相談部門)移転				
平成30年12月1日				<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増 273→286人 ・児童心理司の定数増 117人→123人 ・虐待対策班体制強化 (児童相談センター、各児童相談所) 	
平成31年4月1日				<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増 286→315人 ・児童心理司の定数増 123人→141人 ・虐待対策班体制強化 (児童相談センター、品川、八王子、北、江東) ・児童福祉相談専門課長の各所(児童相談センター相談援助課、江東、立川)への配置 ・児童心理指導専門課長の配置 ・一時保護所心理指導担当課長代理の配置(児童相談センター) ・保護推進担当課長代理の配置(江東、足立、八王子) 	子供への虐待の防止等に関する条例施行 ・子供を権利の主体として尊重 ・保護者による体罰の禁止 都民と保護者等の責務 ・虐待が疑われる場合の速やかな通告 ・警察や子供家庭支援センターとの連携
令和元年10月1日					東京ルールと共有ガイドラインを改定

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
令和2年4月1日	世田谷児童相談所廃止 世田谷区児童相談所及び江戸川区児童相談所開設	10		<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増 315→350人 ・児童心理司の定数増 141人→164人 ・児童福祉相談専門課長の配置（八王子） ・一時保護所心理指導担当課長代理の配置（足立・八王子） 	改正児童福祉法等施行 ・体罰の禁止 ・児童相談所の体制強化 民法等改正施行 ・特別養子縁組の対象年齢の拡大、手続きの見直し 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 ・届出⇒許可 ・児相との連携
令和2年7月1日	荒川区児童相談所開設				
令和2年11月24日	立川児童相談所（相談部門）移転				
令和3年3月31日	立川児童相談所一時保護所廃止（立川児童相談所本所）		6		
令和3年4月1日	港区児童相談所開設			<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増 350→386人 ・児童心理司の定数増 164→187人 ・児童福祉相談専門課長の配置（足立） ・一時保護所心理指導担当課長代理の配置（江東） 	
令和3年6月15日	児童相談センター一時保護所拡張		7		
令和3年6月28日	新宿一時保護所開設		8		
令和3年7月16日					東京ルールと共有ガイドラインを改定
令和4年4月1日	中野区児童相談所開設			<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増 386→422人 ・児童心理司の定数増 187→208人 ・児童福祉人材トレーニングセンターの設置 	民法等改正施行 ・成人年齢引き下げ
令和4年7月1日	板橋区児童相談所開設				
令和4年7月	一時保護設置児童相談所（八王子・足立・江東・立川）			<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護課長配置 	
令和4年12月					民法等改正施行 ・懲戒権の削除
令和5年2月1日	豊島区児童相談所開設				
令和5年4月1日				<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増 422→458人 ・児童心理司の定数増 208→229人 	

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
				・一時保護設置児相は部長級を配置	
令和5年4月24日	足立児童相談所（相談部門）移転				
令和5年4月29日	足立児童相談所（一時保護部門）移転				
令和5年10月1日	葛飾区児童相談所開設				
令和6年4月1日				・児童福祉司の定数増 458→507人 ・児童心理司の定数増 229→251人 ・一時保護所心理指導担当課長代理の配置（センター・立川）	改正児童福祉法等施行 ・社会的養育経験者・障害児施設入所児童等に対する自立支援の強化 ・児童の意見聴取等の仕組みの整備
令和6年6月1日	練馬児童相談所開設	11			
令和6年10月1日	品川区児童相談所開設				
令和7年4月1日	文京区児童相談所開設			・児童福祉司の定数増 507→557人 ・児童心理司の定数増 251→277人 ・一時保護所心理指導担当課長代理の配置（センター） ・児童一時保護所支援専門課長の配置 ・児童心理指導専門課長増員1→3人	
令和7年6月1日	町田児童相談所開設	12			一時保護時の司法審査の開始

<参考資料>

- 最新児童福祉法の解説（時事通信社） ○東京都児童相談センター10年の歩み（東京都児童相談センター）
- 東京都児童相談センター20年の歩み（東京都児童相談センター） ○各年度事業概要（東京都児童相談センター）

3 児童相談所の設置

児童相談所は、児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を具体的に保障することを目的として、児童福祉法第12条第1項及び第59条の4に基づき、都道府県及び政令指定都市等にその設置が義務付けられている。令和7年6月1日現在全国に241か所の児童相談所が設置されている。

児童福祉法施行規則第4条第1項により、都道府県知事はそのうちの1つを当該都道府県内の児童相談所を援助し、その連絡を図るものとして中央児童相談所に指定することができる正されている。東京都の場合には、児童相談センターを中央児童相談所として位置づけている。

なお、平成28年の児童福祉法改正により特別区も児童相談所が設置できるようになり、令和2年度には、世田谷区児童相談所、江戸川区児童相談所及び荒川区児童相談所が開設され、東京都世田谷児童相談所は廃止となり、その後、令和3年度以降も特別区に順次児童相談所が開設された。また、東京都においては、令和7年6月に東京都町田児童相談所が開設した。令和7年6月現在、東京都では12か所の都立児童相談所及び10か所の区立児童相談所が設置されている。

各児童相談所は管轄区域を有しており、それは児童人口、その他の社会的環境等を配慮して定められている。(P3参照)

東京都では、平成14年度より児童相談所の機能を強化し組織・人事・業務運営を改革するために、情報共有化を図る情報管理システムの稼動、虐待対策事業の強化、家庭復帰促進事業の開始、養育家庭制度の変更等の児童相談所改革を実施している。(P50参照)

児童相談所の主な業務内容は、以下のとおりである。

(1) 児童相談所の業務

業 務	内 容
区市町村援助等業務 (法第11条 第1項第1号)	法第10条第1項各号に掲げる区市町村の業務の実施に関し、区市町村相互間の連絡調整、区市町村に対する情報の提供、区市町村職員の研修、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
相談業務 (法第11条 第1項第2号ロ)	児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。 児童相談所は原則0歳から18歳未満の児童を対象とし、成長とともに生じてくる様々な問題についての相談に応じている。
調査、診断業務 (法第11条 第1項第2号ハ)	児童及びその家庭について、児童との相談の状況を理解し、それによって、児童にどのような援助が適切かつ必要であるかの判断をするための社会診断(必要な調査等)、心理診断、医学診断、行動診断等を行う。さらにこれをもとに総合診断を行い、個々の児童の援助方針を立てる。
援助 (法第11条 第1項第2号ニ)	児童相談所は、援助方針に基づいて児童、保護者、関係者に対して指導、措置等具体的な援助を行う。内容等については、P27のとおりである
一時保護業務 (法第11条 第1項第2号ホ及び第33条)	児童相談所長は、必要と認める場合に児童を一時保護し、又は児童福祉施設、里親、その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者に一時保護を委託することができる。 一時保護を行う必要がある場合は、次のとおりである。

	緊急保護	<ul style="list-style-type: none"> ・棄児、家出児等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急に児童を保護する必要がある場合 ・虐待等の理由により、児童の安全を迅速に確保し、適切な保護を図る場合 ・保護者の死亡、病気、家出等により家庭での養育が困難な場合 ・児童の行動が自己及び他人の生命、身体、財産等に危害を及ぼすか、又はそのおそれがある場合 ・その他、緊急に児童を保護する必要があると児童相談所長が認める場合
	アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要がある場合 ・適切かつ具体的な援助方針を定めるため、一時保護によって生活指導、学習指導を行なながら児童の行動（対人関係、学習態度等）を観察する必要がある場合
	短期入所指導	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導が有効であると判断される場合であって、地理的条件あるいは児童の性格、環境等の条件により他の方法による支援が困難又は不適当であると判断される場合
里親業務 (法第 11 条第 1 項第 2 号ヘ・ト)		児童相談所は、里親に関する普及啓発、里親への相談援助、施設入所措置児童及び里親の相互交流の場の提供、里親と児童とのマッチング、里親委託児童の養育計画の策定、養子縁組里親と養子及びその父母等への相談援助等を行う。
広域的専門的支援 (法第 11 条 第 1 項第 3 号)		児童相談所は、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的対応が必要な業務や、専門的知識・技術を要する支援を行う。
障害関連区市町村支援業務 (法第 12 条)		児童相談所は、上記の業務のほか、障害者総合支援法第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 26 条第 1 項に規定するとおり、区市町村の求めに応じて、介護給付費等の支給要否決定等を行うにあたっての技術的事項についての協力など援助を行う。

窓口時間	<p>午前 9 時～午後 5 時</p> <p>原則として相談者の地域担当の児童福祉司が相談の受付窓口となる。</p> <p>なお、夜間、土・日曜日及び祝祭日は、虐待等、緊急性のある相談を児童相談センターで対応している。</p>
------	--

(2) 児童相談センターの業務

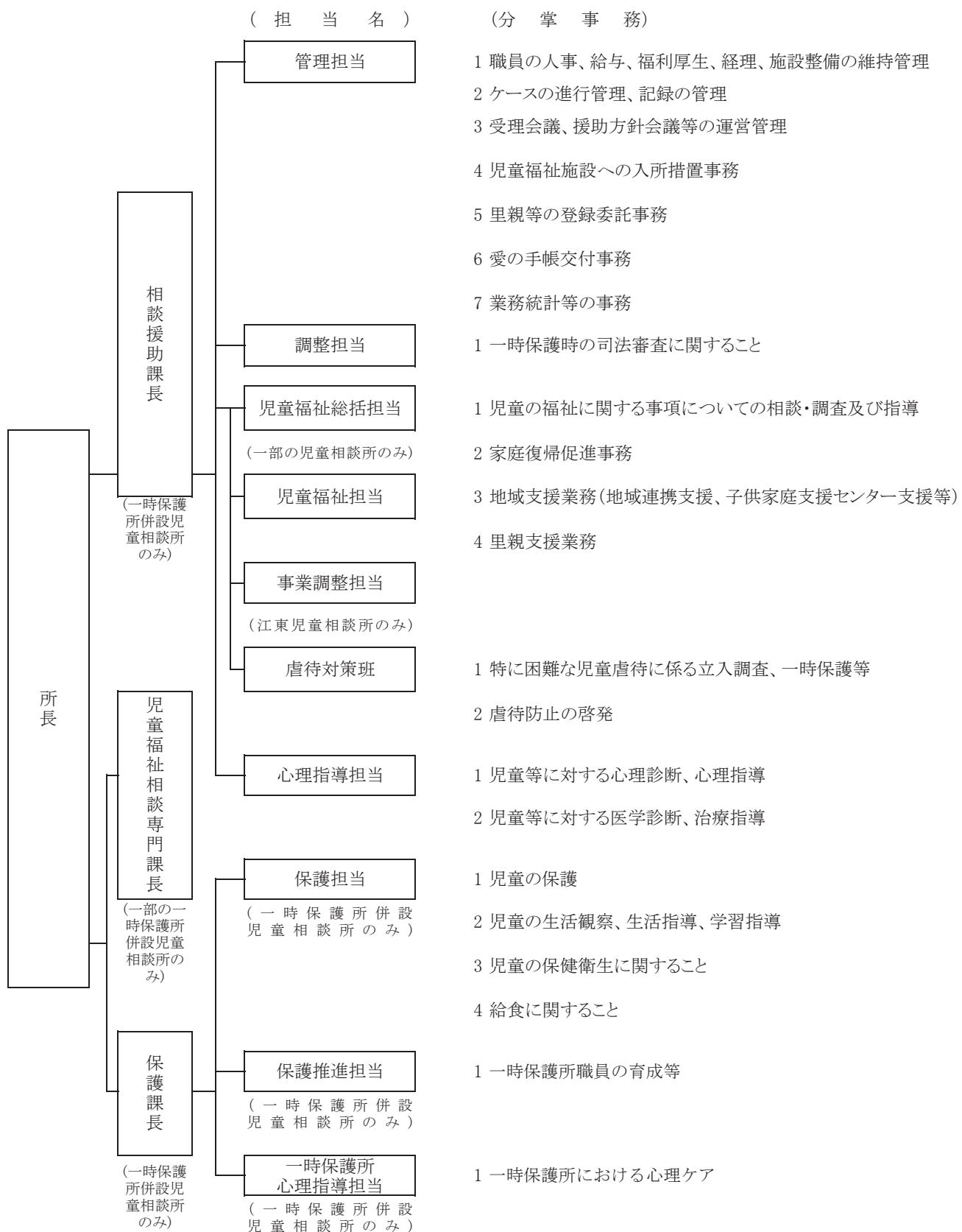
東京都は、平成 25 年 2 月に「東京都子供家庭総合センター」を開設した。同センターには「東京都児童相談センター」「東京都教育相談センター」及び「警視庁新宿少年センター」という 3 つの相談機関が設置されている。

児童相談センターは、地域児童相談所としての業務の他に東京都の中央児童相談所としての機能も持っており、地域児童相談所に対する連絡調整、技術的援助、情報提供、入所の調整等必要な援助を行っている。また、令和 6 年から、区立児童相談所や子供家庭支援センターを含めた東京全体の児童相談業務の総合調整機能を担う、総合連携担当を設置した。相談援助業務の標準化、個別ケースに係る専門性の向上、人材育成の共同推進に向けた取組を進めている。

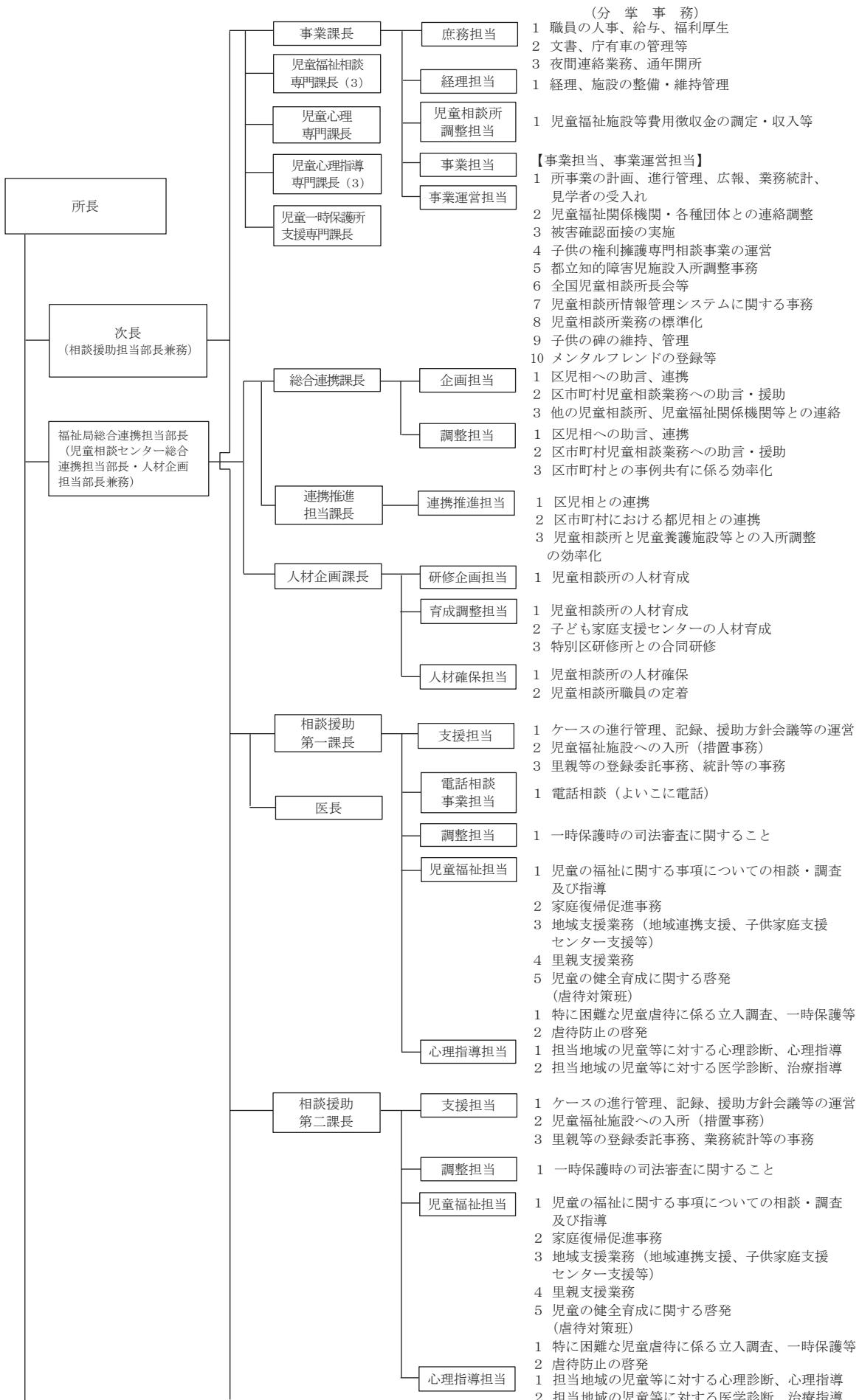
業務	内容
広報活動	事業概要、ポスター、リーフレット、カード等作成
児童相談所職員等の研修	P75~77 参照
児童福祉専門員の設置	P73~74 参照
研究啓発活動	シンポジウムの開催等
児童虐待対策強化事業	P48~53 参照
電話相談事業「4152 電話」	P57~59 参照
治療指導事業の実施	P66~68 参照
夜間の緊急相談、通告の受付	夜間連絡調整員による警察からの身柄通告への連絡調整、センター及び各児童相談所への連絡等
他の児童相談所への援助	医学診断、府有車による施設等への児童移送
施設入所等の調整	障害児入所施設（都立・知的）、一時保護所入所調整等
メンタルフレンドの登録及び研修	P72~73 参照
情報の収集と提供	図書室においての資料、福祉関連情報
全国の児童相談所との連絡、連携	P81 参照
児童福祉専門課長の配置	業務の改善、企画立案、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童福祉相談専門課長の配置	困難事例の支援、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童心理専門課長の配置	業務の改善、企画立案、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童心理指導専門課長の配置	困難事例の支援、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童福祉相談業務指導員の配置	経験年数の浅い児童福祉司への技術的助言、研修を実施
児童心理相談業務指導員の配置	経験年数の浅い児童心理司への技術的助言、研修を実施
新生児担当児童福祉司の配置	新生児のうちに、特別養子縁組を前提とした里親委託を行うため、候補児決定・里親選定への協力、交流中の支援・訪問等を実施
児童一時保護所支援専門課長の配置	困難事例の支援、人材育成、関係機関との連携等を実施

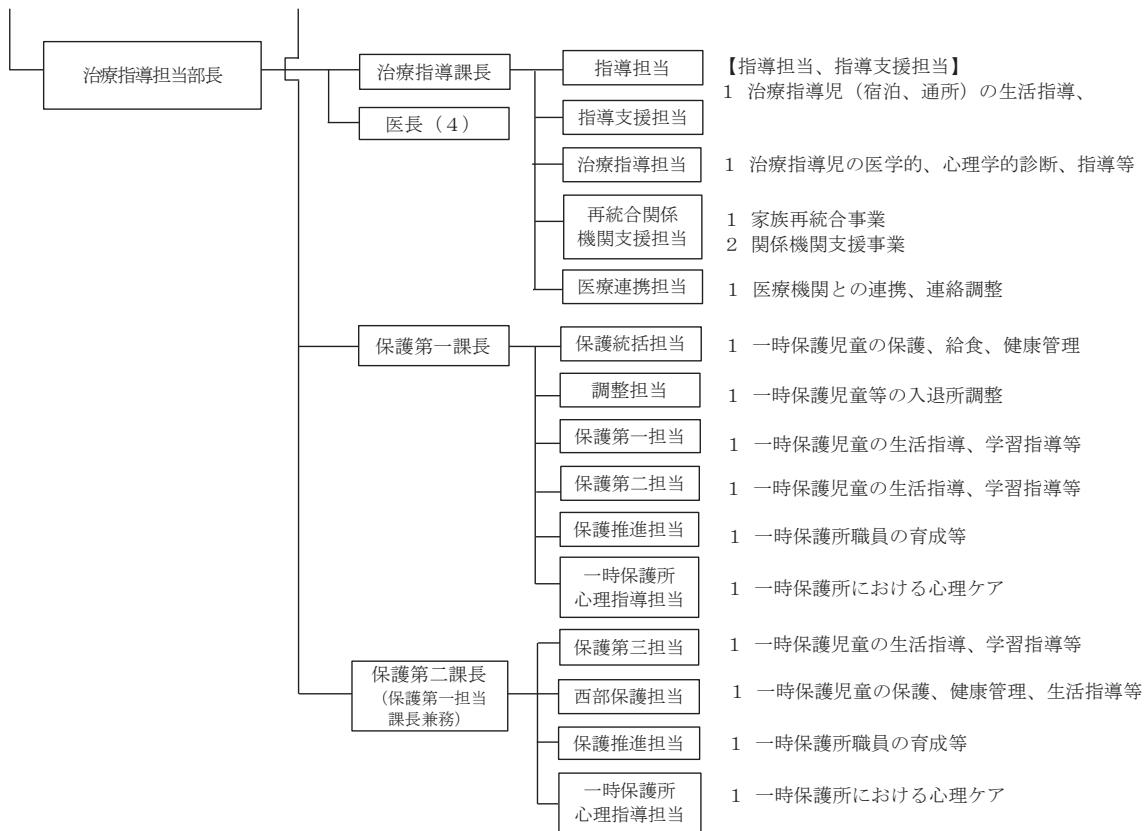
4 児童相談所の組織及び職員

(1) 各児童相談所の組織（令和7年4月1日）



(2) 児童相談センターの組織（令和7年4月1日）





(3) 職員の配置状況（令和7年6月1日現在数）

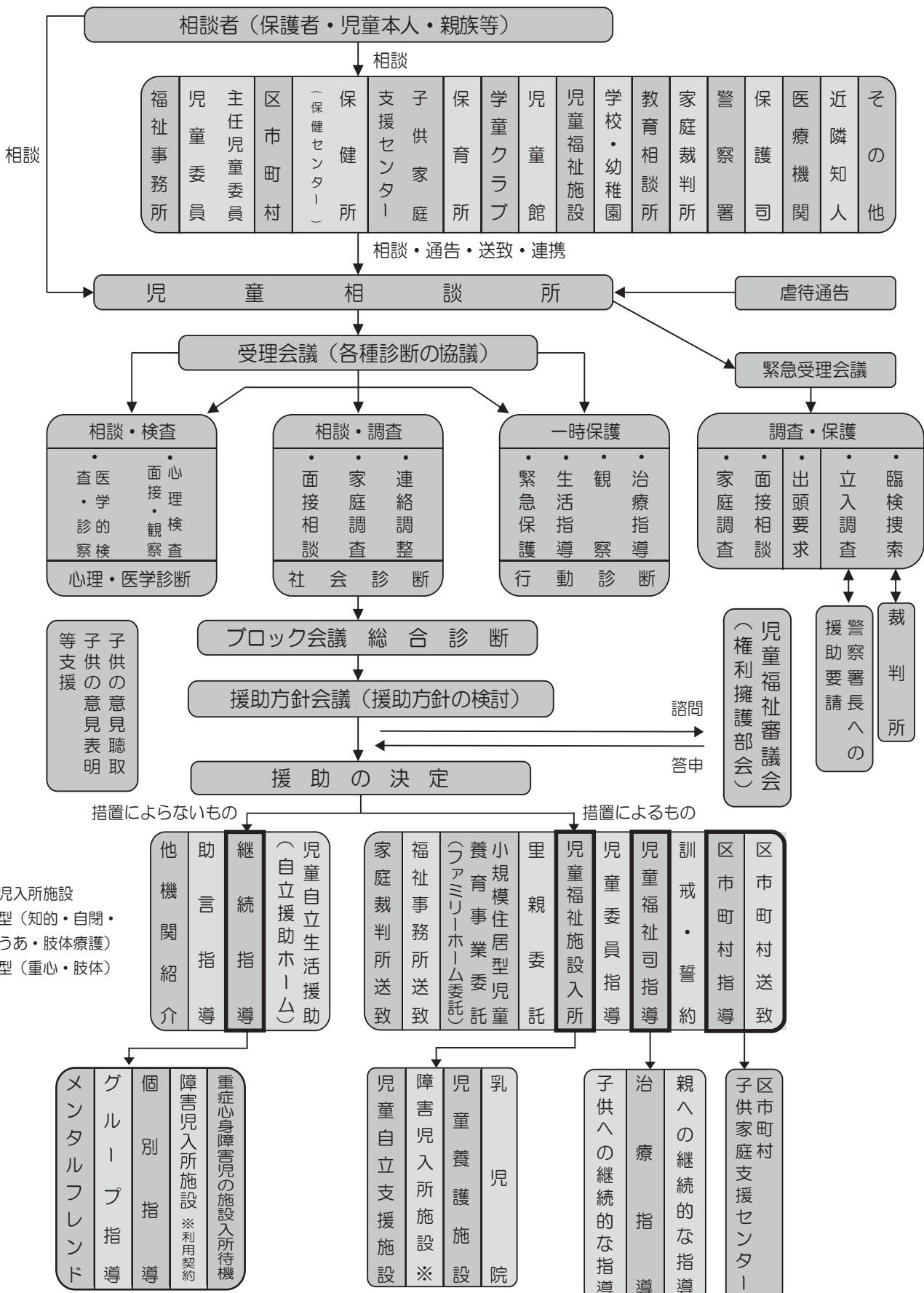
(人)

職種名	セ ン タ ー 相 談	児 童 江 東	品 川	杉 並	北	足 立	八 王 子	立 川	小 平	多 摩	練 馬	町 田	小 計	
管 理 職 (再 掲)	24	4	1	1	1	4	3	4	1	1	1	1	46	
児童福祉司 (再 掲)	87	50	39	44	20	51	45	48	58	45	42	28	557	
児童心理司 (再 掲)	44	21	20	22	10	26	23	24	29	23	21	14	277	
常勤職員	事務	61	13	10	9	8	13	10	13	10	8	9	4	168
	福祉	184	72	35	40	16	72	71	63	54	41	38	28	714
	心理	61	22	20	22	10	27	24	25	29	23	21	14	298
	医師	8											8	
	栄養士	1											1	
	看護師	5	1			1	1	1					9	
	臨床検査	1											1	
	調理												0	
	小計	321	108	65	71	34	113	106	102	93	72	68	46	1199
非常勤職員	児童相談専門員	2												2
	人材確保専門員	1												1
	虐待対応協力員	4	3	3	3	2	3	2	3	3	3	3	2	34
	虐待対応強化専門員	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
	医療連携専門員	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	医員(児童相談センター)	1												1
	医員(児童相談所)精神科診断判定		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	医員(児童相談所)診察判定・保健衛生業務		3	1		1	1	1	1	1				9
	児童福祉専門員	10												10
	子供の権利擁護専門員	7												7
	児童相談セイタ指導員	2												2
	言語療法	2												2
	絵画造形療法	2												2
	音楽療法	2												2
	スポーツ・レクレーション指導	2												2
	電話相談員	11												11
	子供の権利擁護電話相談員	3												3
	連絡調整支援員	1												1
	児童相談所心理職員	8	2				2	2	2					16
	児童相談所学習指導職員	15	3				3	5	3					29
	児童相談所看護職員	12	2				2	3	2					21
	心理技術補佐員	2												2
	児童相談所非常勤弁護士	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	家庭復帰支援員	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	養育家庭専門員	2	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	16
	児童相談所支援事務職員	6	4	4	4	3	4	3	4	4	4	3	3	46
	児童相談業務事務員	8	5	5	4	4	6	4	4	5	4	4	4	57
	徴収事務支援員	2												2
	栄養士	3												3
	児童福祉相談業務指導員	24												24
	児童心理相談業務指導員	12												12
	一時保護所業務事務員	13	3				3	4	3					26
	治療指導課業務事務員	1												1
	一時保護所管理業務支援員	2							1	1				4
	研修コーディネーター	2												2
	児童相談等業務研修専門員	5												5
	採用活動等支援員	1												1
	子供の権利擁護連絡調整員	2												2
	医療連携等支援員	2												2
	夜間連絡相談支援員		4											4
	サテライト巡回支援専門員	3												3
	小計	186	34	19	18	17	31	33	31	21	18	17	16	441
合計		507	142	84	89	51	144	139	133	114	90	85	62	1640

* 児童福祉司には、課長代理(児童福祉担当)を、児童心理司には課長代理(心理指導担当)を含む。
* 常勤職員数、非常勤職員数は定数。

5 東京都児童相談所機能体系図

児童相談の流れ



○受理会議

児童相談所で受け付けた相談事例について、児童福祉司、児童心理司、その他関係職員で、調査及び診断の方針、判定、一時保護の要否等を検討し、最も適切で効果的な相談援助方法を検討するためには開かれる会議。虐待通告等緊急対応を要する場合は、安全確認の時期や方法の検討も含めた緊急受理会議を開催する。

○ブロック会議

児童の援助方針に関する基礎的な協議単位（地域別）であり、児童福祉司、児童心理司、その他関係職員で、受理ケースの情報の共有化をはかり、ケース援助の提案に至るまでの各診断の進め方や、援助方針について意見を出し合い検討するためには開かれる会議

○援助方針会議

調査、診断、判定等の結果に基づき、その児童、保護者等に対する最も適切で効果的な援助方針を作成、確認するために開かれる会議。また、措置の決定等緊急に援助方針を要する場合は、緊急援助方針会議を開催する。

6 児童相談所で取り扱う児童相談・援助

(1) 相談の種類

相 談 区 分		内 容
養 護 相 談		虐待相談 養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、迷子等に関する相談
保 健 相 談		一般的健康管理に関する相談 (乳児、虚弱児、疾病等に関すること等)
障 害 相 談		知的障害相談（愛の手帳の相談含む）、肢体不自由相談、重症心身障害相談、ことばの遅れなどに関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為※1、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為※2があったとして警察署から法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年※3に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育 成 相 談	不 登 校 相 談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性 格 行 動 相 談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘默※4、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	育 児 ・ しつけ 相 談	家庭内における幼児のしつけ、遊び、育児に関する相談
	適 性 相 談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
そ の 他 の 相 談		措置変更、在所期間延長に関する相談等
里 親 に 関 す る 相 談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談

※1 ぐ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格または環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。

※2 触法行為：14歳未満の者が行った刑罰法令に触れる行為をいいます。

※3 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。

※4 緘默（かんもく）：話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態をいいます。

(2) 援助の種類

区 分	内 容
措 置 に よ る も の	訓戒・誓約書の提出 (27条1項1号) 児童福祉司指導 (26条1項2号) (27条1項2号) (虐待防止法11条1項) 児童委員指導 (27条1項2号) 福祉事務所送致等 (26条1項4号) 里親委託 (27条1項3号) 小規模住居型児童養育事業委託 (27条1項3号) 児童福祉施設等入所 (27条1項3号) (27条の2) (31条) 指定発達支援医療機関委託 (27条2項) 家庭裁判所送致 (27条1項4号) (27条の3) 区市町村送致 (26条1項3号) ※法律上は市町村送致 区市町村指導委託 (26条第1項) (27条第1項、第2項) ※法律上は市町村指導委託
	誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童または保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、書類を提出させる。
	・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導。 ・児童虐待を行った保護者に対して行う指導。
	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する。
	・知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合。 ・助産施設、母子生活支援施設、保育所への利用等を要すると認められる場合。 ・15歳以上の児童について、身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設、授産施設に入所させると認められる場合。
	①養子縁組を目的とせずに一定期間養育する「養育家庭」、②障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する「専門養育家庭」、③養子縁組を目的として養育する「養子縁組里親」、④保護者が行方不明等の状態にあり児童の扶養義務者等である親族が養育する「親族里親」に対し、児童の養育を委託する。
	一定の要件を備えた養育者の住居で5～6人の児童を養育する事業を行う者に対し、児童を委託する。
	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。
	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。
	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。 ※少年法第3条第2項、6条7項

区 分	内 容
措置によるもの	助言指導 (11条第1項第2号ニ) 助言、情報提供等の適切な方法により、児童の有する問題が解決されると考えられる場合の指導。愛の手帳の判定、電話相談による助言など。
	継続指導 (11条第1項第2号ニ) 児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う。
	他機関あっせん・紹介 (11条第1項第2号ニ) 児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。
	児童自立生活援助 (33条の6) 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童等又はその他の児童等で、自立を図るため必要な場合において、その児童等から申込があったときは自立援助ホーム等に入居させて、社会的自立に向けた援助を行う。

(3) その他

意見付与 (24条の3第3項)	障害児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する。
家庭裁判所家事審判請求 (28条) (33条6の2・7・8・9)	児童福祉施設等の入所の承認の請求、親権一時停止・親権喪失・管理権喪失の請求（民法834条・835条）、未成年後見人選任（840条）・解任（846条）の請求、特別養子適格の確認請求（令和2年4月1日に施行された児童福祉法上の規定）を行う。
立入調査 (29条) (虐待防止法9条1項)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき、又は保護者による児童虐待等の場合における措置をとるため必要があると認めたときは、児童相談所長は児童委員又は児童福祉司をして、児童の住所等に立入、必要な調査又は質問をすることができる。 正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定がある。（61条の5）
一時保護・一時保護委託 (33条1~10項)（虐待防止法8条）	児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童等を一時保護し、また児童福祉施設等に一時保護委託することができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法12条)	虐待を受けた児童で施設等入所中や一時保護中に、虐待を行った、又は行った疑いがある保護者の面会又は通信を制限することができる。
接近禁止命令 (虐待防止法12条の4)	上記の面会・通信制限を受けている場合で必要があると認めるときは、児童の身近につきまとい又は付近を徘徊しないよう命ずることができる。（虐待防止法第18条に罰則規定がある。）
同居児童の届け出 (30条)	4親等内の児童以外の児童を一定期間同居させている者に対し、区市町村長を経由して、管轄の児童相談所を通じ児童相談センター所長へ届け出義務を課し、虐待や人身売買のような子供の権利侵害が発生しないよう児童の保護を図る。
所長の親権代行 (33条の8の2)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求 (虐待防止法8条の2)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
再出頭要求 (虐待防止法9条の2)	保護者が上記の出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
臨検・捜索 (虐待防止法9条の3)	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

() 内の法律名の記載のない条文は、児童福祉法である。

7 人口総数・児童人口等の推移

(1) 全国及び東京都の人口・出生数・出生率等の推移

区分	東京都				全国					
	人口総数 (人)	出生数 (人)	出生率 (人口 千対)	合計 特殊 出生率	人口総数 (人)	出生数 (人)	出生率 (人口 千対)	合計 特殊 出生率		
21年	12,868,000	(12,596,000)	106,613	8.5	1.12	128,030,000	(125,820,000)	1,070,035	8.5	1.37
22年	13,161,800	(12,665,600)	108,135	8.4	1.12	128,056,000	(125,691,800)	1,071,306	8.5	1.39
23年	13,196,000	(12,869,000)	106,025	8.2	1.06	127,799,000	(126,180,000)	1,050,698	8.3	1.39
24年	13,230,000	(12,916,000)	107,402	8.3	1.09	127,515,000	(125,957,000)	1,037,101	8.2	1.41
25年	13,300,000	(12,979,000)	109,984	8.5	1.13	127,298,000	(125,704,000)	1,029,800	8.2	1.43
26年	13,390,000	(13,044,000)	110,627	8.5	1.15	127,083,000	(125,431,000)	1,003,532	8.0	1.42
27年	13,513,700	(13,021,200)	113,194	8.6	1.17	127,110,000	(123,972,400)	1,005,656	8.0	1.46
28年	13,624,000	(13,207,000)	111,962	8.5	1.24	126,933,000	(125,020,000)	976,978	7.8	1.44
29年	13,724,000	(13,273,000)	108,989	8.2	1.21	126,706,000	(124,648,000)	946,060	7.6	1.43
30年	13,822,000	(13,340,000)	107,150	8.0	1.20	126,443,000	(124,218,000)	918,397	7.4	1.42
令和元年	13,921,000	(13,405,000)	101,817	7.6	1.15	126,167,000	(123,731,000)	865,234	7.0	1.36
2年	14,064,000	(13,526,000)	99,661	7.4	1.13	126,226,000	(123,670,000)	840,832	6.8	1.34
3年	14,010,000	(13,459,000)	95,402	7.1	1.08	125,502,000	(122,780,000)	811,604	6.6	1.30
4年	14,038,000	(13,443,000)	91,097	6.8	1.04	124,947,000	(122,031,000)	770,747	6.3	1.26
5年	14,086,000	(13,448,000)	86,347	6.4	0.99	124,352,000	(121,193,000)	727,277	6.0	1.20
6年	14,178,000	(13,463,000)	84,205	6.3	0.96	123,802,000	(120,296,000)	686,061	5.7	1.15

※人口

- ・総務省統計局「各年 10 月 1 日現在推計人口」による総人口、ただしカッコ内は日本人人口(外国人を除いた人口)
- ・平成 17、22、27 年及び令和 2 年は「国勢調査」。
- ・日本人人口には総人口に対する日本人人口の割合で按分した国籍不詳を含む。

※出生数・出生率・合計特殊出生率

- ・厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計月報年計」による。
- ・「出生率(人口千対)」 = (出生数／人口総数) × 1000
- ・「合計特殊出生率」(期間合計特殊出生率)とは、その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(2) 東京都の児童人口年齢別推移

年齢\年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
0 歳	108,099	105,265	103,684	98,517	95,975	91,152	87,008	83,287	81,728
1 歳	111,086	109,698	106,999	105,071	99,101	95,461	91,032	87,688	84,267
2 歳	107,567	109,790	108,658	105,842	103,773	97,025	93,581	89,771	86,667
3 歳	106,817	106,870	109,220	107,746	104,797	102,008	95,502	92,574	89,005
4 歳	104,026	106,473	106,469	108,798	107,163	103,363	100,792	94,667	91,897
5 歳	102,678	103,824	106,311	106,130	108,487	106,110	102,429	100,157	94,199
6 歳	104,197	102,647	103,689	106,141	105,920	107,540	105,243	101,887	99,805
7 歳	102,794	104,130	102,592	103,502	106,118	105,140	106,622	104,402	101,382
8 歳	102,295	102,879	104,337	102,693	103,586	105,795	104,807	106,383	104,329
9 歳	100,868	102,476	103,074	104,481	102,899	103,357	105,546	104,663	106,404
10 歳	99,233	101,093	102,800	103,261	104,775	102,828	103,211	105,363	104,782
11 歳	95,089	99,529	101,443	103,128	103,597	104,729	102,789	103,198	105,505
12 歳	98,874	95,446	99,967	101,835	103,591	103,783	104,836	102,932	103,542
13 歳	99,400	99,401	95,984	100,472	102,340	103,735	103,938	104,979	103,393
14 歳	101,157	99,702	99,681	96,224	100,832	102,451	103,794	104,030	105,298
15 歳	101,358	101,587	100,168	100,115	96,638	101,051	102,696	104,090	104,590
16 歳	103,370	102,034	102,379	100,857	100,756	96,966	101,401	103,185	105,107
17 歳	101,061	103,610	102,289	102,622	100,955	100,872	97,131	101,619	103,592
総 計	1,849,969	1,856,454	1,859,744	1,857,435	1,851,303	1,833,366	1,812,358	1,794,875	1,775,492
0 ~ 3 歳	433,569	431,623	428,561	417,176	403,646	385,646	367,123	353,320	341,667
4 ~ 5 歳	206,704	210,297	212,780	214,928	215,650	209,473	203,221	194,824	186,096
6 ~ 11 歳	604,476	612,754	617,935	623,206	626,895	629,389	628,218	625,896	622,207
12 ~ 14 歳	299,431	294,549	295,632	298,531	306,763	309,969	312,568	311,941	312,233
15 ~ 17 歳	305,789	307,231	304,836	303,594	298,349	298,889	301,228	308,894	313,289
日本人人口総数	13,043,707	13,115,848	13,189,049	13,257,596	13,297,089	13,277,052	13,260,553	13,264,486	13,281,311
外国人人口総数	486,346	521,500	551,683	577,329	546,436	517,881	581,112	647,416	721,223
児童人口比率	14.2	14.2	14.1	14.0	13.9	13.8	13.7	13.5	13.4
出生数	108,989	107,150	101,817	99,661	95,402	91,097	86,347	84,205	
東京都合計特殊出生率	1.21	1.20	1.15	1.13	1.08	1.04	0.99	0.96	
全国合計特殊出生率	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26	1.20	1.15	

※日本人人口総数・外国人人口総数・児童人口

- ・東京都総務局統計部人口統計課「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年1月1日現在)による。
- ・外国人人口は、住民基本台帳上の人ロ。

※出生数・合計特殊出生率

- ・厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計月報年計」による。

8 地域の指標

		世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学	
			外国人人口							小	中
総数		7,682,155	14,002,534	721,223	1,775,492	2,199.94	6,365	3,581	936	1,315	796
計		964,734	1,596,459	125,599	188,044	499.07	3,199	479	143	159	111
児童相談センター	千代田区	39,410	68,835	4,108	10,283	11.66	5,872	24	12	11	14
	中央区	106,555	187,404	12,553	27,654	10.21	18,262	77	14	17	6
	新宿区	231,609	352,717	48,097	32,001	18.22	19,623	68	30	30	16
	文京区	130,932	235,345	15,923	33,393	11.29	22,023	96	27	24	27
	台東区	137,054	216,084	20,332	19,734	10.11	22,197	47	19	19	9
	渋谷区	143,626	231,402	12,711	26,581	15.11	16,174	58	20	21	13
	目黒区	161,512	281,400	11,479	35,225	14.67	19,591	97	21	24	13
	小計	14,036	23,272	396	3,173	407.80	519	12		13	13
	大島町	4,252	6,813	148	903	90.76	71	3		3	3
	利島村	178	300	6	46	4.04	78	1			
	新島村	1,336	2,415	17	276	27.54	80	2		2	2
	神津島村	911	1,737	10	284	18.58	92	1		1	1
	三宅村	1,457	2,211	41	256	55.26	38	1		1	1
	御藏島村	170	302	2	56	20.39	15			1	1
	八丈町	4,128	6,838	129	900	72.24	92	3		3	3
	青ヶ島村	114	160		17	5.95	28			1	1
	小笠原村	1,490	2,496	43	435	113.04	25	1		1	1

(注) 資料の出典は次のとおりである

- ・世帯数～人口密度：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(総務局) 令和7年1月1日現在
- ・人口総数は、日本人と外国人を合わせたもの
- ・面積：区部には、荒川河口部 (1.12k m²)、中央防波堤外側埋立地 (1.20k m²)、新海面処分場 (2.36k m²) を含み、島部には、鳥島 (4.79k m²)、ベヨネース列岩 (0.00 k m²)、須美寿島 (0.02k m²)、孀婦岩 (0.00 k m²) を含む。
- ・保育所：令和7年5月1日現在
- ・幼稚園、学校：「学校基本統計」(総務局) 令和7年5月1日現在
- ・特別支援学校：都外の都立学校1校を含む。() 内は都外の区立学校の再掲。
- ・児童館：令和7年5月1日現在
- ・子供家庭支援センター：令和7年5月1日現在、子供家庭支援センターがある区市町村
- ・教育相談所：令和7年4月1日現在、教育相談所(室)がある区市町村

校		児童館	子供家庭支援センター	教育相談所	福祉事務所	保健所等		民生・児童委員定数		愛の手帳交付状況	身体手帳交付状況	相談受理件数
高 (全日・定時)	特別支援学校					保健所	保健センター等	民生委員(区域)	主任児童委員			
430	71 (3)	590			83	31	113	9,993	828	106,675	438,957	50,680
91	4	76			11	7	24	1,257	111	8,014	45,911	5,073
18		4	○	○	1	1		48	4	322	1,767	271
2		8	○	○	1	1	3	117	7	646	3,787	722
11	1	20	○	○	1	1	4	280	22	1,858	12,409	1,179
25	3	16	○	○	1	1	2	142	9	1,221	5,347	800
8		8	○	○	1	1	1	188	25	1,126	8,823	494
10		2	○	○	1	1	3	184	14	1,074	5,703	738
10		18	○	○	1	1		211	20	1,501	6,966	767
7					4		11	87	10	266	1,109	102
2			○	○	1		2	27	3	105	481	40
			○					1		6	7	1
1			○				2	9	1	18	131	9
1			○				2	6	1	16	88	6
1			○		1		1	9	2	34	52	5
			○					1		2	7	
1			○	○	1		2	28	2	78	222	30
							1	1			4	5
1			○		1		1	5	1	7	117	6

- ・福祉事務所：令和7年5月1日現在（窓口数）
- ・保健所：令和7年5月1日現在、保健所総数には島しょ保健所、保健センター等には出張所、分室等を含む
- ・児童委員定数：令和7年4月1日現在（八王子市は中核市のため、東京都の定数外）
- ・愛の手帳、身体手帳の交付状況：令和7年3月31日現在
- ・相談受理件数：令和6年度（4152電話相談件数を除く）、総数には、都児相で受理した管轄外及び不明の742件を含む。なお、品川区の件数には、令和6年4月から9月までの間に都児相で受理した件数を含む。

		世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学	
			外国人人口	小						中	
江 東	計	464,534	828,987	56,541	102,942	56.76	14,605	266	41	70	39
	墨田区	170,273	287,302	16,980	31,228	13.77	20,605	83	14	25	13
	江東区	294,261	541,685	39,561	71,714	42.99	12,546	183	27	45	26
品 川	計	418,230	740,519	32,041	87,032	61.86	11,971	192	46	61	30
	大田区	418,230	740,519	32,041	87,032	61.86	12,159	192	46	61	30
杉 並	計	511,379	915,678	31,296	117,374	61.46	14,899	273	68	73	51
	杉並区	334,466	577,147	22,289	69,598	34.06	17,426	187	41	42	31
	武藏野市	79,250	148,034	4,196	20,186	10.98	13,707	36	11	15	11
	三鷹市	97,663	190,497	4,811	27,590	16.42	11,926	50	16	16	9
北	計	211,567	362,089	31,471	40,716	20.61	17,569	97	36	34	21
	北区	211,567	362,089	31,471	40,716	20.61	17,649	97	36	34	21
足 立	計	379,192	698,276	43,996	82,763	53.25	13,113	154	50	67	37
	足立区	379,192	698,276	43,996	82,763	53.25	13,174	154	50	67	37
八 王 子	計	588,209	1,177,730	30,840	157,477	285.48	4,125	203	76	128	78
	八王子市	284,931	559,083	16,750	70,828	186.38	3,093	88	29	69	46
	町田市	208,738	430,170	9,915	59,729	71.55	6,038	76	34	42	24
	日野市	94,540	188,477	4,175	26,920	27.55	6,966	39	13	17	8

校		児童館	子供家庭支援センター	教育相談所	福祉事務所	保健所等		児童委員定数		愛の手帳交付状況	身体手帳交付状況	相談受理件数	
高	特別支援学校					保健所	保健センター等	民生	主任				
19	5		33			3	2	4	506	33	5,744	25,513	2,686
7	1		16	○	○	1	1		195	14	1,945	7,997	757
12	4		17	○	○	2	1	4	311	19	3,799	17,516	1,929
14	4	(1)	45			4	1		468	39	5,225	25,107	2,244
14	4	(1)	45	○	○	4	1		468	39	5,225	25,107	2,244
28	3		37			5	1	7	626	44	5,965	23,921	2,410
19	3		34	○	○	3	1	5	405	28	3,179	14,871	1,480
6			1	○	○	1		1	104	6	1,371	3,614	356
3			2	○	○	1		1	117	10	1,415	5,436	574
15	2		20			1	1	3	303	20	2,922	14,974	1,095
15	2		20	○	○	1	1	3	303	20	2,922	14,974	1,095
11	2		50			6	1	4	509	50	6,747	27,868	3,327
11	2		50	○	○	6	1	4	509	50	6,747	27,868	3,327
33	9		33			3	2	8	780	71	11,787	36,250	4,305
18	6		12	○	○	1	1	3	417	43	5,591	15,542	2,205
12	2		11	○	○	1	1	4	239	18	4,524	14,804	1,545
3	1		10	○	○	1		1	124	10	1,672	5,904	555

		世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学	
			外国人人口	小						中	
立川	計	384,014	751,514	24,185	97,425	622.55	1,207	161	53	98	51
	立川市	97,736	186,257	6,078	25,002	24.36	7,611	36	12	20	9
	青梅市	66,053	129,105	3,032	15,005	103.31	1,262	31	6	17	11
	昭島市	58,040	115,632	3,555	16,358	17.34	6,689	21	7	14	7
	国立市	39,828	76,079	2,015	9,868	8.15	9,412	18	9	11	5
	福生市	31,353	56,582	4,606	6,213	10.16	5,515	12	4	7	3
	あきる野市	37,542	79,244	1,561	10,868	73.47	1,065	14	5	11	7
	羽村市	26,790	54,126	1,979	7,204	9.90	5,421	12	6	7	3
	小計	26,672	54,489	1,359	6,907	375.86	145	17	4	11	6
	瑞穂町	15,535	32,013	1,092	3,964	16.85	1,850	9	3	5	2
	日の出町	7,553	16,061	173	2,424	28.07	585	5	1	3	2
小平	檜原村	1,105	1,923	11	154	105.41	17	1		1	1
	奥多摩町	2,479	4,492	83	365	225.53	19	2		2	1
	計	573,146	1,156,541	31,809	165,364	128.01	9,035	265	70	117	72
	小金井市	63,469	125,174	3,639	18,263	11.30	11,312	44	7	10	9
	小平市	97,150	196,799	6,325	29,364	20.51	9,772	49	15	21	11
	東村山市	76,101	151,795	4,202	20,571	17.14	8,876	21	10	15	11
	国分寺市	64,650	129,500	3,235	19,122	11.46	11,545	44	4	11	6
	西東京市	103,012	206,245	6,240	28,924	15.75	13,189	41	14	18	11
	東大和市	41,125	84,996	1,467	12,252	13.42	6,229	17	3	10	5
	清瀬市	37,538	75,011	1,708	10,264	10.23	7,468	15	7	10	6
	東久留米市	56,959	116,325	2,850	16,155	12.88	8,900	21	6	13	8
	武藏村山市	33,142	70,696	2,143	10,449	15.32	4,539	13	4	9	5
多摩	計	418,442	824,394	19,480	117,145	96.38	8,554	189	47	82	46
	府中市	131,330	260,998	6,577	37,734	29.43	8,952	56	17	24	12
	調布市	124,600	239,348	5,534	34,059	21.58	11,322	72	13	22	12
	多摩市	76,009	148,084	3,669	18,729	21.01	6,969	22	8	18	11
	稲城市	43,266	93,916	2,050	15,372	17.97	5,287	19	6	12	7
	狛江市	43,237	82,048	1,650	11,251	6.39	13,061	20	3	6	4
練馬	計	395,526	745,927	26,531	100,048	48.08	15,514	201	43	67	39
練馬	練馬区	395,526	745,927	26,531	100,048	48.08	15,758	201	43	67	39

校		児童館	子供家庭支援センター	教育相談所	福祉事務所	保健所等		児童委員定数		愛の手帳交付状況	身体手帳交付状況	相談受理件数
高	特別支援学校					保健所	保健センター等	民生	主任			
21	4	28			8	2	12	667	55	7,828	26,372	2,620
5	1	9	○	○	1	1	1	146	12	1,812	6,505	687
2	1		○	○	2	1	1	139	12	1,455	5,501	481
3		1	○	○	1		1	79	6	1,113	3,549	506
4		3	○	○	1		1	52	4	678	2,369	184
2		3	○	○	1		1	48	4	550	1,932	176
3	1	6	○	○	1		2	64	6	868	2,744	244
1	1	3	○	○	1		1	48	4	620	1,718	154
1		3					4	91	7	732	2,054	188
1		1	○	○			1	34	2	441	1,140	123
		1	○	○			1	25	2	209	601	54
		1	○	○			1	11	1	30	119	3
			○	○			1	21	2	52	194	8
34	7	45			10	1	10	755	64	10,771	39,296	3,515
6	1	4	○	○	1		1	78	6	862	3,134	327
6	1	3	○	○	1	1	1	125	12	1,838	5,907	623
5		5	○	○	1		1	107	10	1,615	6,213	501
2		6	○	○	1		1	73	6	1,016	3,507	320
5	1	11	○	○	1		2	137	10	1,730	6,438	558
2		6	○	○	1		1	56	5	861	2,995	285
2	1	3	○	○	1		1	47	5	820	4,003	246
3	2	4	○	○	1		1	74	6	1,184	4,192	379
3	1	3	○	○	2		1	58	4	845	2,907	276
19	4	41			5	2	5	534	42	6,665	25,764	2,531
6	2	11	○	○	1	1	1	169	12	2,328	8,054	770
7	1	12	○	○	1		1	153	12	1,804	7,552	747
3	1	10	○	○	1	1	1	104	8	1,323	5,041	510
2		5	○	○	1		1	58	6	660	2,581	279
1		3	○	○	1		1	50	4	550	2,536	225
14	4	25			4	1	6	537	40	5,911	23,224	2,365
14	4	25	○	○	4	1	6	537	40	5,911	23,224	2,365

		世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学	
			外国人人口							小	中
特 別 区 児 相	計	2,373,182	4,204,420	267,434	519,162	257	16,363	1,101	263	359	221
	世田谷区	502,617	923,210	28,202	123,526	58.05	16,272	215	61	70	52
	江戸川区	359,749	693,570	47,932	90,410	49.90	13,917	149	38	66	34
	荒川区	125,357	222,278	23,539	26,173	10.16	21,981	58	11	24	12
	港区	153,885	267,780	22,614	38,589	20.36	13,181	87	30	21	22
	中野区	217,716	341,322	24,632	34,135	15.59	22,524	93	21	22	15
	板橋区	334,750	578,914	37,481	66,286	32.22	18,388	144	31	52	27
	豊島区	188,094	294,644	36,360	28,854	13.01	23,755	92	20	24	17
	葛飾区	252,845	469,916	29,664	57,637	34.80	13,181	124	25	48	27
	品川区	238,169	412,786	17,010	53,552	22.85	18,720	139	26	32	15

校			児童館	子供家庭支援センター	教育相談所	福祉事務所	保健所等		児童委員定数		愛の手帳交付状況	身体手帳交付状況	相談受理件数
高	特別支援学校						保健所	保健センター等	民生	主任			
131	23	2	157			23	9	30	3,051	259	29,096	124,757	17,767
38	3		25	○	○	5	1	5	596	58	5,192	22,611	2,583
10	2		7	○	○	3	1	8	410	34	6,715	21,360	4,018
4			18	○	○	1	1		201	15	1,551	8,139	1,322
18	3		11	○	○	5	1		148	10	1,257	7,428	1,629
12	1		18	○	○	1	1	4	283	28	1,866	9,248	1,555
12	5	(1)	27	○	○	3	1	5	501	35	4,517	18,877	2,118
17	1		2	○	○	2	1	1	243	15	1,574	8,901	1,095
8	6	(1)	25	○	○	2	1	4	370	38	4,034	15,099	2,090
12	2		24	○	○	1	1	3	299	26	2,390	13,094	1,357

II 事業のあらまし

注

- ・ 数値は四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- ・ 令和4年度から集計条件を変更している統計があります。

1 相談状況

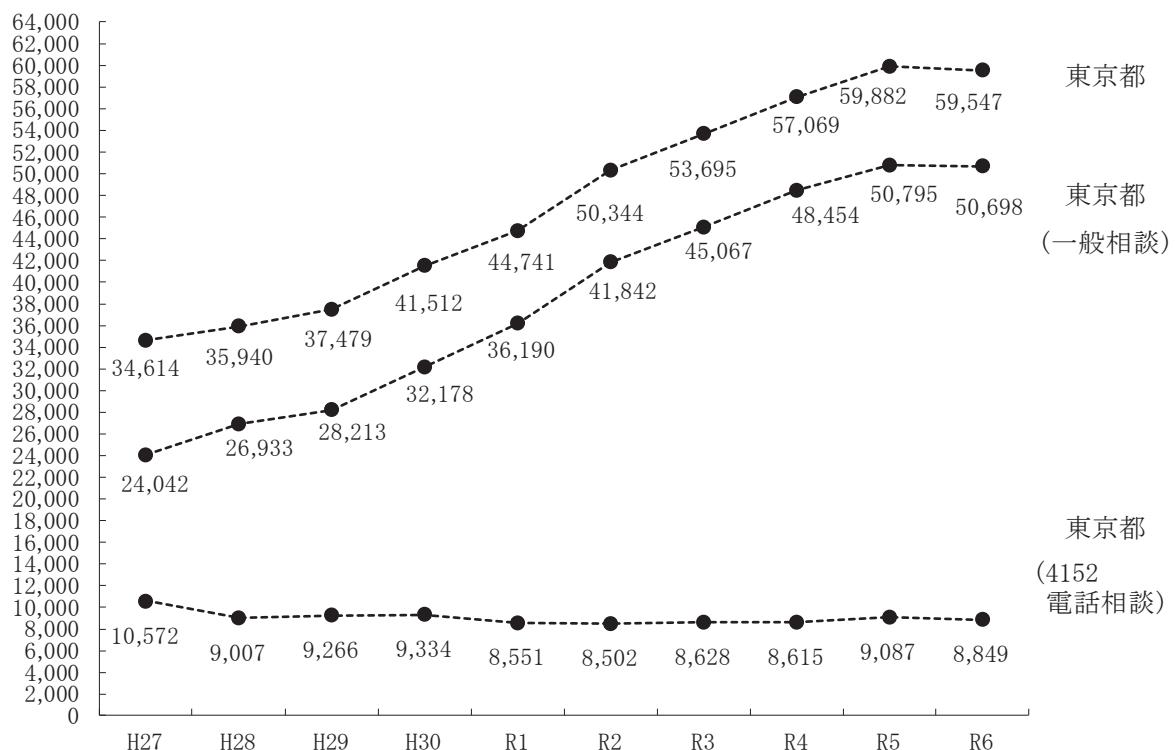
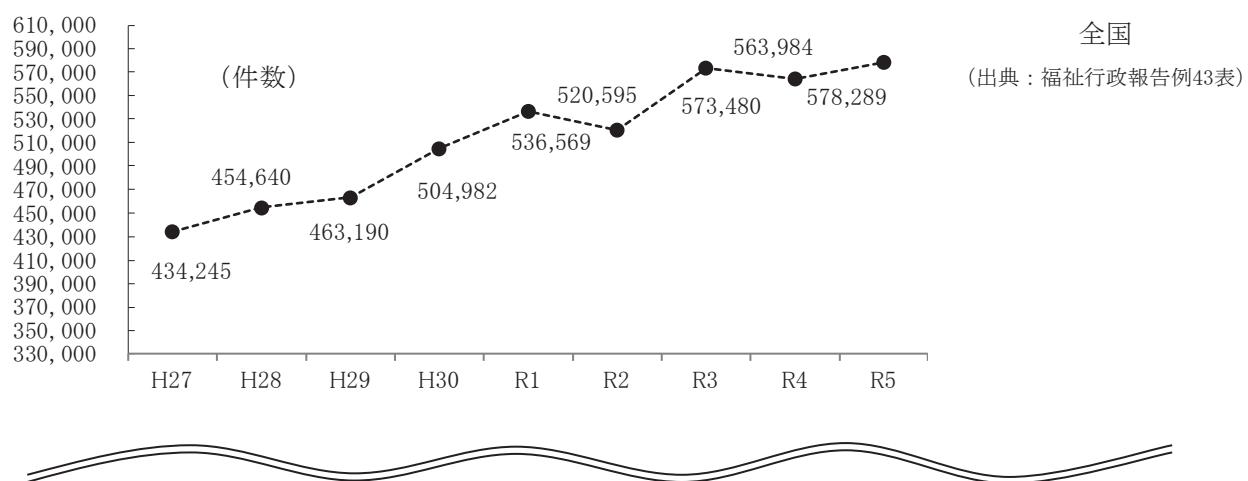
(1) 概況

令和6年度の都内の児童相談所における相談受理件数(4152 電話相談件数を含む)は59,547件で、児童人口10,000人に対して335.4件である(令和7年1月1日現在東京都児童人口1,775,492人)。

最近10年間の相談受理件数の推移は図1のとおりである。東京都における令和6年度の相談受理件数は、令和5年度と比較して、一般相談は97件、4152電話相談は238件、総相談受理件数では335件の減少となっているものの、依然として高い水準で推移している(全国の令和6年度件数については令和7年10月1日現在未発表)

図1 相談受理件数の年度別推移

(件)



※令和2年度数值からは特別区児相分を含む

(2) 経路別受理状況

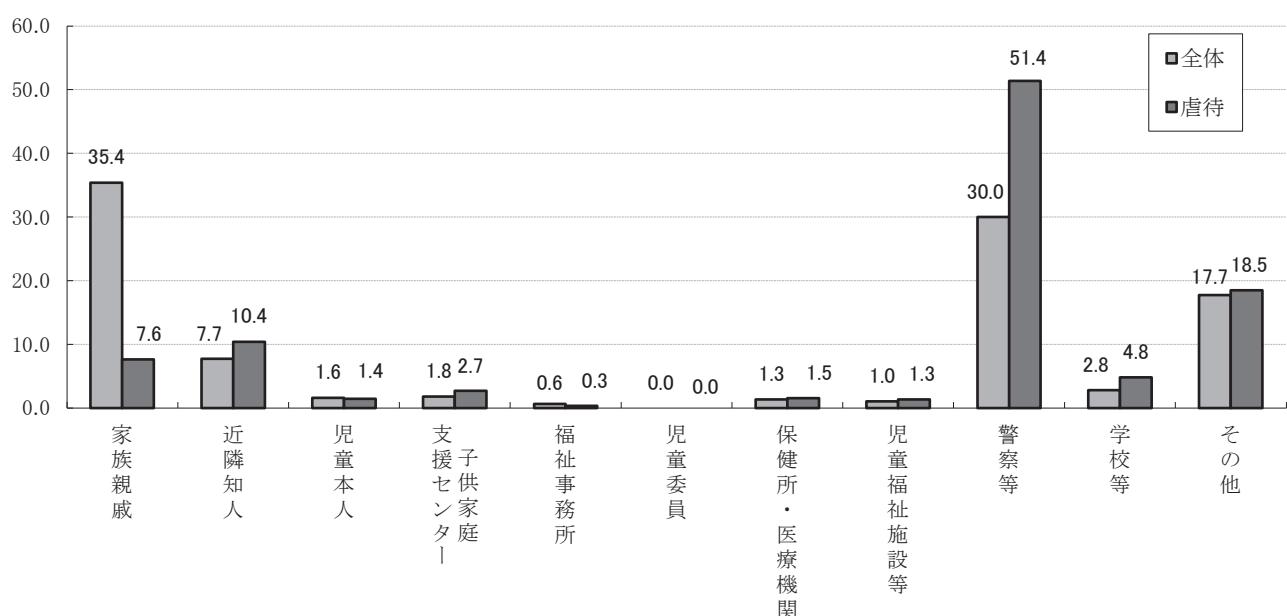
相談経路は、保護者・児童本人または関係者からの相談と、警察等関係機関からの通告、福祉事務所や家庭裁判所からの送致などがある。このように児童相談所が直接受ける相談のほか、巡回相談（島しょ地域）や電話・文書による相談も受け付けている。

相談経路は家族親戚からの相談が最も多く、令和6年度は35.4%である。しかし虐待相談に限定すると、家族親戚からの相談は7.6%であり、警察等からの通告（51.4%）及び近隣知人からの相談（10.4%）が多い（図2）。

表1 経路別受理件数の年度別推移（件、（ ）内は%）

	家族親戚	近隣知人	児童本人	区市町村	子支援供センターハウス	福祉事務所	児童委員	保健所・医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	家庭裁判所	その他	合計
令和2年度	18,366	5,763	731	702	1,075	173	16	612	294	13,486	1,039	304	7,783	50,344
	(36.5)	(11.4)	(1.5)	(1.4)	(2.1)	(0.3)	(0.0)	(1.2)	(0.6)	(26.8)	(2.1)	(0.6)	(15.4)	(100.0)
3年度	20,017	5,765	765	375	1,109	241	22	859	298	14,675	992	326	8,251	53,695
	(37.3)	(10.7)	(1.4)	(0.7)	(2.1)	(0.5)	(0.0)	(1.6)	(0.6)	(27.3)	(1.8)	(0.6)	(15.4)	(100.0)
4年度	20,303	4,761	719	255	1,167	255	10	645	409	16,945	1,315	310	9,975	57,069
	(36.2)	(8.5)	(1.3)	(0.2)	(2.0)	(0.4)	(0.0)	(1.2)	(0.7)	(30.0)	(2.3)	(0.6)	(16.6)	(100.0)
5年度	21,520	4,608	922	110	1,214	263	16	630	463	18,469	1,511	335	9,821	59,882
	(35.9)	(7.7)	(1.5)	(0.2)	(2.0)	(0.4)	(0.0)	(1.1)	(0.8)	(30.8)	(2.5)	(0.6)	(16.4)	(100.0)
6年度	21,108	4,589	962	207	1,079	372	12	777	566	17,871	1,642	344	10,018	59,547
	(35.4)	(7.7)	(1.6)	(0.3)	(1.8)	(0.6)	(0.0)	(1.3)	(1.0)	(30.0)	(2.8)	(0.6)	(16.8)	(100.0)

図2 相談全体と虐待相談の相談経路の比較（令和6年度）



（注）虐待相談は相談対応件数

*令和2年度数値から特別区児相分を含む。

*虐待相談の相談経路については、令和4年度から、前々年度以前に相談を受け付け当年度に対応したものや非該当を含まない等、集計条件を変更。

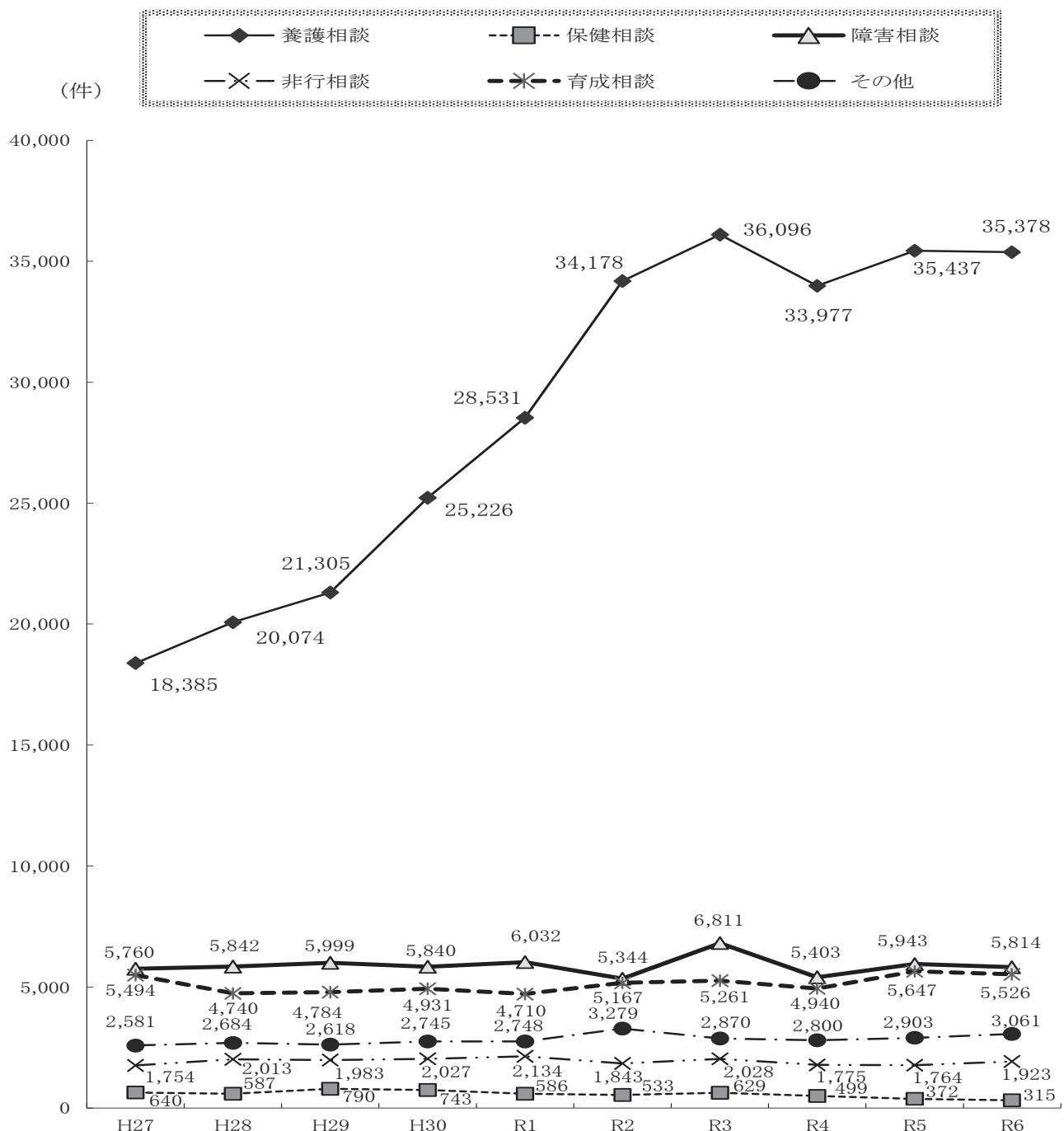
(3) 相談内容別受理状況

最近 10 年間の相談内容別受理件数（4152 電話相談件数を含む。）の推移は図 3 のとおりである。

令和 6 年度は、養護相談受理件数は前年度に比べてほぼ同水準である。養護相談の中でも、特に虐待相談の割合が引き続き高い状況にある。これは、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前 DV）についての警察からの通告の増加や広報やマスコミ報道等により児童虐待への意識が高まったことに伴う通告の増加の影響と考えられる。

また、障害相談、育成相談及び保健相談が前年度より減少している一方、非行、その他の受理件数は増加している。

図 3 相談内容別受理件数の年度別推移

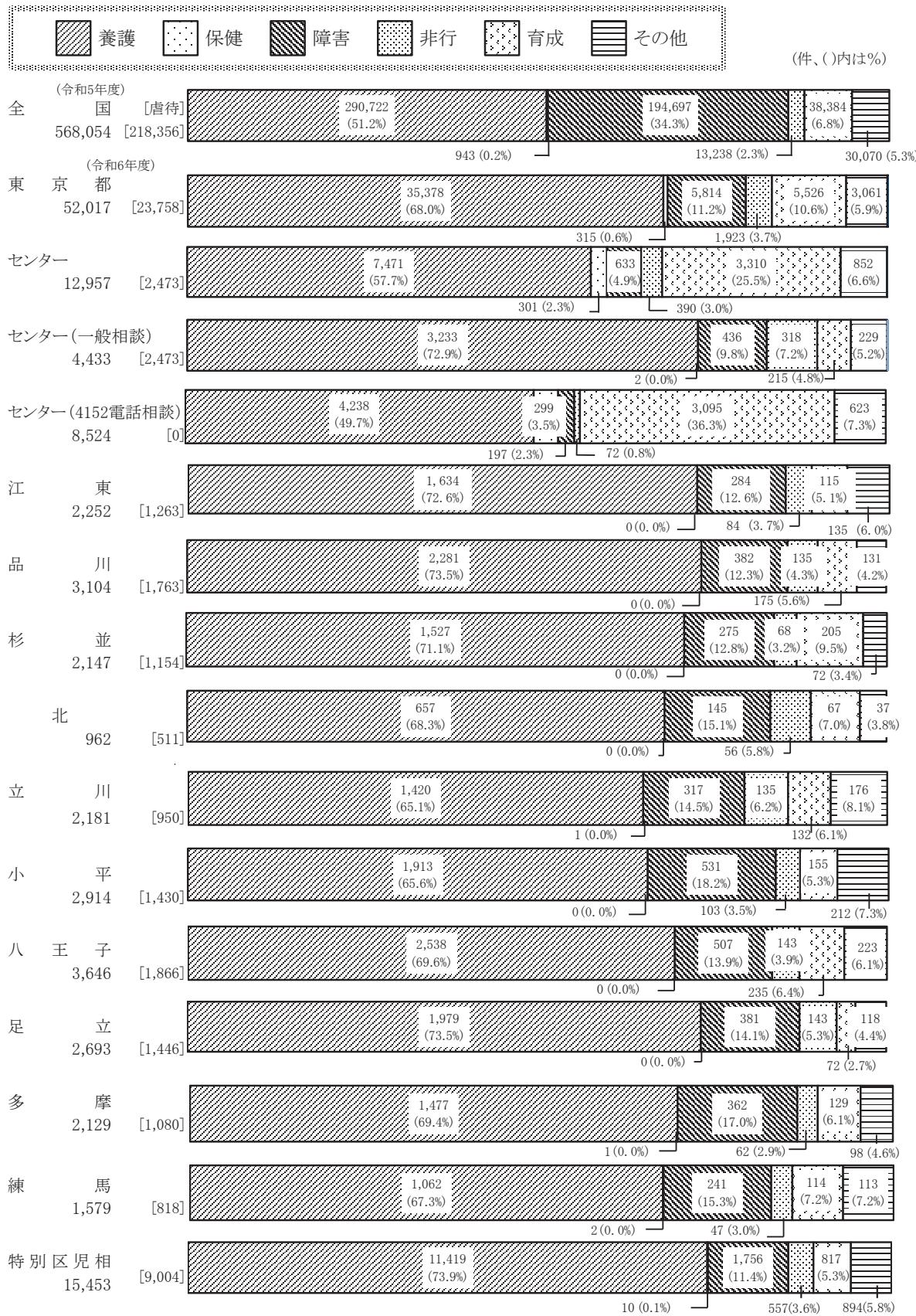


*令和 2 年度から特別区児相分を含む

*令和 4 年度から、新たに受け付けた相談のうち当該年度中に援助方針会議による相談種別が未決定のものや非該当を除く等、集計条件を変更

令和5年度の全国及び令和6年度の東京都、特別区各児童相談所の相談内容別構成割合は図4のとおりである。

図4 全国及び東京都、特別区各児童相談所の相談内容別構成割合



(注) 虐待相談は養護相談の再掲である。

(4) 性別ごと受理状況

令和6年度に受理した相談の性別ごと件数は次のとおりである。

全体的に男児についての相談が多いが、特に男女差が大きいのは障害相談である。

表2 性別ごと相談受理状況

(件)

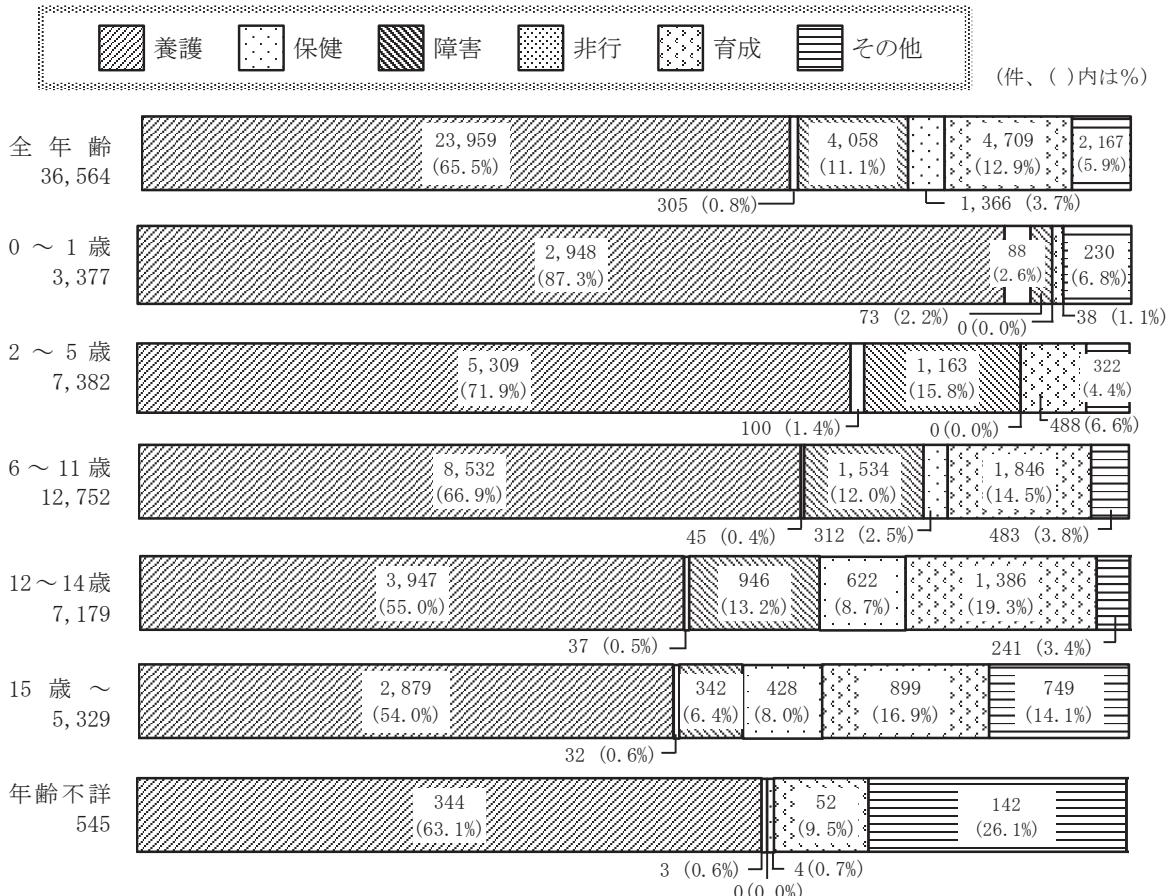
	合計	男	女	性別不詳
養護相談	23,959	12,573	10,854	532
保健相談	305	191	110	4
障害相談	4,058	2,790	1,267	1
肢体不自由相談	82	47	34	1
視・聴覚・言語相談	8	6	2	0
重症心身障害相談	20	14	6	0
知的障害相談	3,784	2,616	1,168	0
ことばの遅れ相談	0	0	0	0
発達障害相談	164	107	57	0
非行相談	1,366	847	510	9
盜み	369	274	95	0
粗暴	249	214	32	3
不良交友	54	14	39	1
家出・外泊	316	82	234	0
薬物	8	4	4	0
放火	30	27	3	0
性的非行	140	98	41	1
金品持出	107	77	29	1
その他の	93	57	33	3
育成相談	4,709	2,790	1,842	77
不登校相談	508	325	170	13
怠学	74	51	21	2
登校(園)拒否	383	255	121	7
その他の	51	19	28	4
夜遺尿	9	4	5	0
習癖	151	68	81	2
わがまま	1,107	685	410	12
落着なし	189	116	58	15
臆病	79	46	33	0
孤立	458	242	216	0
適性相談	1,107	650	457	0
ことばの遅れ相談	0	0	0	0
その他の	1,101	654	412	35
その他との相談	2,167	1,195	842	130
合計	36,564	20,386	15,425	753

(5) 年齢別受理状況

児童相談所が令和 6 年度に受理した相談件数を、児童の年齢層別に相談内容別構成割合を示したのが図 5 である。

この図を見ると、年齢層によって相談内容の割合に違いはあるものの、各年齢層とも一番大きな割合を占めているのは養護相談である。

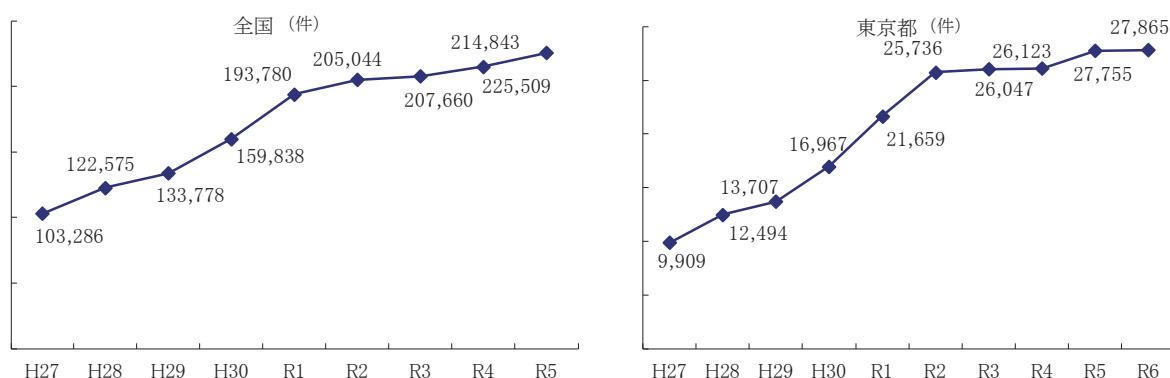
図 5 年齢別の相談内容別構成割合



① 児童虐待相談状況

虐待相談対応件数は、図 6 のとおりである。全国及び東京都においては年々増加している。

図 6 児童相談所における虐待相談対応件数の年度別推移



*令和 2 年度数値から特別区児相分を含む

*全国の令和 6 年度件数については令和 7 年 3 月 1 日現在未発表

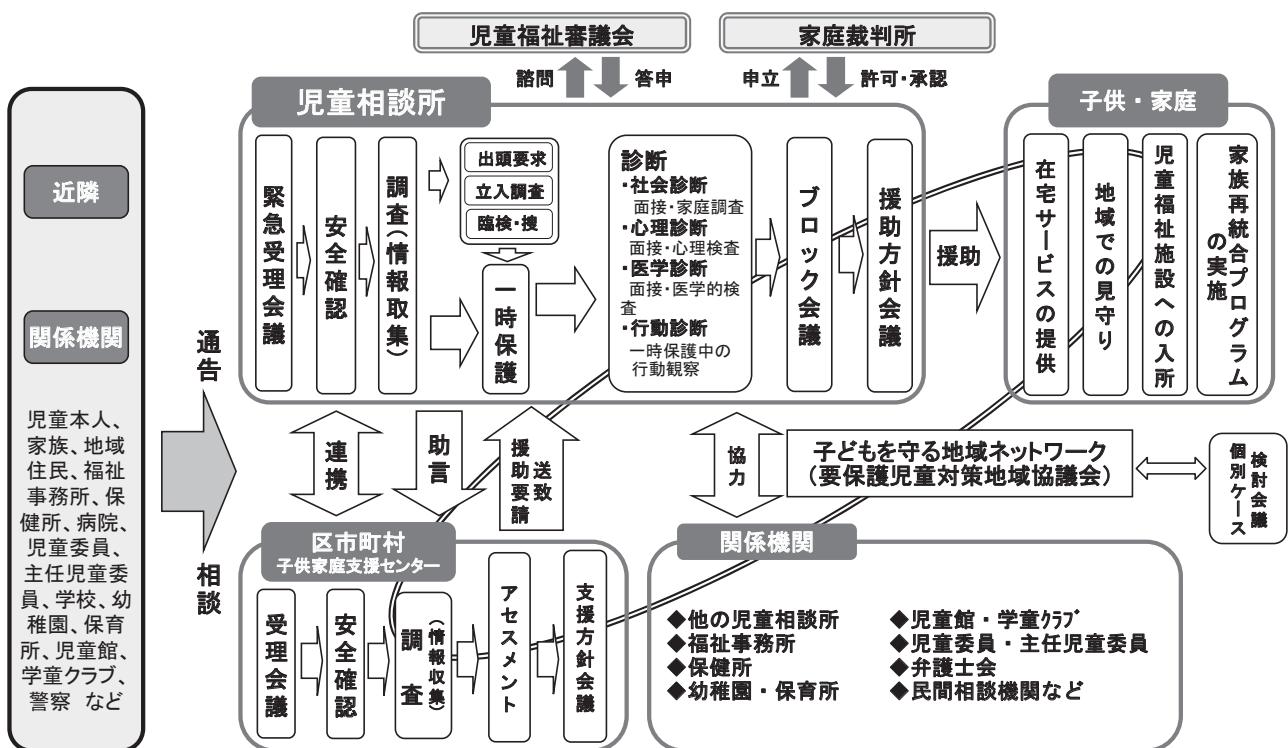
*令和 4 年度から、前々年度以前に相談を受け付け当年度に対応したものや非該当を含まない等、集計条件を変更

② 児童虐待に対する児童相談所の対応

子供への虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に多大な影響を与えると共に、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害である。子供への虐待の予防や虐待の問題を解消するための援助は一つの機関や職種のみではなしえない。このため、児童相談所、子供家庭支援センター、学校、保育園、保健所・保健センター、警察、児童委員等の関係機関による要保護児童対策地域協議会等を通して、共通の認識のもとに関係機関の特性を活かした役割分担による連携協力体制を確立し、予防や支援にあたっている。

児童相談所が虐待の通告・相談を受けたときは、「緊急受理会議」を開催して緊急性の判断を行い、調査方針、調査対象機関等を決定するとともに子供の安全確認の具体的な方法を決定し、通告後 48 時間以内の家庭等への訪問や関係機関との連携等により児童の安全確認を実施し、その後虐待発生に至る様々な要因についての各種診断を行い、援助方針を検討する。

図 7 児童虐待相談に対する児童相談所の対応



虐待の通告内容、訪問・調査結果等から、緊急に児童の安全確保が必要と判断される場合は、一時保護等により児童を保護する。子供の安全確認・確保ができない場合は、警察署長に援助を求め、児童福祉法第 29 条及び虐待防止法第 9 条により「立入調査」を行う。また、状況に応じて「出頭要求」、「臨検・捜索」等を行う。

平成 30 年 4 月より、児童福祉法の改正に伴い 2 か月を超えて一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合には、児童相談所長は 2 か月を超える時点ごとに家庭裁判所に承認を得なければならないこととなった。

また、令和 7 年 6 月より一時保護時の司法審査が開始され、親権者の同意なく 7 日を超えて一時保護を行う場合は、法令の定めにより裁判所の許可が必要になった。

保護した児童について、児童養護施設等への入所措置や里親委託が必要と認められる場合で、保護者の同意が得られないときは、児童相談所長は家庭裁判所に、児童福祉法第 28 条に

より施設入所措置等をとるための承認を求めて、家事審判の申立てを行う。施設入所措置等が適当と判断されたものについては2年間を限度として承認され、その後も入所等が必要な場合には更新手続きを取ることになる。

③ 児童虐待等に対する児童相談所の取組み

(7)児童相談所体制強化

平成12年の児童虐待防止法の施行以後、児童福祉司を増員するとともに、困難なケースに的確かつ効率的に取り組むためにチーム制を導入するなど、体制の強化を図ってきた。主な取り組みは次のとおりである。

表3 児童相談所体制強化の取組み

取組み	概要	開始時期
児童福祉司の定員増	令和7年557人、令和6年507人、令和5年458人、令和4年422人、令和3年386人、令和2年350人、平成31年315人、平成30年273人、平成29年250人、平成28年227人、平成27年209人、平成25年196人、平成23年183人、平成21年172人、平成18年159人、平成17年149人、平成16年138人（定員ベース）	
児童心理司の定員増	令和7年277人、令和6年251人、令和5年229人、令和4年208人、令和3年187人、令和2年164人、平成31年141人、平成30年117人、平成29年104人、平成28年91人、平成26年78人、平成24年65人、平成19年54人（定員ベース）	
児童虐待ケース援助作業委員会の実施	児童相談所の職員のほか地域の関係機関、医師や弁護士など所長が必要と認める者を構成員として、児童相談所で受理した事例のなかで、困難な虐待事例について取組み方針を策定し、虐待ケースへの指導・援助活動を行う作業委員会を実施	平成8年7月
児童虐待カウンセリング強化事業の実施	虐待防止、親子関係の改善、家族の再統合を図ることを目的として、精神科医等の医師を登録し、保護者等へのカウンセリングを各児童相談所で実施	平成13年度
一時保護所へ心理職員の配置	一時保護された子供の行動観察や心のケアを行うために、各一時保護所へ非常勤心理職員を配置	平成13年10月
協力弁護士制度の実施	困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応するため、協力弁護士（令和7年度68名）を登録、そのうち各児童相談所に非常勤弁護士を配置	協力弁護士 平成13年度 非常勤弁護士 平成16年度
虐待対策班の設置	児童虐待に迅速かつ機動的に対応するため、各児童相談所に児童福祉司、児童虐待対応協力員からなる虐待対策班を設置	平成15年度
通年開所の実施	土、日曜日、祝日（年末年始を含む）に対応する通年開所窓口を設置	平成16年2月7日
一時保護所へ学習指導職員の配置	一時保護所等の入所児童のために学習指導を実施	平成16年度
協力医師制度の実施	虐待ケース等で法医学等を専門とする医師等にセカンドオピニオン等を依頼するための協力医師を登録する	平成18年度
児童福祉相談専門課長の配置	困難対応事例の支援、人材育成、関係機関等との連携等を実施（平成20年度に児童相談センターへ副参事として配置、平成31年度より各所への配置を開始）	平成20年度
医療連携専門員の設置	保健、医療面に関する相談、指導の充実や、関係機関との連携強化のために、保健師免許を有する者を医療連携専門員として配置	平成24年度

虐待対応強化専門員の設置	虐待対応力の強化を図るため、都道府県警察の生活安全部門等で勤務経験のある者を虐待対応強化専門員として各児童相談所に配置	平成 24 年度
児童福祉・児童心理相談業務指導員の配置	児童相談所において培った経験を活用し、児童相談所職員等を対象とした研修対応、地域の児童相談所への支援及び支援を通じて把握した実情を基にした研修企画に当たっての助言等を行う	平成 25 年度
家庭復帰担当司の設置	家庭復帰段階の業務の一部を担う家庭復帰担当司を原則専任で配置し、地区担当司や家庭復帰支援員等と協働することにより、円滑な家庭復帰に寄与する。	平成 27 年度
児童相談業務事務員（司クラーク）の設置	児童記録等の入力補佐、関係機関からの照会対応等、児童福祉司・児童心理司に関する補佐業務	平成 28 年度
一時保護所常勤心理職の配置	一時保護所非常勤心理職のスーパーバイズを行う	令和元年度
保護課長の設置	一時保護所を設置する地域児童相談所に保護課長を設置	令和 4 年 7 月
部長級児童相談所長の設置	一時保護所を併設する地域児童相談所の所長を部長級に格上げるとともに、相談援助課長を設置	令和 5 年度

(イ) 子供・家族支援等の強化

虐待を受けた子供や、その家族等に対して、さまざまな支援を実施している。

表 4 子供・家族支援の強化の取組み

取組み	概要	開始時期
家族再統合のための援助事業	被虐待で児童養護施設等の施設に入所中及び養育家庭に委託中の児童と、その保護者に対して、家庭復帰を含めた家族再統合を目指して、グループ療法を主体とする支援を実施している。	平成 14 年 6 月
家庭復帰促進事業	児童虐待などにより施設等に入所した児童について、家庭環境の改善、家庭復帰に向けての取組みを行い入所児童の早期家庭復帰を促進するために、家庭復帰支援員を各児童相談所に配置、平成 27 年からは、家庭復帰担当児童福祉司を各所に配置している。	平成 15 年度
関係機関支援事業	被虐待児童の入所が増大している児童養護施設等の施設を支援するために、治療的・心理療法的な援助に関する研修を実施している。子供家庭支援センターの職員も対象としている。	平成 23 年度

(ウ) 地域・関係機関との連携

平成 16 年 10 月に児童虐待の防止等に関する法律の改正法が、平成 17 年 4 月に改正児童福祉法が施行され、関係機関等の役割分担と連携のもと、地域全体で子供に係わる相談に対応していく体制とすることが明確化される中、次のような連携を実施している。

a. 関係機関との連携

児童虐待対策について、児童福祉分野のほかにも多様な機関が関わる必要があるため、各関係機関の連携、虐待の早期発見、再発防止体制づくり等を目的として、学校、警察、家庭裁判所等と連絡会等を開催している。

b. 民間相談機関との連携

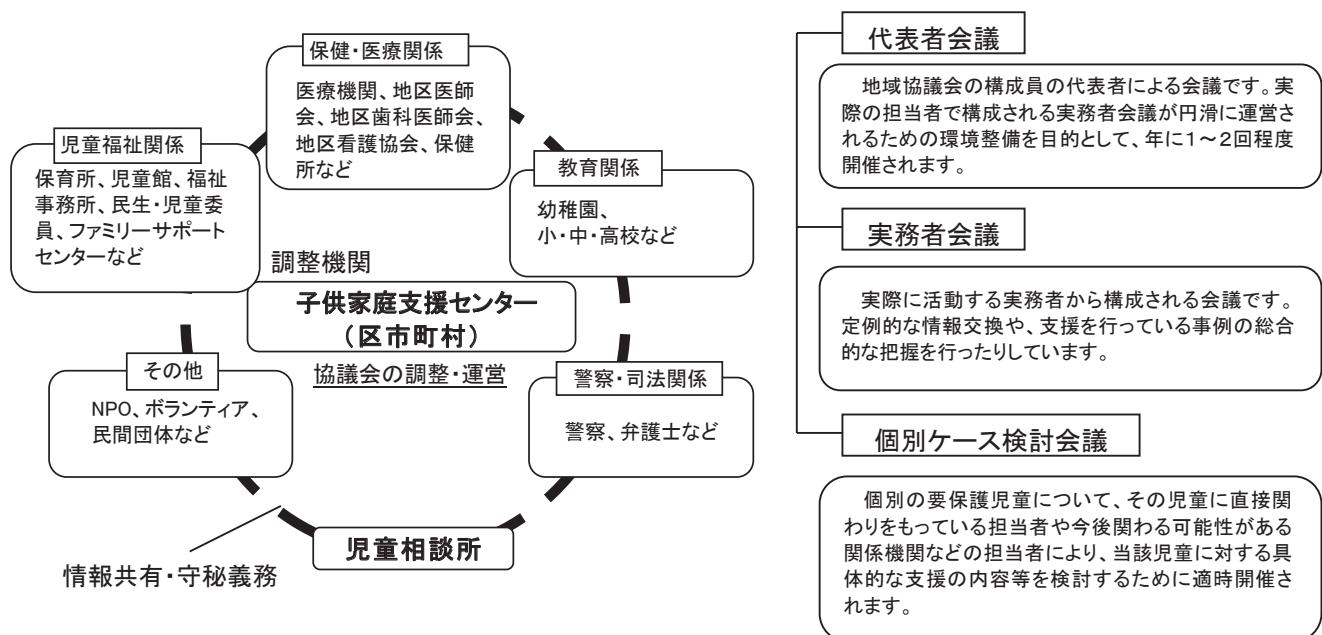
複雑な児童虐待について民間相談機関とも連携して対応するために、平成 12 年 11 月に社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」と、平成 16 年 6 月に社会福祉法人「カリヨン子どもセンター」とそれぞれ協定書を締結した。

c. 要保護児童対策地域協議会

平成 17 年 4 月施行の改正児童福祉法により、虐待を受けた子供、非行の子供などをはじめとする要保護児童の適切な保護のための情報交換、支援内容に関する協議を行うため、関係機関等による地域協議会を設置することとなった。この協議会は、構成員に守秘義務を課すことで、関係機関が積極的に情報を交換するなど密接に連携し、保護を要する子供をいち早く発見、保護しようとするもので、児童相談所も構成員として、関係機関との連携・協力を実施している。

東京都では、平成 21 年度に、島しょも含めて 62 区市町村すべてで要保護児童対策地域協議会（または虐待防止地域ネットワーク会議）が設置された。

図 8 東京都要保護児童対策地域協議会の構成（区市町村）



d. 地区連絡協議会

東京都では、全区市町村を対象として、児童委員・児童相談所・学校・子供家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会（四者協）を毎年 1 回実施している。

e. 地域支援体制の強化

平成 23 年 4 月より、区市町村の相談対応力向上のための支援をきめ細かく行うため、各児童相談所のブロックチーフは、区市町村（子供家庭支援センター等）との窓口役となり、管内の要保護児童、要支援家庭等の情報を一元的に把握し、区市町村関係機関への支援を行うこととした。また、地域に根ざした養育家庭の開拓・委託、社会的養護の場で生活する児童の家庭復帰支援についても、それぞれ児童福祉司及び非常勤職員を配置して取り組んでいる。

f. 東京ルールの改定

児童虐待相談等に適切に対応するため、子供家庭支援センターと児童相談所が相互に共通理解のもと、平成 26 年 5 月に東京都の実情に合った円滑な連絡・調整のためのルールを改定した。更に令和元年 10 月に区市町村送致や指導委託を盛り込む改正、令和 3 年 7 月にリスクアセメントシートの項目等の改正を行った。

g. 共有ガイドラインの発行

「東京ルール」に基づく連携・協働をより円滑に行えるよう、都及び区市町村の職員が共同で検討の上、平成27年6月に、「東京ルール」の内容を解説し、補足事項を説明するガイドラインを発行した。更に令和元年10月及び令和3年7月に改定した。

h. 島しょ巡回相談

大島支庁管内、三宅支庁管内、八丈支庁管内、小笠原支庁管内の9町村11島への定期的巡回相談（年1～2回）を行っている。離島という環境を考慮し、関係機関との連携も含めて重点的に支援している。

(I) 児童虐待防止の啓発

児童虐待防止啓発のためのパンフレットやリーフレットの作成・配布をはじめ、毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」においては、児童虐待防止啓発イベントの実施等、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するために、集中的な広報・啓発活動を行っている。

(II) 被措置児童等虐待相談窓口の設置

施設などに入所している児童の権利擁護のため、職員等から虐待を受けた児童本人からの相談や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対応する電話相談窓口を設置している。

相談窓口	東京都児童相談所	よいこに電話相談室	子供の権利擁護 専門相談事業 (東京子供ネット)	児童福祉審議会 (被措置児童等の虐待 相談窓口)	親子のための 相談 LINE
連絡先	各児童相談所の電話番号 (P3～4参照)	よいこに 03-3366-4152 聴覚言語障害者用FAX 03-3366-6036	はなして 0120-874- みなよ 374	しんぱい しなくていいよ 0120-481- 479	
相談受付時間	関係機関の方や、現在東京都児童相談所にご相談中の方で、緊急の場合は、 夜間緊急連絡ダイヤル 03-5937-2330で対応 (平日夜間(午後5時45分以降)、 土曜日・日曜日・祝日(年末年始を含む))	(相談時間) 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日・祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	(相談時間) 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日・祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後11時 (受付は午後10時30分まで) 土曜日・日曜日・祝日(年末年始を含む) 午前9時～午後5時

【児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)】

虐待かもと思った時などに、すぐに通告・相談ができる全国共通の電話番号。24時間、365日、対応している。(通話料は無料)
児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783(いちはやく・おなやみを)」も利用できる。(通話料は無料)

(7) いじめに関する相談状況

いじめに関する相談には、主訴はいじめとしているが、不登校・性格行動に関するものも含まれる。いじめは、いじめを受ける原因を把握し、心理診断を行なった上で援助を決定する。児童によっては児童相談所への通所による指導（継続指導）を行っている。

表5 いじめ相談年度別件数

(件)

年度 件数	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	20	19	29	26	18
一般 相 談	2	0	0	2	3
4152 電 話 相 談	18	19	29	24	15

(8) 不登校（園）相談の状況

児童相談所で受け付けた不登校（園）については、表6のとおりである。

児童福祉司が保護者や児童と面談を行うほか児童心理司による心理診断を行なったうえで援助方針を決定し、児童相談所への通所による個別又は集団指導（継続指導）やメンタルフレンドの派遣、関係機関への紹介、児童相談センターでの治療指導事業等を行っている。

表6 不登校相談受理件数

(人)

年度	不登校（園）相談			
	計	怠学	登校（園）拒否	その他
令和2年度	415	68	268	79
3年度	494	73	340	81
4年度	506	67	369	70
5年度	522	90	362	70
6年度	508	74	383	51

※その他は家庭環境等を原因とする長期欠席児童の相談である。

表7 小学校・中学校児童生徒長期欠席者数（年度間30日以上）(人)

	小学校					中学校				
	病気	経済的 理由	不登校	新型コロナ ウイルスの 感染回避	その他	病気	経済的 理由	不登校	新型コロナ ウイルスの 感染回避	その他
令和元年度	1,992	0	5,318	-	1,837	2,249	2	12,333	-	944
2年度	2,053	0	6,411	2,742	2,155	2,356	2	12,628	793	769
3年度	2,501	0	8,074	7,617	4,423	3,299	0	15,187	2,833	2,185
4年度	4,229	0	10,911	1,576	3,727	4,195	1	18,335	623	1,048
5年度	6,376	0	13,481	-	3,819	4,054	1	20,718	-	1,023

(出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省)

*令和6年度については、令和7年10月現在未発表

(9) 触法少年の送致

触法少年に係る事件について警察が調査を行った結果、一定の重大事件に係る触法少年と思料するとき、又は家庭裁判所の審判に付すことが適當と思料する時には、児童相談所に送致することとされている。

[触法事件送致事案の対応状況]

令和6年度中に、警察から児童相談所に送致された事件は、15件であった。男女比では、男子14名(93.3%)、女子1名(6.7%)であった。事件発生時の年齢は、11歳1名(6.7%)、12歳1名(6.7%)、13歳13名(86.6%)であった。

重大事件に該当するものではなく、全て非重大事件であった。触法行為については、不同意わいせつ、傷害、暴行、恐喝、窃盗、住居侵入、詐欺、暴力行為等処罰に関する法律違反等であった（重複含む）。

① 送致種別

- | | | |
|----------|----|-----------|
| ・身柄送致 | 0件 | |
| ・身柄通告後送致 | 7件 | (非重大事件7件) |
| ・書類送致 | 8件 | (非重大事件8件) |

② 一時保護の状況

- | | | |
|---------|----|-----------|
| ・一時保護あり | 8件 | (非重大事件8件) |
| ・一時保護なし | 7件 | (非重大事件7件) |

③ 家裁送致の状況

- | | | |
|---------|----|-----------|
| ・家裁送致あり | 8件 | (非重大事件8件) |
| ・家裁送致なし | 7件 | (非重大事件7件) |

《III 統計資料 P 128～131》

(10) 外国人の相談状況

児童福祉法には、国籍の要件はない。国籍の有無に関わらずすべての児童に等しく児童福祉法が適用される。しかし、児童相談所についての情報の外国人居住者への周知、外国人が利用できる体制・条件の整備の面ではまだ不十分な点もある。

東京都では、児童又は親の少なくとも1人が外国人である相談を「外国人ケース」として、その相談受理状況等を集計し、まとめている。外国人からの相談は、相談者の国の法律・文化・宗教等から援助が難しい事例もあり、その場合は、専門知識を有する協力弁護士・非常勤弁護士や外部の専門機関等からの助言を得て、適切な援助を図っている。

表8は外国人ケースの相談内容別件数の推移及び4152電話相談を除いた一般相談に占める割合を表したものである。外国人の相談のうち最も多いのが養護相談であり、令和6年度は8割程度を占めている。また、外国人ケースが一般相談に占める割合は、毎年7%前後である。

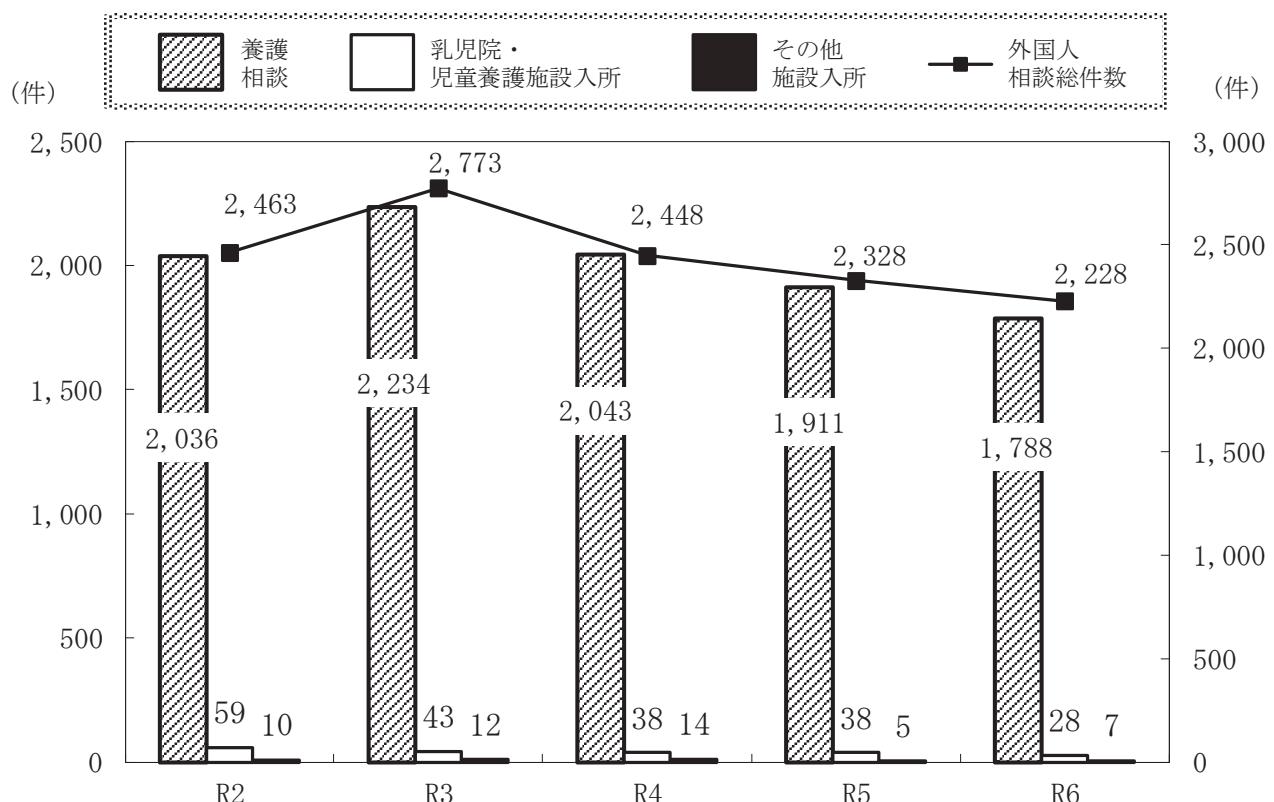
表8 外国人ケースの相談内容別件数の推移及び一般相談に占める割合

内容 年度	合計	外国人ケース相談件数（上段：件数、下段：%）						一般相談 件数（件） (4152電話 相談除く)	外国人ケー スが一般相 談に占める 割合（%）
		養護 相談	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他		
令和2年度	2,463 (100)	2,036 (82.7)	0 (0.0)	186 (7.5)	99 (4.0)	44 (1.8)	98 (4.0)	34,450	7.1%
3年度	2,773 (100)	2,234 (80.6)	0 (0.0)	235 (8.5)	125 (4.5)	68 (2.4)	111 (4.0)	36,612	7.6%
4年度	2,448 (100)	2,043 (83.5)	0 (0.0)	178 (7.3)	81 (3.3)	53 (2.2)	93 (3.8)	29,853	8.2%
5年度	2,328 (100)	1,911 (82.1)	1 (0.0)	195 (8.4)	86 (3.7)	72 (3.1)	63 (2.7)	29,791	7.8%
6年度	2,228 (100)	1,788 (80.3)	0 (0.0)	183 (8.2)	93 (4.2)	76 (3.4)	88 (3.9)	28,040	7.9%

* 令和4年度から、年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に援助方針会議による相談種別が未決定のものを除く等、集計条件を変更。

図9は、外国人ケースの相談受理件数の推移と、その内の養護相談の件数及び相談の処理に当たって施設入所措置を行ったケースの数を示している。令和6年度を見ると、全相談件数2,228件に対して、施設入所が35件と約1.6%を占めている。

図9 外国人ケースの相談件数等の推移



* 令和4年度から、年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に援助方針会議による相談種別が未決定のものを除く等、集計条件を変更。

(11) 4152(よいこに)電話相談の状況

《III 統計資料P84~85、P132~133》

電話相談室は、昭和52年5月、大都市東京における多様な児童相談ニーズに応えるために児童相談センターに設置された。この相談は、電話番号から「4152(よいこに)電話相談」と呼び、多くの子育て中の母親等からの相談に応じてきている。

平成7年5月から子育て支援ニーズの増大等に応えるため、夜間、土、日、祝日の相談を開始した。併せて聴覚言語障害者のためのFAX相談も開始した。

4152電話相談は、多くが「子育てに関する様々な母親からの相談」である。人間関係の希薄な都会の中で子育てへの孤独や不安を抱えた人からの相談も多く受けており、身近な地域で相談しにくい人の受け皿にもなっている。

・電話相談室の体制

常勤職員 2名 非常勤電話相談員 15名によるローテーション勤務

(P80 子供の権利擁護専門相談事業内の子供の権利擁護電話相談員 3名及び里親養育専門相談事業(里親子のサポートネット)の相談員1名を含む。)

◇相談電話番号	03(3366)4152
◇聴覚言語障害者用相談 FAX	03(3366)6036
◇相談日	毎日(12月29日～1月3日を除く)
◇相談時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時

① 相談者別受理状況

母親からの相談が最も多く88.0%を占めている。これは母親に育児の負担が集中していることが一因と考えられる。増減を繰り返しながら微増傾向にある。

表9 4152電話相談・相談者別受理状況

(件、()内は%)

	合計	母	父	本人	祖母	祖父	親戚等	近隣知人	学校等	その他
令和2年度	8,502 (100)	7,431 (87.4)	323 (3.8)	278 (3.3)	112 (1.3)	11 (0.1)	47 (0.6)	101 (1.2)	43 (0.5)	156 (1.8)
3年度	8,628 (100)	7,625 (88.4)	288 (3.3)	232 (2.7)	132 (1.5)	7 (0.1)	35 (0.4)	68 (0.8)	13 (0.2)	228 (2.6)
4年度	8,615 (100)	7,724 (89.7)	288 (3.3)	160 (1.9)	102 (1.2)	12 (0.1)	34 (0.4)	63 (0.7)	13 (0.2)	219 (2.5)
5年度	9,087 (100)	8,012 (88.2)	336 (3.7)	312 (3.4)	109 (1.2)	5 (0.1)	21 (0.2)	66 (0.7)	10 (0.1)	216 (2.4)
6年度	8,849 (100)	7,792 (88.0)	341 (3.9)	304 (3.4)	124 (1.4)	6 (0.1)	17 (0.2)	54 (0.6)	16 (0.2)	195 (2.2)

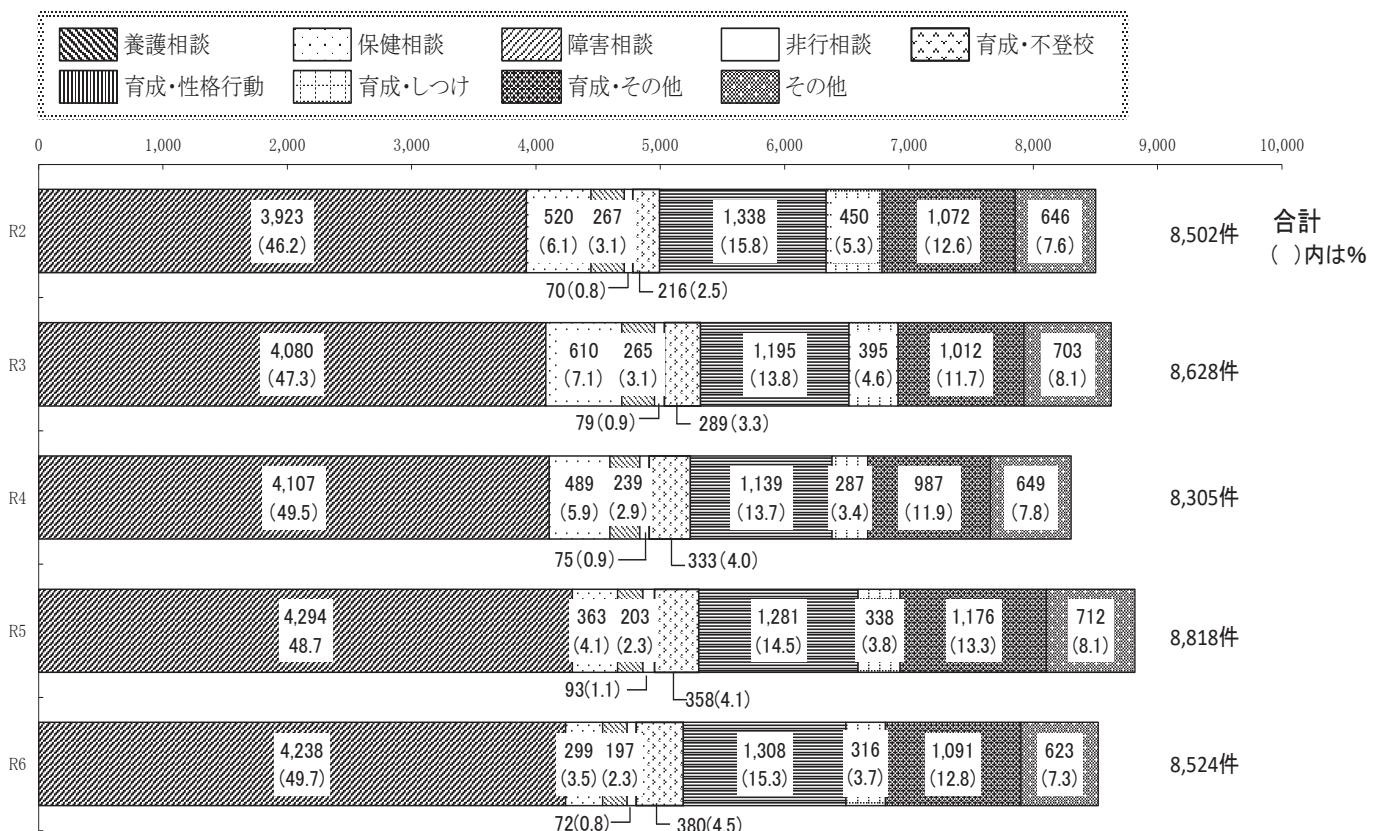
② 相談内容別受理件数

相談内容は、「養護相談」に関する相談が最も多く、次いで「育成・性格行動」、「育成・その他」が多い傾向にある。

4152電話相談では、「虐待してしまいそう」「イライラして、つい子供を叩いてしまう」という親からの相談や、虐待に発展しそうな悩みを抱えた相談も受けていることがある。

相談にあたっては、相談者の気持ちを十分に受け止め、再度の相談を勧めたり、地域の子供家庭支援センターなどの身近な相談機関の紹介等を行ったりして、「電話でなら相談できる」という相談者のファーストコンタクト先としての役割を果たし、虐待防止に努めている。

図10 4152電話相談・相談内容別受理状況



③ 相談対応状況

助言で終了する相談が82.8%を占めている。必要に応じて、助言に加え管轄児童相談所や他の専門機関を紹介している。

表10 4152電話相談・相談対応状況

件、()内は%)

	計	助言	助言紹介	他機関紹介	相談室連携 総合電話	その他
令和 6年度	8,849 (100.0)	7,329 (82.8)	1,236 (14.0)	53 (0.6)	1 (0.0)	230 (2.6)

④ 相談所要時間

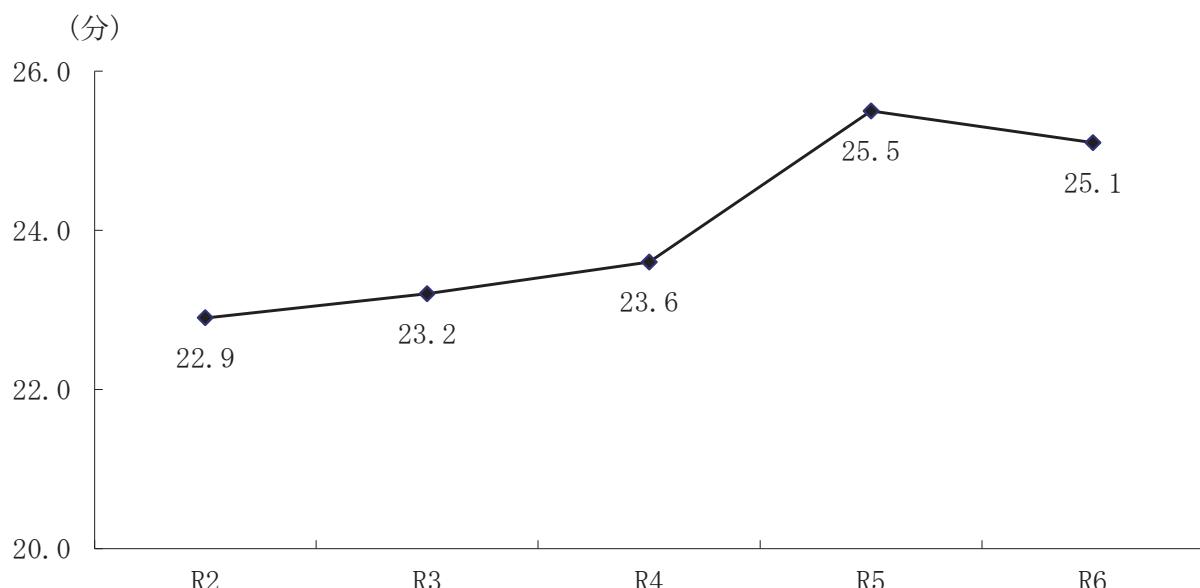
令和6年度の全体平均は25.1分であるが、相談内容により平均所要時間は異なり、障害相談や不登校の相談などでは相談時間が長くなる傾向がみられる。

表11 4152電話相談・平均相談所要時間（令和6年度）

(分)

	養護 相談	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成相談				その他	全体 平均
					不登校	性格 行動	育児・ しつけ	その他		
平均 所要 時間	26.4	15.2	30.6	25.3	31.7	25.1	20.2	27.7	14.1	25.1

図11 4152電話相談・平均相談所要時間の推移



2 調査、診断、一時保護状況

(1) 児童福祉司の活動状況（社会診断）

児童福祉司は、担当区域内の児童、保護者からの相談に応じ、必要な調査、社会診断を行い、また児童、保護者、関係者等に必要な指導を行っている。

児童福祉司の活動状況は次表のように援助困難児童の増加に伴い、継続ケースの対応が増加している。

表12 新規受付相談調査活動状況（4152電話相談を除く。）

	児童福祉司定数 (人)	相談受理件数(件) 児童福祉司1人当たり	調査・指導回数(上段:回、下段:%)					平均回数 (相談1件当たり)
			訪問回数	所内面接	その他	合計		
令和2年度	350	34,450 98.4	161,117 (22.3%)	160,658 (22.3%)	399,922 (55.4%)	721,697 (100.0%)	20.9	
3年度	386	36,612 94.8	163,643 (21.4%)	175,782 (23.0%)	424,114 (55.6%)	763,539 (100.0%)	20.9	
4年度	422	35,797 84.8	174,292 (21.1%)	195,465 (23.7%)	454,322 (55.1%)	824,079 (99.9%)	23.0	
5年度	458	35,696 77.9	179,162 (21.3%)	193,727 (23.1%)	466,440 (55.6%)	839,329 (100.0%)	23.5	
6年度	507	33,563 66.2	170,831 (20.4%)	203,434 (24.2%)	465,750 (55.5%)	840,015 (100.1%)	25.0	

表13 継続を要する児童等の調査活動状況 (件、() 内は%)

	継続指導	児童福祉司等の導	児童福祉施設	指医定療発達機支援関	里親委託	合計	措置解除(再掲の)
令和2年度	35,493 (9.1%)	111,653 (28.6%)	199,582 (51.2%)	141 (0.0%)	43,270 (11.1%)	390,139 (100.0%)	7,618 (2.0%)
3年度	30,994 (7.5%)	125,108 (30.3%)	214,895 (52.0%)	106 (0.0%)	42,140 (10.2%)	413,243 (100.0%)	7,079 (1.7%)
4年度	23,685 (5.3%)	148,650 (33.3%)	212,648 (47.6%)	116 (0.0%)	61,410 (13.8%)	446,509 (100.0%)	6,997 (1.6%)
5年度	29,192 (6.5%)	148,516 (33.1%)	203,644 (45.3%)	185 (0.0%)	67,712 (15.1%)	449,249 (100.0%)	7,051 (1.6%)
6年度	26,632 (5.6%)	153,883 (32.3%)	218,987 (46.0%)	248 (0.1%)	76,607 (16.0%)	476,357 (100.0%)	7,013 (1.5%)

(2) 心理診断・指導状況

心理診断は、児童・保護者との面談、行動観察、各種の心理検査等により心理学的見地から診断と予後の予測、援助内容や方針を立てるために行われる。また、被虐待児童及びその保護者へのカウンセリング、不登校児・引きこもり児童等への継続指導等が行われている。

なお、愛の手帳の相談件数は表14のとおりであり、令和6年度は3,154件であった。

図12 相談別心理診断状況（新規診断）

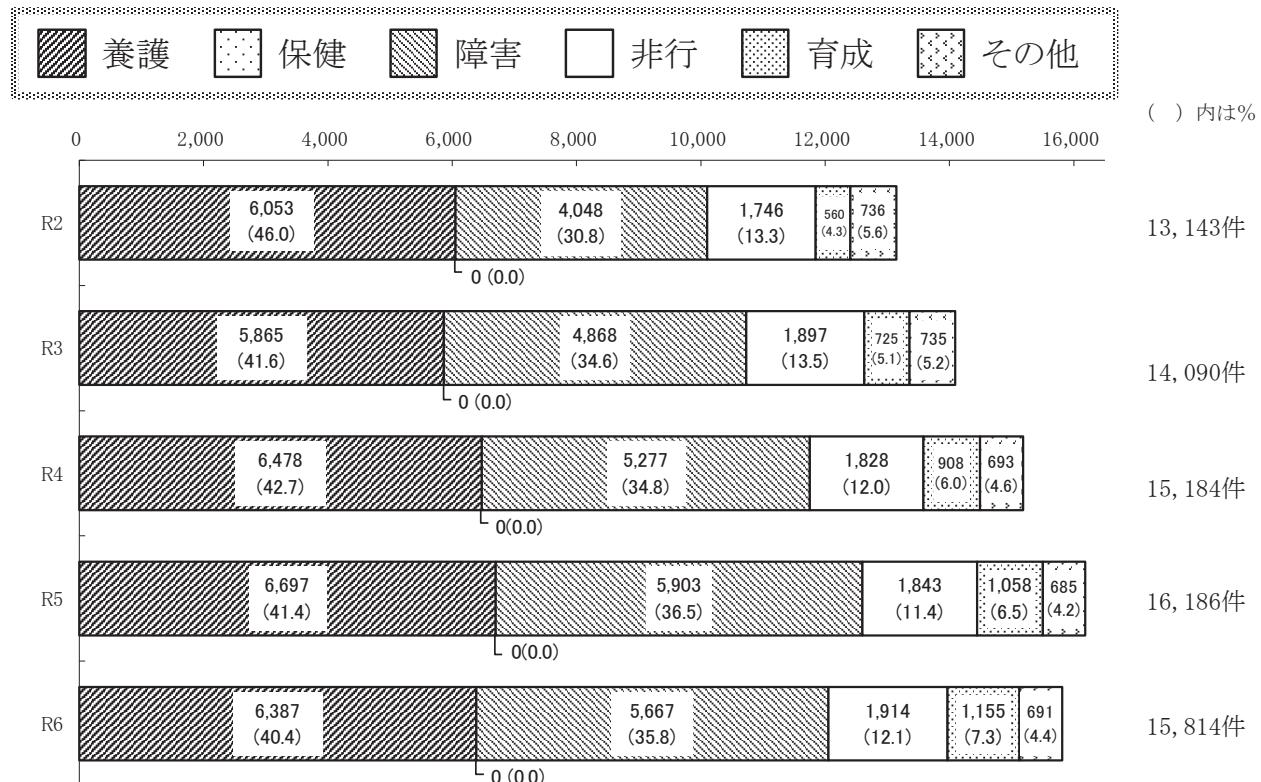


表14 愛の手帳相談件数（令和6年度）

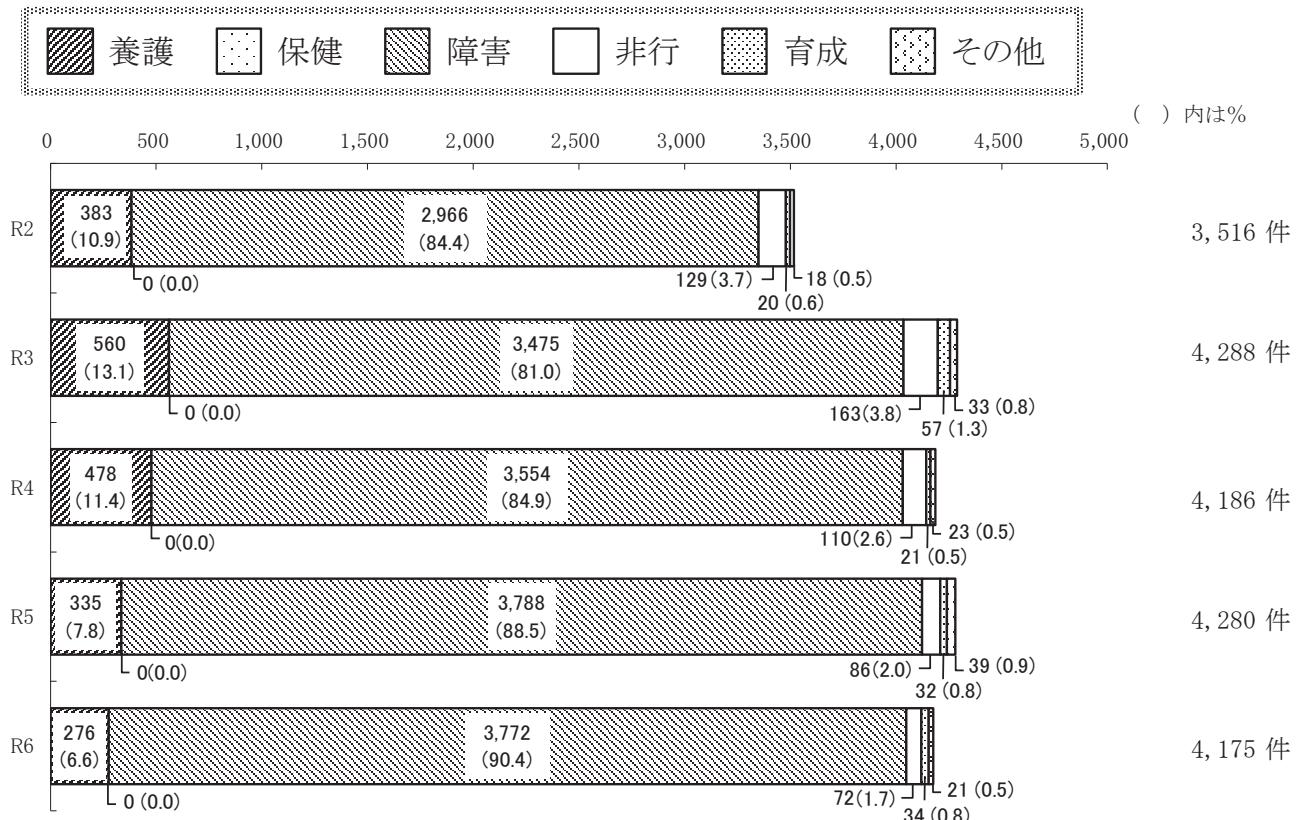
都児童相談所	件数
児童相談センター	247
江東児童相談所	251
品川児童相談所	292
杉並児童相談所	225
北児童相談所	118
立川児童相談所	372
小平児童相談所	480
八王子児童相談所	511
足立児童相談所	311
多摩児童相談所	145
練馬児童相談所	202
計	3,154

(3) 医学診断状況

令和 6 年度に医学診断を行ったケース数は、4,175 件であり、障害相談に関する診断が 3,772 件（90.4%）と最も多かった。

医学検査としては、脳波、心電図の電気生理学的な検査、尿・血液等の一般検査、施設入所児童のための検便、血液検査、諸機能検査等がある。

図 13 医学診断状況



(4) 一時保護状況

近年急増する一時保護需要に対応するため、東京都は以下のとおり保護所の新設及び拡張に取り組んでいる。

平成 25 年 2 月 児童相談センターを移転し、一時保護所を拡張

平成 25 年 5 月 江東児童相談所に一時保護所を新設

平成 27 年 4 月 立川一時保護所を拡張

平成 27 年 12 月 立川一時保護所（本所）を再開 ※令和 2 年度末で閉所

令和元年 5 月 八王子一時保護所を拡張

令和元年 7 月 足立一時保護所を拡張

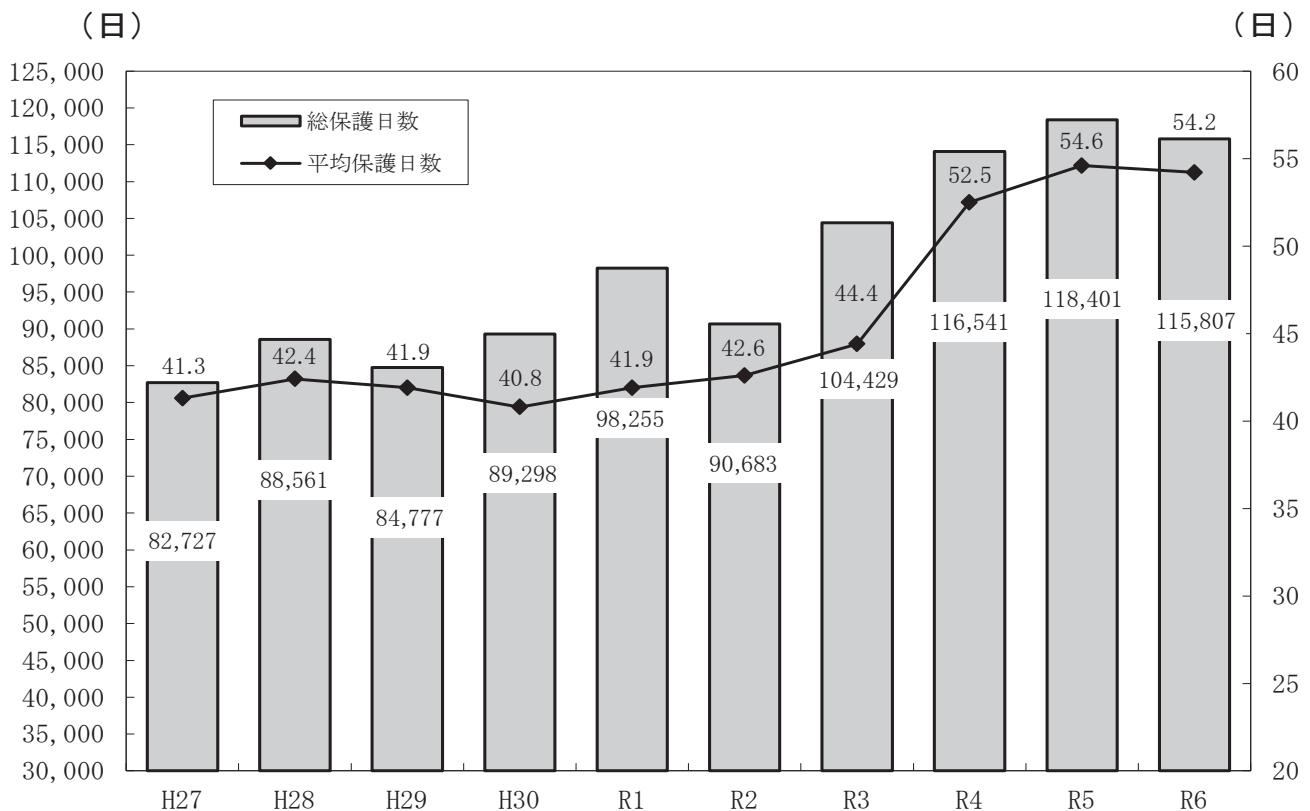
令和 3 年 6 月 児童相談センター一時保護所の拡張及び新宿一時保護所を新設

令和 5 年 4 月 足立一時保護所が新庁舎へ移転

以上の取組みにより、令和 7 年 4 月 1 日時点の都の一時保護所は 8 箇所（5 児童相談所所管）、定員 250 名となった。

図14は、年間総保護日数（保護児童の在所延日数の総数）と平均保護日数（退所した児童の平均保護日数）の推移を示したものである。総保護日数は平成27年度からの10年間で約40%増加し、平均保護日数は50日を超え、令和6年度も54.2日と長期化の傾向が続いている。

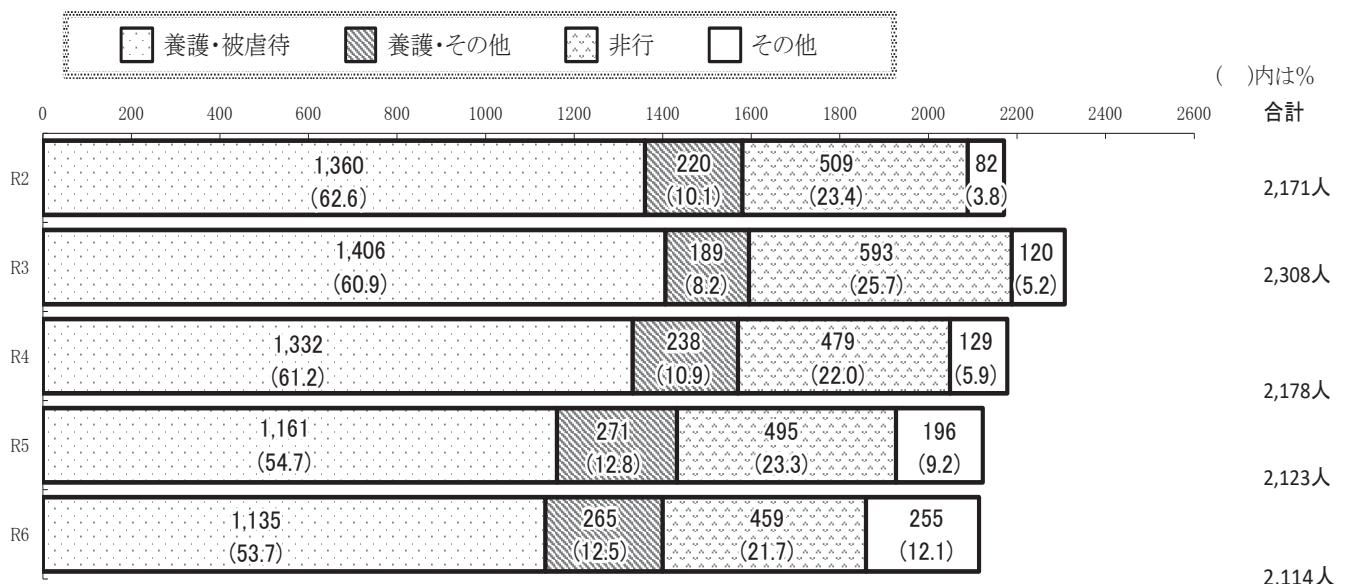
図14 一時保護所・年間総保護日数と平均保護日数の推移



*令和4年度より、保護所間の移送を含まない等、集計条件を変更

図15は一時保護所に新規に入所した児童の相談内容別の推移を示しているが、被虐待による相談の割合が高く、令和6年度は53.7%であった。

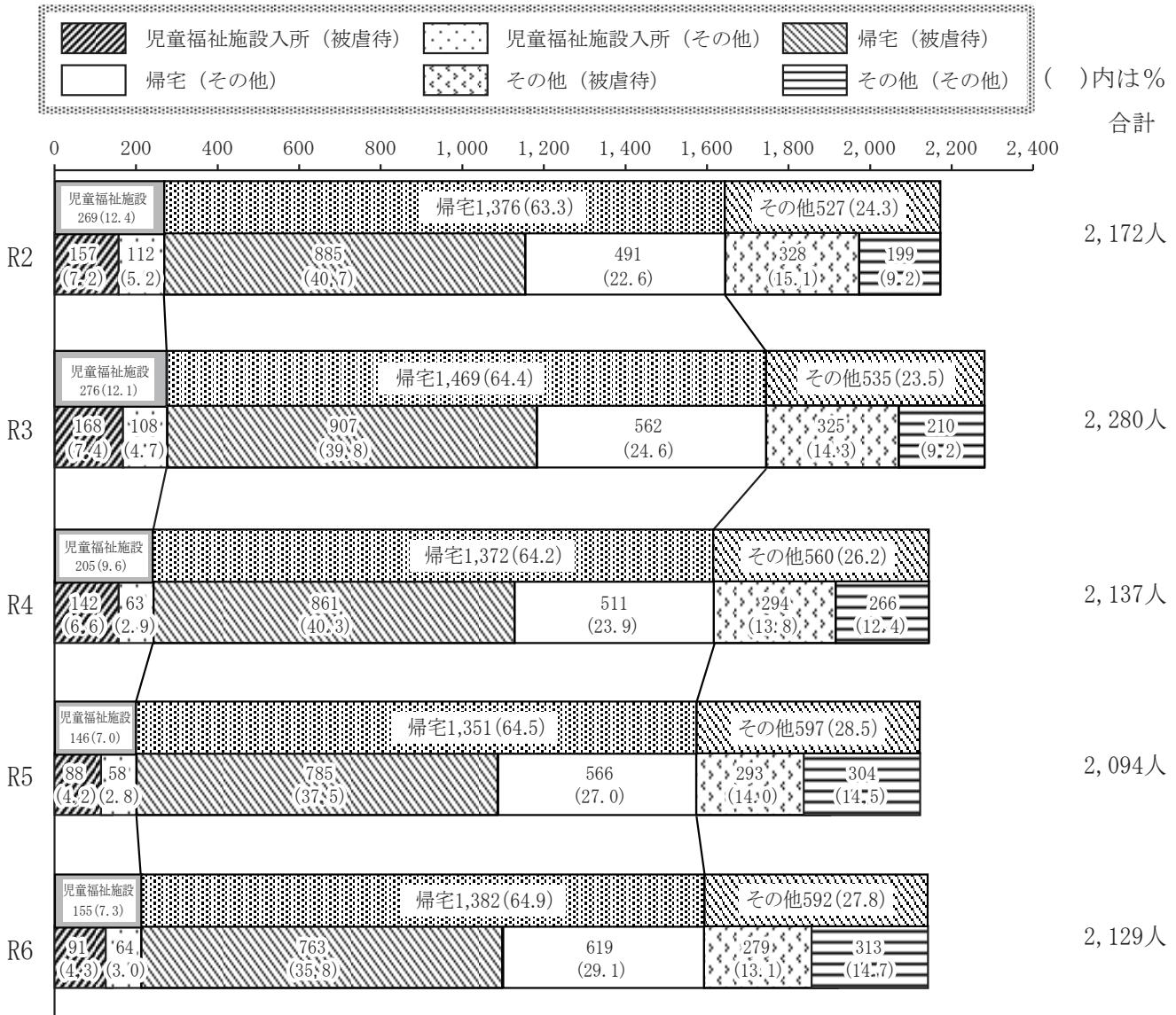
図15 一時保護所・新規入所状況（年度別・相談別）



*令和4年度より、保護所間の移送を含まない等、集計条件を変更

一時保護児童の退所先（図16）を見ると、令和6年度の退所者数（退所先別）2,129人のうち、児童福祉施設が155人（7.3%）、帰宅が1,382人（64.9%）、その他が592人（27.8%）となっている。そのうち被虐待児童の退所数1,133人を見ると、児童福祉施設が91人（4.3%）、帰宅が763人（35.8%）、その他が279人（13.1%）となっている。

図16 一時保護所・退所状況（年度別・相談別）



（注）治療指導課での一時保護件数を含む

*令和4年度より、保護所間の移送を含まない等、集計条件を変更

一時保護児童の生活の充実を図るため、①非常勤心理職員の配置（平成13年10月から）②学習指導員の配置（平成16年4月から）③一時保護対応夜間協力員の新規配置（平成22年4月から）④ボランティア（学習・行事）の導入⑤外部学習講師（令和5年4月から）を活用し、生活の充実を図っている。

図17は警察からの身柄通告・送致による保護の割合の推移（身柄送致は、少年法改正により平成19年11月から実施）だが、令和6年度は68.9%となっている。

図17 新規入所における身柄通告及び身柄送致の割合（保護所間の移送を含む）

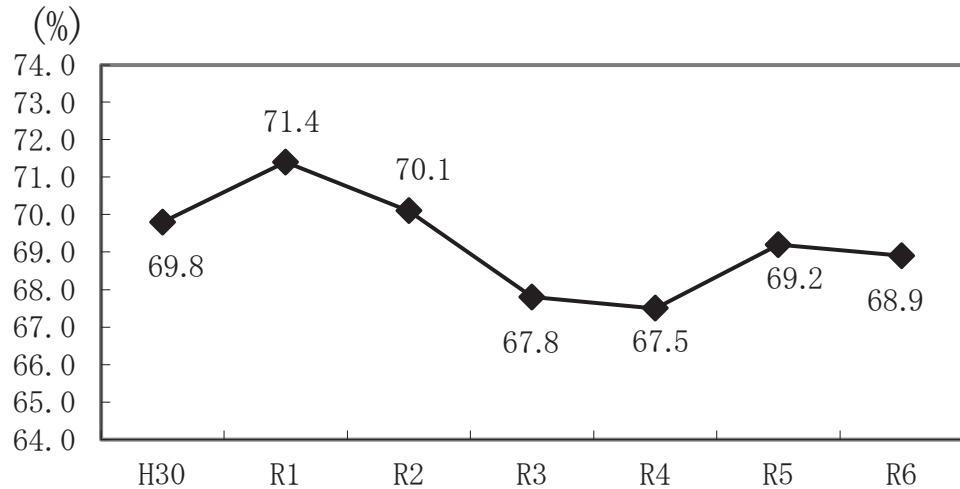
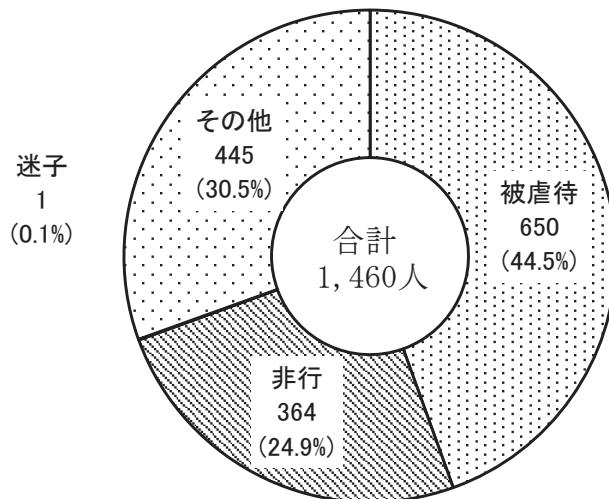


図18はその相談内容の内訳だが、非行と被虐待を合わせた割合は69%を超えてい。なお、令和6年度の身柄送致件数は0件である。

図18 身柄通告及び身柄送致による保護の相談別内訳（P119 ④）（保護所間の移送を含まない）



* 保護所間の移送を含む数は、1,567件

（5）一時保護委託

《III 統計資料 P 122～123》

子供の一時保護は、児童相談所の一時保護所において行うほか、子供の状況によって、適切な場所に一時保護を委託できる。

子供の主な委託先としては、児童養護施設・乳児院・里親・障害児施設・病院等であり、令和6年度の1,087名、令和5年度は1,119名である。

3 治療指導の状況

《III 統計資料 P124～125》

(1) 治療指導

① 目的

(7) 情緒障害児童等への援助

虐待による心の傷(PTSD・解離症状、愛着障害など)、緘黙、不登校、家庭内暴力、乱暴、低年齢の非行など、情緒的問題や行動上の問題で不適応にある児童とその保護者に対して、医療・心理療法・生活療法・生活指導・学習指導・家族療法など、多領域のスタッフが一体となり、集中的にかかわることで状態の改善を目指す。

表15 情緒障害児等の宿泊治療指導等実績

			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
情緒障 害児等	実人数	主訴	45	47	55	50	43
			不登校	3	5	2	1
			性行	42	42	53	47
			その他	0	0	0	0

(1) 児童養護施設・養育家庭の支援

児童養護施設や養育家庭に措置している児童で、施設や学校等で不適応にある児童に対して、宿泊での多面的なアセスメントを行い、その後の処遇を支援する。

表16 施設不適応短期宿泊等実績

			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設 不適応	実人数	対象者	43	45	54	59	61
			幼児	1	0	0	0
			小学生	33	27	36	43
			中学生	9	18	18	16
		主訴	不登校	1	1	0	1
			性行	42	44	54	58

② 指導内容・方法

治療指導は、子供のニーズにあわせて、宿泊や通所を柔軟に組合せて行う。宿泊は12週、通所は半年を目安とし集中的な取り組みを実施する。

(2) 被虐待児童の一時保護（平成9年度より実施）

虐待を受けた学齢児童で、情緒面での専門的援助が必要な場合、治療指導課で一時保護を行う。平成16年度からは、家庭引取りを予定している一時保護児童に対する家族のアセスメントや支援、養育家庭委託措置を予定している児童へ交流の段階からの支援を行っている。

表17 被虐待児童等の一時保護実績

		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
一時 保護	実人数	54	64	45	35	38	
		在宅	21	29	16	8	
		児童養護施設	16	16	12	11	
		養育家庭	1	0	0	2	
		児童自立支援施設	2	0	0	2	
		その他	7	9	8	7	
		次年度継続	7	10	9	5	
						6	

(3) 家族再統合のための援助事業（平成14年度より実施）

各児童相談所からの依頼を受け、「被虐待により分離中の子供と一緒に暮らす予定の家族」「被虐待により分離後家庭復帰した子供とその家族」を対象に、以下のグループ心理療法を実施。常勤の職員と外部スタッフ（精神科医、心理、グループ指導員）が協働してグループを運営する。なお、関係形成の難しい親子（養育家庭を含む）や、発達障害等の問題があり、虐待のリスクがある家庭についても対象とする。

① 家族合同グループ心理療法（Family Joint Group therapy）「おたまじやくし」

幼児・小学生の子供とその家族を対象とし、親グループではペアレントトレーニングを取り入れながら子供の接し方を学び、子供グループではセカンドステップ等の心理教育を取り入れた学びと造形や遊びなどを行う。また、施設入所ケースを主体とするグループでは、親子で楽しく活動する時間も取り入れている。月2回土曜日に実施し、約6ヶ月を1クールとしている。

○おたまじやくし第37クール

- 午後グループ（令和6年9月28日から令和7年2月22日までの第2・4土曜日）
対象者：施設入所ケース（親子）
グループ全10回 延べ利用人数114人
協議20回 延べ人数72人

② 親グループカウンセリング「いいな」「多摩いいな」「やっぽー」

虐待認知が不十分で混乱し、否定的感情が強い段階の親も利用できる支援プログラムである。親としての役割の違いやジェンダーの特徴を見据えると、母親と父親とは別々の支援が必要と考え、「母親グループ」と「父親グループ」に分けて実施している。

○実施日

- 母親グループカウンセリング「いいな」 第1・3金曜日の午後
- 母親グループカウンセリング「多摩いいな」 第1月曜日の午後
- 父親グループカウンセリング「やっぽー」 第2・4土曜日の午前

○実績

- 母親グループカウンセリング「いいな」「多摩いいな」
実施回数：34回 延べ利用人数72人
協議16回 延べ人数32人
- 父親グループカウンセリング「やっぽー」：
実施回数：20回 延べ利用人数51人
協議1回 延べ人数3人

③ 幼児通所グループ「てんとうむし」

親からの虐待を受けて施設入所している幼児が、健全な現養育者との愛着関係を促進することで、大人への信頼感や安心感を深めると共に、現養育者が子供をより理解して適切な関わりができるよう、日常生活に応用していくことを目的としている。10回を1クールとして実施している。対象は、児童養護施設に入所中の幼児（4歳児と5歳児）と施設職員。

○前期グループ（令和6年5月9日から9月9日までの月2回実施）全10回。

○後期グループ（令和6年10月16日から令和7年2月19日までの月2回実施）全10回。

利用施設数及び利用者数：前期後期とも施設入所各4ケース、8人

協議16回、延べ67人

（4）関係機関支援事業

近年、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等には虐待を受けた子供をはじめさまざまな情緒的問題を抱え、支援の難しい子供の入所が増えしており、施設職員をどのように支えるかは大きな課題である。関係機関に対する支援として、心理職員や医師が各施設職員、児相職員、子ども家庭支援センター職員を対象に、現場で役立つスキルの向上や知識を深めるための研修、ケース検討等を実施する他、外部講師による講演会等を企画運営する。また、治療指導課のノウハウを生かした体験的研修も実施し、関係機関職員の援助スキルの向上を図ることも目的としている。

○ 関係機関支援事業実施状況

表18-1 実施回数（令和6年度）

実施延回数	74回
-------	-----

表18-2 支援形態別延支援回数（令和6年度）

支援形態	実施回数
① 治療指導課（ぱお）体験研修	35回（受講者35人）
② 児童相談所職員研修（再統合グループ）	11回（受講者11人）
③ 臨床セミナー	4回（受講者延べ370人）
④ CAREワークショップ（巡回支援）	24回（受講者346人）
合 計	74回

（5）児童精神科医療機関との連携（ネットワーク構築）

ケアニーズの高い児童に対する専門的支援の機能強化として、児童精神科（精神科を含む）医療機関と児童相談所とのネットワークを構築し、適切に医療につなげる体制を目指す。

《主な取り組み》

- ・東京都病床確保事業（児童精神科）における入院調整及び関係児童相談所への支援
- ・児童精神科（精神科を含む）医療機関との連携会議の開催
- ・児童精神科（精神科を含む）医療機関情報の収集及び都児童相談所に対する情報提供
- ・医師による一時保護所、児童養護施設及び児童自立支援施設等職員向けコンサルテーション

4 里親制度

子供の養育については、家庭における養育が最優先されるが、親の虐待や病気等の理由により、親元で暮らすことのできない子供が都内には約4,000人いる。こうした子供を家庭に代わって公的に養育する仕組を「社会的養護」といい、「里親制度」もその1つである。

東京都の「里親制度」では、養子縁組を目的とせずに児童を養育する「養育家庭（里親）」（愛称「ほっとファミリー」）、養子縁組を目的とする「養子縁組里親」、被虐待児や知的障害児等のうち一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門性を備えた「専門養育家庭」、一定の要件を満たす児童の扶養義務者及びその配偶者である親族による「親族里親」の4種類の制度を設けている。

(1) 養育家庭

養子縁組を目的とせずに、一定期間児童を養育する制度。身近な地域で短期間の養育というニーズに応えて養育する「養育家庭（短期条件付）」や扶養義務者ではない親族による「養育家庭（親族）」も含め、「養育家庭」を一つの形態として、都では昭和48年度から制度化している。

平成16年度からは各児童相談所に「養育家庭専門員」を配属し、養育家庭担当児童福祉司と共に地域内の養育家庭からの相談、家庭状況把握、養育家庭同士の相互交流を実施するなど地域の養育家庭支援体制を強化した。

表19 養育家庭登録・委託状況（令和6年度末現在）（件、人）※特別区児相分を含む。

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
養育家庭	822	405	460

(2) 専門養育家庭

障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する制度

表20 専門養育家庭登録・委託状況（令和6年度末現在）（件、人）※特別区児相分を含む。

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
専門養育家庭	19	5	5

(3) 養子縁組里親

養子縁組を目的として養育する制度

表21 養子縁組里親登録・委託状況（令和6年度末現在）（件、人）※特別区児相分を含む。

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
養子縁組里親	443	46	47

(4) 親族里親

保護者が行方不明等の状態にあり、児童の扶養義務者等である親族が養育する制度

表22 親族里親登録・委託状況（令和6年度末現在）（件、人）※特別区児相分を含む。

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
親族里親	18	18	24

(5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

第二種社会福祉事業として、養育者の住居において5~6人の児童を養育する制度

表23 ファミリーホーム設置状況（令和6年度末現在）（所、人）※特別区児相分を含む。

	ホーム数	委託児童数
ファミリーホーム	30	127

(6) 里親の支援体制

平成30年1月に、下表のとおり里親も委託児童を支援するチームの一員であるということを改めて確認するとともに、関係機関の役割の見直しを行った。各関係機関の役割は以下のとおりである。

<児童相談所>

里親希望者からの相談・申請受付、家庭訪問調査、児童の委託、委託後の里親への支援、さらに里親同士の交流などを行う。

養育家庭の相談を担当する児童福祉司と養育家庭専門員が中心となって、地域の里親支援や里親制度の推進に努めている。

<福祉局子供・子育て支援部育成支援課里親担当>

里親制度推進のための総合調整・普及啓発、里親開拓に関する企画立案、里親の登録、里親に対する経費の支出などを行っている。また、平成24年度からは旧児童相談センター里親担当と組織統合し、新規家庭調査、養育家庭・専門養育家庭と児童の組合せ・交流に関する調整、里親制度の運用についても一体的に行っている。

<NPO法人 東京養育家庭の会>

東京都の養育家庭とその関係者で運営するNPO法人である。東京都では、※養育家庭の交流会及び養育家庭の身近な悩みに対してアドバイスを行うなどの事業を東京養育家庭の会に委託し、養育家庭制度のより効果的な事業展開を図っている。

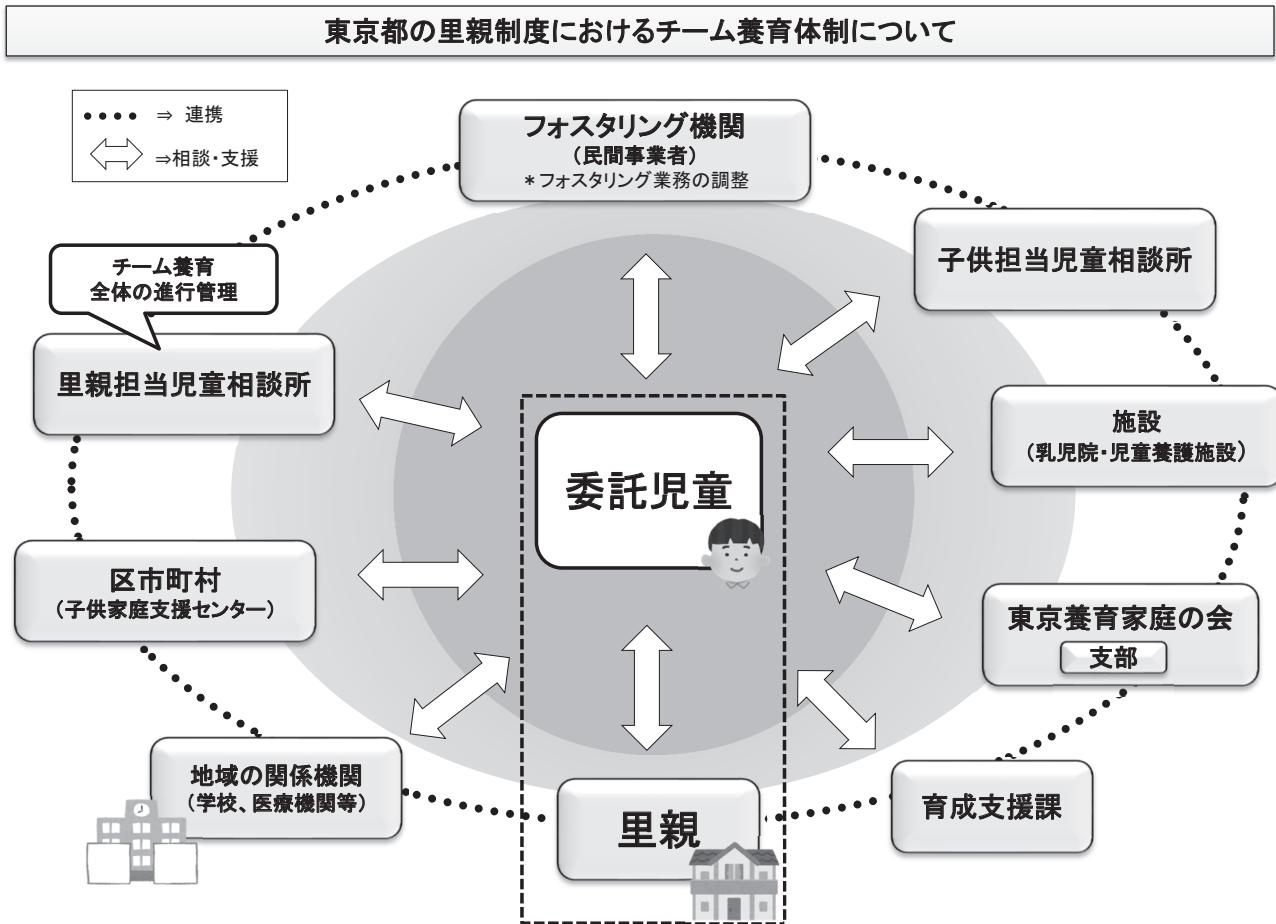
<フォスタリング機関>

民間団体が持つノウハウを活かして里親への子供の委託を一層推進するため、東京都が事業委託した社会福祉法人等が、里親サロンの実施、里親の普及啓発、里親のトレーニングやカウンセリング、委託児童や措置解除後の児童の自立支援、未委託家庭の訪問支援等を児童相談所と連携して行っている。

<里親支援専門相談員>

乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員を設置し、児童相談所などと連携して、子供を委託した後の里親宅への定期的な訪問等により、里親家庭の支援を行っている。

図19 東京都における養育家庭支援体制



5 その他の状況

(1) フレンドホーム

児童養護施設又は乳児院に入所している児童を、夏休み・冬休みや土曜・日曜・祝日等学校が休みの期間中に、一般家庭で数日間受け入れ、児童の生活体験を豊かにするための制度を実施している。

(2) 児童自立生活援助事業

義務教育を終了した児童等で、自立のための援助及び生活指導が必要な者を対象に、児童自立生活援助事業所において、就職先の開拓や仕事・日常生活上の相談援助を行うことにより、社会的自立を図ることを目的とした事業である。

児童自立生活援助事業所は、Ⅰ型（自立援助ホーム）、Ⅱ型（児童養護施設等）、Ⅲ型（ファミリーホーム又は里親）に分かれている。

令和6年度の児童相談所を通じた自立援助ホームの利用実績は、延べ66人である。

表24 自立援助ホーム経路別児童等入所状況（令和6年度）（人）

	合計	施設	福祉事務所/ 子供家庭支援 センター	本人	その他
男	34			18	16
女	32		1	8	23
計	66		1	26	39

(3) 継続（通所）指導の実施状況

継続指導は、学校、家庭などで不適応状態（例えば、友達ができない、落ち着きがない、集団行動がとれない、不登校（園）、習癖、非行等）を示している児童及び保護者に、継続的に一定期間関わり、問題解決のために援助を行うものである。

指導形態には個別指導とグループ指導があり、場合によっては並行して行う。一般的には、個別的な関わりの中で職員との信頼関係を築いて、安心して自分を表現できるようになってから、グループ指導につなげている。継続指導は、児童のかかえる課題や状況によって、児童心理司、児童福祉司、医師、メンタルフレンド等が担当している。

個別指導は、週1回から月1回程度、プレイセラピー、カウンセリング、箱庭療法、スポーツ、造形や手芸、音楽、レクリエーション等を通じて心理的指導を行い、自分らしさを発揮できる場を提供するようにしている。期間は3か月位から2~3年にわたっている。

グループ療法では、スポーツ、造形、料理、レクリエーション、作業、音楽等を通じ、心理的指導及びグループカウンセリングを行っている。また、デイキャンプ等も行っている。

(4) メンタルフレンドの活動

《III 統計資料P136》

メンタルフレンド派遣事業は、不登校や引きこもり等さまざまな社会的不適応を示し、家に閉じこもりがちな児童等に、お兄さん又はお姉さんの世代にあたるボランティア（18歳以上30歳未満）を「メンタルフレンド」として派遣する。そして児童との話しや遊び、スポーツ、料理・菓子作り、工作、手芸等をとおして、児童の自主性や社会性を高めるための援助を行う。東京都

ではこの事業を平成3年度から実施している。

児童相談センターで募集・研修・登録を行い、各児童相談所が援助方針会議で派遣決定を行い、心理担当者の指導・援助の下に活動している。

募集は年1回、登録に当たっては研修を受ける必要がある。登録資格は1年間有効で更新も可能である。

また、登録者の交流等を目的とした事例研究会を毎年開催している。

表25 メンタルフレンド派遣事業の実績（令和6年度）

活動状況	派遣実人数	対象児童									主な活動状況									計													
		性別			年齢別						話し相手	学習指導	スボーリング	公園	ゲーム	菓子作り・等	料理	手芸作	手工芸作	外出手	行事	その他											
		男児		女児	計	小学		中学	その他	高校																							
		低	高			低	高																										
2年度	332	29	22	13	35	2	4	20	9	35	11	1	4	15	1	1	1	0	1	35													
3年度	415	36	29	16	45	6	6	25	8	45	13	3	6	18	1	4	0	0	13	58													
4年度	364	46	30	22	52	6	14	18	14	52	22	2	10	17	0	6	0	0	10	67													
5年度	484	38	23	25	48	1	18	16	13	48	23	2	9	15	3	3	0	0	1	56													
6年度	399	50	23	30	53	4	11	22	16	53	14	1	4	18	2	11	0	2	1	53													

(5) 児童福祉専門員の活動

児童福祉の専門分野に関する学識経験者（大学教授、医師等）等で構成されており、主に次の活動を行っている。

- ① 相談ケースの分析及び研究
- ② 都民に対する啓発活動として、地域公開講座（各児童相談所主催）での講演
- ③ 各児童相談所における困難ケースへの助言及びケースカンファレンス等への出席
- ④ 児童相談所職員の研修への講師派遣

表26－1 児童福祉専門員（令和7年度）

氏名	専門分野	現職	氏名	専門分野	現職
浅野 恵子	児童臨床心理学 福祉心理学	甲南女子大学准教授	伊東 ゆたか	児童精神医学	精神科クリニック外来勤務、 児童養護施設等非常勤医
岩田 淳子	臨床心理学	成蹊大学教授	片倉 昭子	臨床心理学 児童福祉学	（社福）子どもの虐待防止センター 理事
加茂 登志子	女性精神医学 PCIT心理療法	若松町こころとひふのクリニック PCIT研修センター長	白川 美也子	児童精神医学	こころとからだ・光の花クリニック 院長
高橋 郁絵	臨床心理学	原宿カウンセリングセンター	菱川 愛	社会福祉援助技術	東海大学教授
松原 康雄	児童福祉学	明治学院大学名誉教授	山本 恒雄	臨床心理学 児童福祉学	（社福）恩賜財団母子愛育会 愛育研究所客員研究員

表26-2 児童福祉専門員の活動状況（令和6年度）

項目	回数	内容等	
ケースカンファレンス	15回	・ 電話相談対応に係るスーパーバイズ	(岩田専門員)
		・ 困難な面接場面におけるMI〈動機づけ面接〉の効果的活用	(高橋専門員)
		・ 性的虐待の初期対応について	(山本専門員)
困難ケースの助言指導	24回	・ 精神医学的ケース助言	(伊東専門員)
		・ PCIT等のケース助言	(加茂専門員)
		・ TF-CBT等のケース助言	(白川専門員)
		・ 性的虐待ケースへの支援に対する助言	(山本専門員)

6 人材育成等

(1) 研修

児童相談所の業務が年々増加、複雑・多様化する中で、人材育成は児童相談所の最重要課題となっており、職員の資質向上が求められている。

このため、職員研修については、東京都児童福祉審議会の提言を参考に研修体系の再構築、演習型研修の一層の充実、外部講師の更なる活用等、研修内容の充実を図ってきた。また、「児童相談所研修ワーキンググループ」を設置し、時勢や職員のニーズに合った研修テーマの設定を検討してきたところである。

平成28年度には、児童相談所職員全体の計画的・一体的な人材育成に取り組むため、従来のワーキンググループに代えてプロジェクトチームを立ち上げて、児童福祉司、児童心理司及び一時保護所福祉職の経験年数別到達目標とそのために習得すべきポイント及び研修内容を検討し、抜本的な見直しと再構築を行った。

令和6年度は、その考え方を引継ぎ、令和5年度の実施状況を踏まえて令和6年度研修計画を策定し、下記のとおり研修を実施した。令和7年度は、都区共同企画研修として、チーフ職員と児童福祉担当課長代理を対象として「中堅層強化研修」を実施するほか、都区相互開放研修として「模擬個別ケース検討会議」研修を実施する。

表27-1 年間研修状況（令和6年度）

研修名	項目	内容	実施時期	講義数
新任研修	・新規児童相談所配属全職員研修（プレ研修）	子どもの権利、児童相談所の基礎知識、個人情報管理、メンタルヘルス、児童虐待防止における機関連携 等	4～8月	6
	・新任児童相談所職員研修	児童相談所運営論、児童福祉関連法、ソーシャルワークの基本、児童虐待対応 等	4～8月	37
	・新任児童相談所職員研修	子供家庭支援センター、虐待事例の法的対応、少年事件 等	6～3月	11
	・新任児童相談所職員研修	施設実習（一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設）等	8～12月	実習
	・新任児童福祉司研修（独自項目等）	記録の書き方、ソーシャルワークの基礎、ジェノグラム、ロールプレイ、ケースマネジメントの留意点と理論と実践技法、虐待対応と機関連携 等	通年	7
	・新任児童心理司研修（独自項目）	児童心理司業務の基礎（面接の進め方、主訴別診断のポイント等）、描画テスト、WISC-V、CAREワークショップ、事例検討、児童票5 等	通年	13 実習除く
	・新任一時保護所職員研修（独自項目）	一時保護所の業務（学齢、幼児）、記録の書き方、一時保護所運営の手引き 事例検討 等	通年	7
	・新任一時保護所心理職研修	一時保護所心理職員の業務	4月	1
専門研修	・新任相談事務職員研修	統計事務、費用徴収 等	4月	5
	・所長研修	緊急対応、通年開所 等	4月 12月	2
	・児童福祉司研修	・課長代理研修 最新の施策・法令・指針、メンタルヘルス、マネージメント・リーダーシップ	10～3月	6
	・チーフ研修	スーパーバイズ実践 予防的支援の理念とメリット	通年	2
	・中上級研修（福祉司歴4年目以上）	最新の施策・法令・指針 法的対応の留意点 事例を通して考える連携等	通年	4
	・3年目研修	動機づけ面接、事例検討、安全確認、コミュニケーション 等	通年	6
	・2年目研修	ケースの進行管理、各法の理解、個人情報・開示請求 事例検討 等	通年	8

研修名	項目	内容	実施時期	講義数
専門研修	・児童心理司研修	・全体研修 田中ビネーVI 実施方法や採点方法の概要	3月	1
		・課長代理研修 最新の施策・法令・指針	12月	1
		・中上級研修（心理司歴4年目以上） オリジナルツール事例発表会、他職種合同事例検討、親子複合型認知行動療法 等	通年	3 外部研修・ ケース助言 除く
		・3年目研修 心理療法、動機付け面接、事例検討、PCIT [®] シャルワーカーショップ [®] 児童票5等	通年	8
		・2年目研修 テストバッテリー、事例検討、施設見学、非行について、児童票5等	通年	9 実習、外部 研修除く
	・一時保護所職員（福祉職）研修	・全体研修 子供に対する対人援助スキルの向上 等	3月	2
		・中上級研修（保護所職員歴3年目以上） 愛着障害、他職種合同事例検討会、少年鑑別所への派遣研修 等	通年	3 外部研修 除く
		・2年目研修 児童の特性に関する専門知識、児童相談業務研修、事例検討 等	通年	4 実習除く
	・特別研修	・被害確認面接実務フォローアップ [®] 研修、被害事実確認面接実務トレーニング	7月 12月 1月	3
	・全体研修	性的虐待対応の初期調査ガイドライン、感情労働との向き合い方 DV・児童虐待連携ガイドライン、子供の意見表明権を学ぶ、トラウマイシフォームドケアを学ぶ 海外研修（児童相談所職員向け）報告会 等	通年	7
治療指導課	・臨床セミナー	ペアレントトレーニング指導者講習会、実践事例報告会 等	通年	4
担当者企画	・電話相談室研修	電話相談の基本～聞く技術を中心に～、～アセスメントから助言～、黙って聞く技術について学ぶ 等	通年	4
	・家庭復帰担当研修	解決志向アプローチについて	12月	1
その他	・中途採用者研修	児童相談所の基礎知識、東京都児童相談所職員の心構え 等	1月 1月	4

※1 講義を録画したビデオでの受講科目を含む。

※2 児童福祉人材トレーニングセンターでの研修を除く。

※3 以下の講習会等については、新任研修に含まれる該当講座を受講することによって履修可能である。

・児童福祉法第13条第3項第8号の内閣総理大臣が定める講習会（児童福祉司任用前講習会）

・児童福祉法第13条第9項の内閣総理大臣が定める基準に適合する研修（児童福祉司任用後研修）

・児童福祉法施行規則第6条第7号から第11号まで及び第14号の内閣総理大臣が定める講習会（東京都児童相談業務研修）

また、相談事例の困難化・複雑化により、高度な相談援助スキルが必要とされていることを受け、令和3年度に、東京都児童相談所職員人材育成等検討会を立ち上げ、児童相談所職員の育成方針及び育成目標並びに相談援助スキルの手法を獲得する新たな研修を検討し、そこでの議論を踏まえ、令和4年度から児童福祉人材トレーニングセンターにおいて、面接スキル向上のための体験型研修（面接スキルトレーニング研修）やゼミ形式の事例検討を新たに実施した。

令和5年度からは1年目の研修の成果の定着等を目的とし、2年目の児童福祉司及び児童心理司を対象とした体験型研修（面接スキルトレーニング研修・アドバンスコース）やゼミ形式の事例検討を新設し実施している。

令和6年度からは1年目の一時保護所職員を対象とした児童支援スキルアップ研修を新設し、児童と適切に向かい流されないためのスキルを習得することを目的とした体験型研修を実施している。

令和6年度の実施状況は次頁のとおりである。

表27-2 トレーニングセンター研修実施状況（令和6年度）

研修名	対象者	内容	実施時期	講義数
・面接スキルトレーニング	新任児童福祉司、新任児童心理司	ペースを合わせる、邪魔せずに聞く、明確に訊く、共感的に汲み取る、建設的に投げかける	5～1月	25
・面接スキルトレーニング・アドバンスコース	2年目児童福祉司、2年目児童心理司	気持ちが通じる対話、願い事を明確にする対話、期待感が膨らむ解決の話、問題に潜む力を見出す承認	6～12月	16
・事例検討（新任職員）	1回目：新任児童福祉司、新任児童心理司 2回目、3回目：新任児童福祉司	1回目：グループ討議、意見交換、全体共有 2回目、3回目：事例概要説明、振り返り、検討、全体共有	6～2月	13
・事例検討（2年目職員）	2年目児童福祉司、2年目児童心理司	グループ討議、意見交換、児童票作成	12月	4
・児童支援スキルアップ	新任一時保護所福祉職職員	ペースコントロール、指示の出し方、邪魔せずに聞く、明確に訊く、共感的に汲み取る	4～10月	10
・ファシリテーション研修	専門課長、業務指導員、チーフ等	・面接スキルトレーニング研修・アドバンスコースの狙い並びに講師及びファシリテーターの姿勢について ・面接スキルトレーニング研修・アドバンスコースの各回の内容について ・児童支援スキルアップ研修、児童支援スキルアップ研修・アドバンスコースの狙い並びに講師及びファシリテーターの姿勢について ・児童支援スキルアップ研修の各回の内容について ・児童支援スキルアップ研修・アドバンスコースの各回の内容について	4月 ・ 3月	2

また、令和7年度からは2年目の一時保護所福祉職職員に対しても、1年目の研修の成果の定着等を目的とし、児童支援スキルアップ研修・アドバンスコースを新設し、体験型研修を実施している。さらに、都区連携した人材育成の共同推進の新たな取組として、面接スキルトレーニング研修を特別区の児童相談所職員にも開放している。

（2）児童福祉相談業務指導員・児童心理相談業務指導員の配置

児童相談所の人材育成機能の強化を図るため、平成25年度から児童福祉相談業務指導員、平成28年度から児童心理相談業務指導員を配置し、以下の業務を行っている。令和6年度は、児童福祉相談業務指導員を14名、児童心理相談業務指導員を6名配置した。

- ① 児童福祉司・児童心理司をはじめ、子供家庭支援センターや保健所等、関係機関職員を対象に研修を実施
- ② 新任や経験年数の浅い児童福祉司・児童心理司を対象に、家庭訪問や関係者会議、心理診断等の実践場面において、同行・同席指導
- ③ 児童福祉司・児童心理司からの業務上の質問を受け、技術的助言
- ④ 研修の企画・資料作成
- ⑤ 東京都児童相談所の職員の育成ニーズに合わせた巡回指導・サポート

（3）児童相談等業務研修専門員の配置

児童相談所の人材育成機能の強化を図るため、令和6年度から児童相談等業務研修専門員を配置しており、主にトレーニングセンター研修に関する業務全般を担っている。令和7年度については、元福祉専門課長2名、元心理専門課長1名及び元施設長2名の合計5名を配置している。

7 職員確保等

児童相談所職員の増員に伴う福祉職や心理職の採用に向けて、児童相談所の魅力や採用試験の情報等を発信するため、令和3年度から児童相談センターにリクルートチームが設置された。

児童相談所への就職意欲の向上を図ることなどを目的に、児童相談所を取り巻く状況や仕事内容、採用制度等について、広報活動を実施している。

8 見学、実習

児童相談所業務の理解促進のため、児童相談所では実習や見学を各方面から受け入れている。

(1) 見学

東京家庭裁判所や警視庁等他機関の職員など 31 件 396 人の見学を受け入れた。

表28 見学受入状況（令和6年度）

(件) (人)

見学者内訳	件数	人数
4月		
5月 こども家庭庁	1	12
6月 首都医校、草苑保育専門学校、東京成徳大学、東京大学、他	5	80
7月 中央区議、新宿区議、札幌児童相談所、東京都社会福祉協議会保育部会青年委員会 他	5	39
8月 こども家庭庁、警察庁警察大学校	2	31
9月 警視庁少年育成課、専修大学	2	15
10月 東京家庭裁判所調査官補、韓国・江原道児童福祉協会、他	3	47
11月 東京福祉専門学校、こども家庭庁（内閣府特命担当大臣（こども政策担当））他	2	16
12月 東京警察病院看護専門学校、ドイツ司法官	2	24
1月 司法修習生、国立精神・神経医療研究センター、大田区、他	4	29
2月 北海道中央児童相談所、練馬区BBS会、警察庁警察大学校	3	81
3月 警視庁少年育成課、渋谷区民生児童委員	2	22
令和6年度計	31	396

(2) 実習

令和6年度は、公認心理師及び社会福祉士養成に係る実習生を 19 校 98 人受け入れたほか、警視庁少年警察関係実務研修生の受け入れを行った。その他、治療指導課、保護課においても独自に研修生、実習生を受け入れている。

9 児童相談体制等検討会の議論に基づく取組

(1) 業務の標準化

- ① ケース移管や家庭復帰等の手続きについて、全国ルールの解釈等に関するポイントを整理・取りまとめ
- ② 東京ルールについて、見直しの検討、児相と子家セン間の円滑な連携に向けたポイントを整理・取りまとめ
- ③ 施設の入所調整の効率化（入所調整窓口の設置、システム構築）に向けた具体的な検討

(2) 個別ケースに係る専門性向上

- ① 都区児童相談所、子供家庭支援センターにおける個別の相談事例等を共有するためのシステムを構築（年内を目指す）
- ② 困難事例等に関する相談支援や技術的援助・助言を行う窓口の設置（年内を目指す）

(3) 人材育成の共同推進

- ① 都と特別区職員研修所の共同企画研修を実施するとともに、トレーニングセンターの研修（面接スキルトレーニング研修）を区立児童相談所職員に開放
- ② 区市町村との人事交流の推進

10 区市町村等からの派遣研修職員の受入れ

児童相談所の事務事業に携わることによる派遣職員の能力向上や都と派遣団体との相互理解と協力をより深めるなど、児童福祉の向上に寄与することを目的として、区市町村等からの派遣職員を受け入れている。

令和6年度は児童相談センター及び各児童相談所で、都内区市、警視庁、国立武蔵野学院、東京地方検察庁及び社会福祉法人東京都社会福祉事業団から派遣職員を受け入れ、派遣職員は、児童福祉司、児童心理司としての相談援助業務、一時保護所での支援業務及び措置事務等の業務に従事した。

1.1 子供の権利擁護専門相談事業

(1) 目的及び内容

いじめ、虐待、体罰など、児童の権利侵害が深刻な社会問題となっていることから平成10年10月（事業開始11月）児童相談センター内に、第三者的な役割を担う「子供の権利擁護委員会」を試行的に設置し、活動を行った。

平成16年度からは、子供の権利擁護専門相談事業として、子供の権利侵害に対する相談を本格的に事業として行っている。

なお、本事業の所管は福祉局子供・子育て支援部企画課で、事務局が児童相談センター事業課となっている。

(2) 構成員及び業務内容

- ① 子供の権利擁護専門員 7名（弁護士、学識経験者等）

電話相談員が受けた相談や、はがき・相談用紙（後述）による相談について、困難な事例の会議への付議、関係機関等との協議、権利侵害の事実の調査、助言、調整活動等により問題解決を図る。

- ② 子供の権利擁護電話相談員 3名

子供からの直接の相談及び都民等からの通報等の電話を受け、助言を行うとともに、権利侵害の状況により、専門員への面接相談等へつなげる（予約）業務を行う。

- ③ 子供の権利擁護調査員 10名程度（弁護士等）

専門員の指示に従い、子供の権利侵害の調査に関する業務を行う。

(3) 電話相談の設置

専門相談事業では、東京都内から無料で電話をかけられる、フリーダイヤルによる電話相談を設置している。この電話相談を「東京子供ネット」と呼び、いじめや体罰、虐待などの子供の権利侵害について、相談を受け付けている。

◇相談電話番号：0120-874-374
はなしで みなよ

◇相談時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後9時

土・日・祝日 午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）

(4) はがき・相談用紙による相談

子供が児童養護施設等に入所するときには、「子供の権利ノート」と一緒に相談はがきが配布されており、子供が直接相談できるようになっている。このはがきは専門員宛に届くこととなっており、専門員による対応を行っている。

また、児童相談所が子供の一時保護を行ったときや児童養護施設等に一時保護を委託したときには、一時保護児童のためのリーフレット「とても大切なあなたへ」を子供たちに渡し、子供は大切にされる存在であること、困ったときは大人に相談してもよいことなどを説明している。「とても大切なあなたへ」と一緒に、子供が直接専門員に相談できる、「一時保護児童のための困りごと相談用紙」を配布しており、専門員による対応を行っている。

(5) 相談受付状況

表 29 相談受付状況

	東京子供ネットによる相談							はがきによる相談	相談用紙による相談	専門員への引継件数(再掲)	メッセージダイヤル受付件数	
	小計	いじめ	体罰	虐待	その他	その他の相談	合計	児童本人からの相談比率(%)				
令和2年度	135	41	3	74	17	885	1,020	32.5	17	91	28	339
令和3年度	133	42	5	75	11	681	814	33.4	19	124	27	298
令和4年度	133	49	4	67	13	734	867	36.1	29	87	31	237
令和5年度	148	70	6	59	13	960	1,108	35.0	37	105	58	288
令和6年度	161	68	5	61	27	890	1,051	40.1	54	88	96	235

12 こどもの碑（いしぶみ）

児童福祉施設入所措置中に死亡した児童や児童相談所で一時保護中に死亡した児童の引取者のない遺骨を納めるため、昭和25年都立小平霊園に墓地建設が計画され、翌26年に「こどもの碑」として墓碑等が整備された。

維持管理は児童相談センターで行い、こどもの碑の祭祀として毎年1回、慰靈祭を行っている。令和6年度は、11月1日に慰靈祭（73回）を実施し、126名の参加があった。

なお、令和4年9月6日に「こどもの碑」納骨式が行われ、令和7年3月31日現在、納骨されている遺骨は99柱である。

13 全国児童相談所長会の活動（事務局：児童相談センター）

全国児童相談所長会は、全国の児童相談所241か所（令和7年6月1日現在）の児童相談所長をもって組織し、児童福祉事業の発展と、その円滑な運営を期することを目的として、相互の情報交換や調査活動を行っている。

令和6年度は、こども家庭庁及び総務省に対して、児童相談所の機能強化と体制の充実等に関する要請を行うとともに、定例調査として「児童虐待相談ケース分析に関する調査」を行った。

III 統 計 資 料

(全国は 5 年度統計まで)

注

- ・本書に掲載の数値は速報値のため、今後公表される数値と相違する場合があります。また、数値は四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合もあります。
- ・令和 2 年度から特別区に児童相談所が設置されたため、一部統計数値については特別区児童相談所分を含んだものとなっています。
- ・令和 4 年度から集計条件を変更している統計があります。

1 相談受理状況

(1) 経路別受理状況

経 路		合 計	家 族 ・ 親 戚 か ら 相 談	近 隣 ・ 知 人 か ら 通 告	児 童 本 人 か ら 相 談	福 送 社 致 事 務 ・ 所 通 か ら 告	区 通 市 町 い 村 関 係 か ら 告	子 セ ン タ 供 家 一 家 庭 か ら 支 援 相 談	児 童 一 タ 童 か 家 家 一 庭 庭 か ら 支 援 相 談	児 童 委 員 か ら 通 告	保 健 所 ・ 医 療 機 関 告
年 度											
令和 2 年度	総 数	50,344	18,366	5,763	731	173	702	1,075		16	612
	一 般	41,842	10,441	5,662	454	169	697	1,072		15	608
	4152	8,502	7,925	101	277	4	5	3		1	4
3 年度	総 数	53,695	20,017	5,765	765	241	375	1,109		22	859
	一 般	45,067	11,931	5,697	533	240	363	1,108		22	855
	4152	8,628	8,086	68	232	1	12	1			4
4 年度	総 数	57,069	20,303	4,761	719	255	255	1,167		10	645
	一 般	48,454	12,143	4,698	559	253	253	1,166		9	638
	4152	8,615	8,160	63	160	2	2	1		1	7
5 年度	総 数	59,882	21,520	4,608	922	263	110	1,214	1	16	630
	一 般	50,795	13,037	4,542	610	260	103	1,212	1	16	627
	4152	9,087	8,483	66	312	3	7	2			3
6 年度	総 数	59,547	21,108	4,589	962	372	207	1,079		12	777
	一 般	50,698	12,828	4,535	658	372	201	1,077		12	771
	4152	8,849	8,280	54	304		6	2			6
性 別	男	33,170	12,876	2,127	528	220	107	539		7	389
	女	25,379	7,907	1,903	414	152	93	537		4	371
	性別不詳	998	325	559	20		7	3		1	17
児 童 相 談 所 別	児童相談センター	13,923	9,357	549	373	7	16	172		1	59
		8,849	8,280	54	304		6	2			6
	江 東	2,736	654	180	32	10	4	51		1	33
	品 川	3,694	899	341	47	30	5	90			43
	杉 並	2,428	731	233	38	2	4	67			24
	北	1,116	316	90	26		5	23			10
	立 川	2,649	713	223	31	12	3	78			38
	小 平	3,575	1,014	318	44	12	6	115			42
	八 王 子	4,317	1,137	324	46	45	4	115		1	50
	足 立	3,419	830	277	31	8	5	31			25
	多 摩	2,601	779	252	48	24	2	66			20
	練 馬	1,954	587	182	29	41	2	66			18
	特 別 区 児 相	17,135	4,091	1,620	217	181	151	205		9	415

注 児童相談センターの下段は、4152電話相談分で再掲。

注 世田谷児相については令和2年3月末で廃止。

注 令和2年度より特別区にも児童相談所が開設されたため、特別区児童相談所分を記載。

注 令和4年度より、児童相談所設置区の関係機関から通告等があったケースのうち他の経路に該当しないものは、

注 年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に援助方針会議による相談種別が未決定のものを含む。

注 令和6年度より、性別不詳を追加。

(年度別・性別・児童相談所別)

児か 童 福ら 祉 施相 設 等談	里か 親 ・ら 保護受 託者談	警 察 関 係 か ら 通 告	学 校 ・ 教 育 委 員 会 等 談	認 か 定 こ ど 相 も 園 談	その他					再 掲	
					他 の 児 童 相 談 所	都 道 府 県 等	家 庭 裁 判 所	そ の 他	合 計	在 所 期 間 延 長	巡 回 相 談 受 付
294	118	13,486	1,039	2	1,056	122	304	6,485	7,967	243	19
289	117	13,483	996	1	1,054	120	304	6,360	7,838	243	19
5	1	3	43	1	2	2		125	129		
298	141	14,675	992	10	1,090	188	326	6,822	8,426	293	20
290	140	14,674	979	10	1,087	187	325	6,626	8,225	293	20
8	1	1	13		3	1	1	196	201		
409	154	16,945	1,315	5	1,973	467	310	7,376	10,126	329	26
401	153	16,945	1,302	5	1,970	467	310	7,182	9,929	329	26
8	1		13		3			194	197		
463	165	18,469	1,511	7	1,518	681	335	7,449	9,983	286	13
458	165	18,468	1,501	7	1,508	680	335	7,265	9,788	286	13
5		1	10		10	1		184	195		
566	203	17,871	1,642	3	1,497	457	344	7,858	10,156	270	11
561	203	17,871	1,626	3	1,494	456	344	7,686	9,980	270	11
5			16		3	1		172	176		
309	110	9,793	802		791	232	236	4,104	5,363	141	6
251	93	8,077	834	3	701	205	108	3,726	4,740	129	5
6			1	6		5	20		28	53	
25	41	2,119	100		148	6	36	914	1,104	21	9
5				16		3	1		172	176	
11	11	1,201	40		46	1	20	441	508	19	
18	9	1,435	92		71	5	17	592	685	23	2
3	4	878	22		48	7	9	358	422	9	
8		396	21		34		4	183	221	5	
12	14	858	54		56	1	41	515	613	33	
5	24	1,279	52		76	3	30	555	664	31	
28	37	1,561	68	2	117	2	24	756	899	26	
15	19	1,241	63		79	1	28	766	874	24	
14	28	861	31		39		18	419	476	10	
6		594	40		51		18	320	389	12	
421	16	5,448	1,059	1	732	431	99	2,039	3,301	57	

都道府県等に計上。

(2) 相談内容別受理状況

年 度	種 類	合 計	養護相談			保 健 相 談	障害相談			
			被 虐 待 相 談	そ の 他 養 護 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 障 聴 覚 ・ 言 語 発 達 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談
令和 2 年度	総 数	50,344	25,657	8,521	34,178	533	92	15	44	4,951
	一 般	41,842	25,472	4,783	30,255	13	90	8	43	4,919
	4152	8,502	185	3,738	3,923	520	2	7	1	32
令和 3 年度	総 数	53,695	26,604	9,492	36,096	629	97	21	38	6,410
	一 般	45,067	26,488	5,528	32,016	19	93	10	37	6,385
	4152	8,628	116	3,964	4,080	610	4	11	1	25
令和 4 年度	総 数	49,394	22,870	11,107	33,977	499	106	12	77	5,004
	一 般	41,089	22,870	7,000	29,870	10	105	4	75	4,967
	4152	8,305		4,107	4,107	489	1	8	2	37
令和 5 年度	総 数	52,066	24,164	11,273	35,437	372	95	10	60	5,601
	一 般	43,248	24,164	6,979	31,143	9	94	2	60	5,574
	4152	8,818		4,294	4,294	363	1	8		27
令和 6 年度	総 数	52,017	23,758	11,620	35,378	315	103	9	41	5,487
	一 般	43,493	23,758	7,382	31,140	16	101	4	41	5,458
	4152	8,524		4,238	4,238	299	2	5		29
児 童 相 談 所 別	児童相談センター	12,957	2,473	4,998	7,471	301	13	5	5	449
		8,524		4,238	4,238	299	2	5		29
	江 東	2,252	1,263	371	1,634		7			276
	品 川	3,104	1,763	518	2,281		15		2	365
	杉 並	2,147	1,154	373	1,527		14		2	259
	北	962	511	146	657				1	144
	立 川	2,181	950	470	1,420	1	3			313
	小 平	2,914	1,430	483	1,913		5		2	524
	八 王 子	3,646	1,866	672	2,538		6	1	3	496
	足 立	2,693	1,446	533	1,979		11		1	369
	多 摩	2,129	1,080	397	1,477	1	3	1	3	355
	練 馬	1,579	818	244	1,062	2	5	1	1	234
	特別区児相	15,453	9,004	2,415	11,419	10	21	1	21	1,703

注 児童相談センターの下段は、4152電話相談分で再掲。

注 自閉症等相談は、平成26年度より発達障害相談に変更。

注 世田谷児相については令和2年3月末で廃止。

注 令和2年度より特別区にも児相が開設されたため、区児相分を記載。

注 令和4年度から、年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に援助方針会議による

		非行相談			育成相談					その他の相談	いじめ相談（再掲）
発達障害相談	小計	ぐるみ犯行行為等相談	触法行為等相談	小計	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	小計		
242	5,344	1,309	534	1,843	457	2,897	706	1,107	5,167	3,279	22
17	5,077	1,242	531	1,773	241	1,559	256	35	2,091	2,633	4
225	267	67	3	70	216	1,338	450	1,072	3,076	646	18
245	6,811	1,407	621	2,028	570	2,987	670	1,034	5,261	2,870	24
21	6,546	1,332	617	1,949	281	1,792	275	22	2,370	2,167	5
224	265	75	4	79	289	1,195	395	1,012	2,891	703	19
204	5,403	1,155	620	1,775	571	2,792	573	1,004	4,940	2,800	36
13	5,164	1,082	618	1,700	238	1,653	286	17	2,194	2,151	7
191	239	73	2	75	333	1,139	287	987	2,746	649	29
177	5,943	1,088	676	1,764	621	3,181	648	1,197	5,647	2,903	28
10	5,740	997	674	1,671	263	1,900	310	21	2,494	2,191	4
167	203	91	2	93	358	1,281	338	1,176	3,153	712	24
174	5,814	1,065	858	1,923	589	3,218	608	1,111	5,526	3,061	22
13	5,617	994	857	1,851	209	1,910	292	20	2,431	2,438	7
161	197	71	1	72	380	1,308	316	1,091	3,095	623	15
161	633	298	92	390	402	1,474	338	1,096	3,310	852	15
161	197	71	1	72	380	1,308	316	1,091	3,095	623	15
1	284	52	32	84	14	95	5	1	115	135	
	382	52	83	135	17	149	6	3	175	131	
	275	40	28	68	9	178	18		205	72	
	145	38	18	56	11	51	5		67	37	
1	317	74	61	135	9	107	15	1	132	176	2
	531	52	51	103	8	140	7		155	212	
1	507	87	56	143	11	210	12	2	235	223	
	381	94	49	143	7	55	9	1	72	118	1
	362	37	25	62	6	119	4		129	98	
	241	31	16	47	14	93	4	3	114	113	
10	1,756	210	347	557	81	547	185	4	817	894	4

相談種別が未決定のものを除く等、集計条件を変更。

(3) 性別・年齢別相談受理状況

年齢	種類	合計	養護相談			保健相談	障害相談			
			被虐待相談	その他養護相談	小計		肢体不自由相談	視障聴覚・言語相発達談	重症心身障害相談	知的障害相談
合計		36,564	14,754	9,205	23,959	305	82	8	20	3,784
性別	男	20,386	7,555	5,018	12,573	191	47	6	14	2,616
	女	15,425	6,912	3,942	10,854	110	34	2	6	1,168
	性別不詳	753	287	245	532	4	1			
年齢別内訳	0歳	1,883	1,070	602	1,672	49			1	21
	1歳	1,494	909	367	1,276	39	7			43
	2歳	1,642	875	417	1,292	35	9	1		126
	3歳	1,747	872	340	1,212	28	3		2	313
	4歳	1,900	898	492	1,390	25	9	1	1	265
	5歳	2,093	848	567	1,415	12	10	1	1	389
	6歳	2,103	883	486	1,369	5	5			437
	7歳	2,000	855	492	1,347	8	8	1	1	244
	8歳	2,116	894	523	1,417	12	6	1	1	213
	9歳	2,142	877	606	1,483	11	8			155
	10歳	2,172	874	569	1,443	3	5		2	161
	11歳	2,219	840	633	1,473	6	2	1	3	201
	12歳	2,582	814	611	1,425	12	2	1	1	343
	13歳	2,433	780	528	1,308	17	2		2	289
	14歳	2,164	697	517	1,214	8	3		2	262
	15歳	1,986	632	535	1,167	9	1	1		132
	16歳	1,678	519	430	949	17	2			109
	17歳	1,643	430	333	763	6			3	81
	18歳以上	22								
	年齢不詳	545	187	157	344	3				

注 特別区児童相談所分を含まない。

注 年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に援助方針会議による相談種別が未決定のものを
注 令和6年度より、性別不詳を追加。

注 令和6年度より、年齢不詳を追加。

		非行相談			育成相談					その他の相談	いじめ相談（再掲）
発達障害相談	小計	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	小計	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	小計		
164	4,058	855	511	1,366	508	2,671	423	1,107	4,709	2,167	18
107	2,790	424	423	847	325	1,592	223	650	2,790	1,195	14
57	1,267	423	87	510	170	1,035	180	457	1,842	842	4
	1	8	1	9	13	44	20		77	130	
	22						8	2	10	130	
1	51				1		23	4	28	100	
7	143						69	5	74	98	
8	326						75	18	93	88	
9	285				6		104	29	139	61	
8	409				2		141	39	182	75	
14	456	2	6	8	9	127		69	205	60	2
12	266	6	24	30	25	186		75	286	63	
10	231	9	40	49	29	192		79	300	107	1
18	181	19	34	53	30	177		124	331	83	3
9	177	28	53	81	33	223		90	346	122	2
16	223	41	50	91	55	229		94	378	48	2
13	360	72	96	168	76	306		144	526	91	3
12	305	123	153	276	76	290		98	464	63	1
14	281	145	33	178	71	265		60	396	87	3
5	139	162	8	170	53	246		60	359	142	
4	115	142	10	152	19	213		53	285	160	
4	88	102	4	106	17	176		62	255	425	1
										22	
		4		4	6	41	3	2	52	142	

除く等、集計条件を変更。

(4) 養護相談内容別受理状況

内容 年度・性別 ・年齢	合 計	孤 児	迷 子	被 虐 待 児			
					小 計	家 出	死 亡
令和2年度	29,043		2	21,391	2,795	22	21
3年度	30,056		1	21,729	3,015	12	26
4年度	25,933		2	16,537	4,039	25	16
5年度	25,684		1	16,468	3,642	32	20
6年度	23,959			14,754	3,249	19	16
性 別	男	12,573		7,555	1,702	10	11
	女	10,854		6,912	1,368	8	5
	性別不詳	532		287	179	1	
年 齢 別 内 訳	0歳	1,672		1,070	349	1	
	1歳	1,276		909	157	1	
	2歳	1,292		875	136	1	
	3歳	1,212		872	142		
	4歳	1,390		898	123		
	5歳	1,415		848	157	1	2
	6歳	1,369		883	149		
	7歳	1,347		855	160		
	8歳	1,417		894	162		1
	9歳	1,483		877	174	1	1
	10歳	1,443		874	162		
	11歳	1,473		840	192	2	1
	12歳	1,425		814	202		1
	13歳	1,308		780	193	2	
	14歳	1,214		697	171		2
	15歳	1,167		632	193	2	4
	16歳	949		519	190	3	1
	17歳	763		430	146	4	3
	18歳以上						
	年齢不詳	344		187	91	1	

注 特別区児童相談所分を含まない。

注 令和4年度から、年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に援助方針会議による相談種別が

注 令和6年度から、性別不詳を追加。

注 令和6年度から、年齢不詳を追加。

(年度別・性別・年齢別)

養育困難							その他の相談
離婚	傷病	出産	就労	拘置・拘留	家族環境	その他	
6	1,023	52	23	46	1,082	520	4,855
13	1,186	50	13	53	1,160	502	5,311
16	947	39	8	42	2,498	448	5,355
13	757	35	8	32	2,312	433	5,573
13	449	28	24	39	2,104	557	5,956
5	253	15	16	22	1,052	318	3,316
8	192	13	8	17	906	211	2,574
	4				146	28	66
1	69	5	1	2	100	170	253
	37	7		4	87	21	210
1	24	2		2	87	19	281
	18	2	3	2	95	22	198
	17	3	1	1	80	21	369
1	25	3	2	3	101	19	410
4	17	1	1	2	108	16	337
	27		1	1	113	18	332
1	8	1	2		131	18	361
1	45		3	4	99	20	432
	19	1	1	3	122	16	407
1	23		1	4	134	26	441
2	25		3	3	143	25	409
1	25	1	1	3	127	33	335
	14	1			126	28	346
	28			2	130	27	342
	17		2	2	139	26	240
	10		2	1	101	25	187
					81	7	66

未決定のものを除く等、集計条件を変更。

(5) 非行、不登校、性格行動・しつけ相談内容別受理状況

内容 年度・性別 年齢	非行（ぐ犯・触法）相談										
	合 計	盜 み	粗 暴	不 良 交 友	家 出 外 泊	薬 物	放 火	性 的 非 行	金 品 持 出	そ の 他	
令和2年度	1,702	377	549	51	289	3	42	161	124	106	
3年度	1,776	437	494	40	388	3	30	158	118	108	
4年度	1,347	289	316	29	367	2	26	131	91	96	
5年度	1,326	351	227	35	356	5	23	141	96	92	
6年度	1,366	369	249	54	316	8	30	140	107	93	
性別	男	847	274	214	14	82	4	27	98	77	57
	女	510	95	32	39	234	4	3	41	29	33
	性別不詳	9		3	1				1	1	3
年 齢 別 内 訳	0歳										
	1歳										
	2歳										
	3歳										
	4歳										
	5歳										
	6歳	8	4	2						1	1
	7歳	30	17	3				1	2	1	6
	8歳	49	36	7				1		3	2
	9歳	53	31	5		1		1	1	7	7
	10歳	81	37	24		1		1	5	9	4
	11歳	91	36	26	1	4		4	4	11	5
	12歳	168	59	39	2	12		9	24	17	6
	13歳	276	78	55	6	49		9	47	17	15
	14歳	178	35	29	12	48	1		19	16	18
	15歳	170	15	29	11	76		2	18	11	8
	16歳	152	17	19	12	64	5	1	12	8	14
	17歳	106	4	10	10	60	2	1	7	5	7
	18歳以上										
	年齢不詳	4		1		1			1	1	

注 特別区児童相談所分を含まない。

注 令和4年度から、年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に援助方針会議による相談種別が未決定のものを除く等、

注 令和6年度から、性別不詳を追加。

注 令和6年度から、年齢不詳を追加。

不登校相談				性格行動、育児・しつけ相談								
合 計	怠 学	拒登 校 (園 否) 一	そ の 他	合 計	夜 遺 尿	夜の 遺 尿習 以 外癪	わ が ま ま	落 着 な し	臆 病	孤 立	そ の 他	
415	68	268	79	3,162	10	199	1,197	247	104	370	1,035	
494	73	340	81	3,088	7	259	1,073	264	98	354	1,033	
506	67	369	70	2,708	5	198	880	222	71	391	941	
522	90	362	70	3,086	7	186	1,111	194	95	419	1,074	
508	74	383	51	3,094	9	151	1,107	189	79	458	1,101	
325	51	255	19	1,815	4	68	685	116	46	242	654	
170	21	121	28	1,215	5	81	410	58	33	216	412	
13	2	7	4	64		2	12	15			35	
				8		1	2				5	
1	1			23		1	13	4			5	
				69		2	40	8	1	1	17	
				75		5	39	7		4	20	
6		6		104	2	5	51	6	5	11	24	
2		2		141	3	5	42	18	7	29	37	
9	1	8		127		8	52	15	4	22	26	
25	2	20	3	186		6	66	14	8	37	55	
29	2	21	6	192	1	12	68	15	6	48	42	
30	3	26	1	177		13	63	14	5	28	54	
33	9	21	3	223		10	78	18	4	39	74	
55	11	36	8	229	1	6	81	12	4	39	86	
76	4	65	7	306		19	107	11	13	53	103	
76	12	60	4	290		14	108	9	8	22	129	
71	17	51	3	265	1	12	99	10	4	29	110	
53	3	45	5	246		11	97	3	4	34	97	
19	2	12	5	213	1	10	51	11	4	39	97	
17	7	7	3	176		11	39	9	2	22	93	
6			3	3	44		11	5		1	27	

集計条件を変更。

(6) 被虐待相談受付・対応状況

① 被虐待相談児童相談所別受付状況

	年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
	合計	4,517	4,792	5,933	8,216	10,619	12,934	14,207
児童相談所別	児童相談センター	1,001	1,136	1,125	1,467	1,958	2,471	2,874
	(4152電話相談再掲)	332	383	290	226	173	257	199
	江 東	444	522	743	999	1,143	1,422	1,688
	品 川	536	468	588	678	894	1,215	1,373
	杉 並	270	298	370	591	824	878	934
	北	371	409	504	674	850	974	1,069
	立 川	217	226	372	498	817	735	769
	小 平	335	334	445	709	755	896	992
	八 王 子	336	364	417	698	910	1,232	1,312
	足 立	441	479	645	963	1,197	1,542	1,596
	多 摩	218	226	374	458	709	787	677
	世 田 谷	348	330	350	481	562	782	923
	練 馬	-	-	-	-	-	-	-
特別区児相		-	-	-	-	-	-	-

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止。

※ 令和4年度から、年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に援助方針会議による相談種別が未決定の

※ 令和4年度から、非該当は含まない。

② 被虐待相談対応状況（虐待内容別・児童相談所別主たる虐待者）

虐待者	合計	主たる虐待者					
		実父		実父以外の父親		実母	
		総数	4152	非該当	総数	4152	総数
年度・児相	総数	4152	4152	非該当	4152	4152	4152
令和2年度	25,736	185	2,386	9,305	78	924	8
3年度	26,047	116	2,024	9,847	43	883	3
4年度	26,123			11,218		841	
5年度	27,755			11,780		925	
6年度	27,865			12,188		898	
虐待内容別	身体的虐待	6,399			2,687		247
	性的虐待	184			113		42
	心理的虐待	17,783			8,827		587
	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3,499			561		22
児童相談所別	児童相談センター	2,999			1,343		62
	江 東	1,524			715		44
	品 川	2,158			1,001		64
	杉 並	1,312			615		14
	北	574			249		10
	立 川	1,316			471		69
	小 平	1,813			805		48
	八 王 子	2,146			863		98
	足 立	1,823			711		82
	多 摩	1,317			570		38
	練 馬	817			344		18
	特別区児相	10,066			4,501		375
全国		225,509			95,480		11,226
							109,769

※ 全国は、令和5年度 福祉行政報告例の数値。

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止。

※ 令和2年度以降、特別区児童相談所分を含む。

※ 非該当は、令和4年度から別掲（令和3年度までは総数に含む。）。ただし、非該当件数には東京都児童相談所

※ 令和4年度から、前々年度以前に相談を受け付け、 当年度に対応したものと含まない等、集計条件を変更。

30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
17,454	21,019	25,657	26,604	22,870	24,164	23,758
3,393	3,985	4,902	4,422	3,549	3,355	2,473
193	247	185	116			
1,985	2,376	1,473	1,505	1,129	1,139	1,263
1,837	1,995	2,175	2,079	1,814	2,057	1,763
1,229	1,531	1,799	1,800	1,049	1,192	1,154
1,246	1,650	1,729	1,666	759	558	511
1,062	1,474	1,486	1,618	1,097	1,233	950
1,215	1,460	1,903	2,168	1,654	1,581	1,430
1,771	2,012	2,223	2,534	1,882	1,990	1,866
1,618	1,969	2,336	2,528	2,327	2,174	1,446
1,001	1,215	1,365	1,409	1,277	1,189	1,080
1,097	1,352	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	818
-	-	4,266	4,875	6,333	7,696	9,004

ものを除く等、集計条件を変更。

実母以外の母親	その他		非該当
	総数	4152	
124	3,540	19	
103	3,244	11	
84	1,086		1,525
77	887		1,385
83	914		1,405
30	145		
	8		
41	662		
12	99		
11	119		169
1	54		143
7	79		145
3	65		124
3	24		47
6	46		151
2	58		161
16	71		149
6	28		173
3	45		82
	59		61
25	242		—
	965	8,069	—

分のみを含む。

③ 被虐待相談児童相談所別対応状況（虐待内容別）

※ 4152の件数は、4152電話相談の件数

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

* 令和4年度から、非該当は別掲（令和3年度までは総数に含む）。非該当件数には東京都児童相談所分のみを含む。

④ 被虐待相談児童相談所別対応状況（相談経路別）

※ 全国は、令和5年度 福祉行政報告例の数値。

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止。

※ 令和2年度以降、特別区児童相談所分を含む。

※ 令和4年度より、児童相談所設置区の関係機関から通告等があったケースのうち他の経路に該当しない

※ 非該当は、令和4年度から別掲（令和3年度までは総数に含む。）。ただし、非該当件数には東京都

※ 令和4年度から、前々年度以前に相談を受け付け、当年度に対応したものと含まない等、集計条件

談 所 別							非 該 當	全 國
立川	小平	八王子	足立	多摩	練馬	特別 区児相		
1,585	1,885	2,217	2,281	1,380	-	4,099	/	205,044
1,554	2,128	2,295	2,515	1,353	-	4,756	/	207,660
1,325	1,980	2,330	2,607	1,442	-	6,778	1,525	214,843
1,558	1,874	2,338	2,599	1,434	-	8,267	1,385	225,509
1,316	1,813	2,146	1,823	1,317	817	10,066	1,405	
283	418	408	452	295	181	2,485		
14	8	13	8	9	5	63		
832	1,166	1,449	1,059	887	546	6,083		
187	221	276	304	126	85	1,435		

医療 機関	児童福 祉施設 等	里 親	警察等	学校等	認定こ ども園	経 路						非該当	
						そ の 他							
						他の児童 相談所	都道府県 等	区市町村	家庭裁判所	その他	計		
総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数		
4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152		
349	2	194	2	0	0	11,437	0	841	5	1	0	954	
383	0	169	0	0	0	11,747	0	802	2	6	0	734	
351		235		0		13,447		1,006		9		1,023	
358		305		0		14,788		1,111		4		1,177	
397		359		0		14,336		1,339		2		1,084	
												308	
												78	
												0	
												3,675	
												5,145	
												1,405	
43		15		0		1,630		71		0		112	
29		5		0		939		27		0		38	
17		15		0		1,161		79		0		60	
17		0		0		746		16		0		41	
3		3		0		309		20		0		29	
22		7		0		704		46		0		37	
29		1		0		1,011		45		0		70	
39		10		0		1,181		61		0		81	
18		12		0		1,026		51		0		63	
20		13		0		682		37		0		22	
9		2		0		424		20		0		22	
151		276		0		4,523		866		2		509	
												231	
												58	
												0	
												1,330	
												2,128	
4,279	3,560	86	116,649	17,636	419	9,605	3,274	4,511	24	7,909	25,323	-	

ものは、都道府県等に計上。
児童相談所分のみを含む。
を変更。

⑤ 被虐待相談児童相談所別対応状況（援助内容別）

年度・内容	児相	合 計			児 童				
		児童相談センター			江	品	杉		
		総数	4152 (再掲)	非該当 (再掲) ※	計	4152 (再掲) ※	東	川	並
令和2年度		25,736	185	2,386	5,121	185	1,392	2,189	1,772
3年度		26,047	116	2,024	4,432	116	1,580	1,972	1,800
4年度		26,425			4,149		1,327	2,218	1,274
5年度		28,385			4,026		1,348	2,379	1,354
6年度		27,899			2,999		1,524	2,189	1,312
援助内容別	児童福祉施設に入所	388			53		17	19	12
	里親委託	46			2		4		4
	面接指導	19,445			1,702		799	1,366	681
	その他	8,020			1,242		704	804	615

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止。

※ 非該当は、令和4年度から別掲（令和3年度までは総数に含む。）。ただし、非該当件数には東京都児童

※ 令和4年度から、前々年度以前に相談を受け付け、当年度に対応したものと含まない等、集計条件を変更。

相談所別							特別区児相	非該當	全国
北	立川	小平	八王子	足立	多摩	練馬			
1,815	1,585	1,885	2,217	2,281	1,380	-	4,099		206,301
1,662	1,554	2,128	2,295	2,515	1,353	-	4,756		208,975
940	1,334	1,993	2,344	2,620	1,443	-	6,783	1,525	215,710
612	1,560	1,882	2,351	2,934	1,440	-	8,499	1,385	226,547
574	1,316	1,813	2,146	1,825	1,317	818	10,066	1,405	
12	23	25	43	32	25	15	112		
	3	3	10	2			18		
336	812	1,152	1,189	1,396	647	319	9,046	1,405	
226	478	633	904	395	645	484	890		

相談所分のみを含む。

(6) 被虐待相談対応状況 (虐待内容別・年齢別児童相談所別)

内容・児相 年度・年齢	合 計		虐 待 内 容 别										
			身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		暴力の目撃等によるもの(再掲)		保護の怠慢・拒否(ネグレクト)		
	総数	4152(再掲)	非該当(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)
令和2年度	25,736	185	2,386	7,505	73	211	14	15,124	78	9,639	11	2,896	20
3年度	26,047	116	2,024	7,185	41	180	7	15,946	51	9,847	7	2,736	17
4年度	26,123			5,884		193		16,873		10,767		3,173	
5年度	27,755			6,184		194		18,021		12,233		3,356	
6年度	27,865			6,399		184		11,700		11,795		2,064	
市町村と重複(再掲)	6,683			469		37		5,775		4,473		402	
年 齢 別 内 訳	0歳	1,722		116		2		948		998		219	
	1歳	1,619		92		3		867		1,010		103	
	2歳	1,557		143		1		834		863		133	
	3歳	1,646		227		4		778		765		116	
	4歳	1,610		274		7		757		746		142	
	5歳	1,643		274		8		760		761		111	
	6歳	1,711		337		6		727		755		130	
	7歳	1,708		398		12		711		677		124	
	8歳	1,799		496		17		664		691		126	
	9歳	1,763		498		9		670		701		128	
	10歳	1,714		545		9		650		631		101	
	11歳	1,689		535		12		601		596		117	
	12歳	1,617		525		23		566		535		113	
	13歳	1,512		511		12		542		524		97	
	14歳	1,413		447		14		517		491		83	
	15歳	1,257		394		15		437		423		94	
	16歳	982		330		15		346		316		74	
	17歳	842		238		14		325		299		52	
	18歳	61		19		1				13		1	

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止。

※ 非該当は、令和4年度から別掲(令和3年度までは総数に含む。)。ただし、非該当件数には東京都児童相談所分のみを含む。

※ 令和4年度から、前々年度以前に相談を受け付け、当年度に対応したものと含まない等、集計条件を変更。

				児童相談所別												非 該 當	全 国			
登校・登園 の禁止 (再掲)	保護者以外の者による虐待			セ ン タ ー	江 東	品 川	杉 並	北 川	立 平	小 子	八 王 子	足 立	多 摩	練 馬	特 別 区 児 相					
	身体的虐待 (再掲)	性的虐待 (再掲)	心理的虐待 (再掲)																	
12	114	1	91	3	78	1	5,121	1,392	2,189	1,772	1,815	1,585	1,885	2,217	2,281	-	4,099	205,044		
11	83	1	107	2	55	1	4,432	1,580	1,972	1,800	1,662	1,554	2,128	2,295	2,515	1,353	-	4,756	207,660	
12	103		101		90		3,957	1,324	2,206	1,259	915	1,325	1,980	2,330	2,607	1,442	-	6,778	1,525	214,843
10	110		106		103		4,004	1,344	2,373	1,353	611	1,558	1,874	2,338	2,599	1,434	-	8,267	1,385	225,509
7	100		115		47		2,998	1,524	2,165	1,311	574	1,313	1,813	2,145	1,823	1,315	818	10,066	1,405	
	9		38		9															
	5		1		4		254	117	134	89	32	83	106	142	108	92	69	496	66	
	3		1		2		205	91	114	69	33	73	95	127	104	80	43	585	75	
	3		3		3		188	82	138	107	26	82	90	141	88	67	48	500	63	
	5		2		1		199	91	114	75	34	90	113	105	92	74	51	608	90	
	5		6				201	88	130	77	39	91	114	131	100	81	37	521	69	
	6		4		1		159	97	128	74	37	79	91	126	107	83	43	619	91	
1	10		9		3		169	96	161	83	30	71	98	124	88	75	49	667	86	
	9		3		2		170	93	127	89	34	67	107	132	103	81	51	654	104	
1	5		9		6		171	81	139	86	29	79	109	113	136	104	47	705	99	
	12		10				210	91	150	89	35	80	99	114	100	86	46	663	84	
1	8		5		3		185	89	131	81	36	95	99	114	131	80	50	623	89	
	2		14		6		165	96	134	81	32	66	131	119	96	83	54	632	87	
1	6		11		6		163	90	114	72	39	75	125	120	118	72	38	591	95	
2	5		12		3		157	59	118	71	37	72	112	124	125	68	45	524	78	
	3		12		4		128	98	103	56	25	57	91	137	92	58	38	530	53	
	6		9		1		115	56	79	45	33	62	101	108	91	58	42	467	58	
1	4		2		1		83	68	76	35	28	48	74	97	73	42	29	329	70	
	3		2		1		75	41	75	32	15	43	57	70	71	31	38	294	47	
							1							1	1			58	1	

2 相談対応(援助) 状況

(特別区児童相談所分を含まない。)

(1) 相談対応状況

内 訳 年 度	処							
	合 計	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 司 指 導	福送 祉致 事又 務は 所通 へ知	児 童 委 員 の 指 導	里 親 委 託	児童福祉施設 入 所	通 所
令和2年度	43,078	5	3,251	107		125	747	
3年度	44,598	6	3,575	162		112	746	
4年度	44,338	11	3,711	170		99	636	
5年度	45,495	3	3,528	185		113	621	
6年度	42,893	6	3,398	199		119	593	
児 童 相 談 所 別	センター	14,265		507	4	27	98	
	4152 (再掲)							
	江 東	2,797	2	238	9	10	39	
	品 川	3,882		356	30	6	47	
	杉 並	2,477		277	4	7	22	
	北	1,084	1	112	4		26	
	立 川	2,873	3	357	13	8	53	
	小 平	3,648		383	15	12	72	
	八王子	4,339		353	51	28	94	
	足 立	3,377		371	4	12	64	
	多 摩	2,562		244	25	8	55	
	練 馬	1,589		200	40	1	23	

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止。

※ 令和4年度から、前々年度以前に相談を受け付け、 当年度に対応したものと含まない等、集計条件を変更。

理

児セ 童・ 家・ 庭・ 指・ 導・ 支・ 委・ 援・ 託	指医 定療 発機 達・ 支・ 援・ 託	家庭 裁 判 所 へ 送 致	面接指導			区 市 町 村 指 導 委 託	区 市 町 村 送 致	障等 害へ 児の 入利 所用 施契 設約	そ の 他
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 に 斡 旋				
		3	14	31,441	1,014	394	39	4,854	1,084
			18	31,873	863	562	29	5,637	1,015
			12	30,522	672	1,367	47	5,665	112
			10	31,222	774	1,516	28	5,999	110
		1	11	29,355	816	1,431	29	5,907	99
				11,809	71	529	10	1,048	12
				1,708	22	70	4	625	1
				2,135	57	483	2	671	17
				1,488	80	37	3	506	35
				661	47	26	1	189	1
	1	3	1,805	105	43	2	344	5	131
		5	2,439	64	40	1	496	6	115
		1	2,611	199	76	2	786	12	126
				2,440	62	62	1	255	14
		2	1,458	92	36		563	8	71
				801	17	29	3	424	5
									46

(2) 相談内容別対応状況

相談の種類	内 訳 前 年 度 未 対 応 繰 越 件 数	新規受理件数	対 応						
			合 計	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉司の指導	福へ送致事又は務通所知	児童委員の指導	里親委託	児童福祉施設 入 所
計	6,055	36,564	42,893	6	3,398	199		119	593
養護相談	被虐待相談	3,280	14,754	17,913	1	1,234		28	276
	その他相談	472	9,205	9,990	5	1,613	1	12	98
保 健 相 談		305	310						
障害相談	肢体不自由相談	21	82	77					1
	視聴覚障害相談		2	2					
	言語発達障害相談		6	6					
	重症心身障害相談	11	20	21					1
	知的障害相談	1,212	3,784	4,964			1		3
	発達障害相談		164	167					
非行相談	ぐ犯行為等相談	204	855	1,056		153			26
	触法行為等相談	248	511	738		70			13
育成相談	不登校相談	27	508	535		2			
	性格行動相談	417	2,671	3,068		90			7
	育儿・しつけ相談	10	423	432		1			
	適正相談		1,107	1,176					
その他の相談		153	2,167	2,438		235	197	79	168
いじめ相談(再掲)		1	18	18					

※ 前々年度以前に相談を受け付け、当年度に対応したものと含まない等、集計条件を変更。

※ 対応件数はひとつの事例に対し複数の対応をしている場合は、複数計上する等、対応件数と新規受理件数の集計条件は

件 数										未対応件数		
児童家庭支援センターへ送致	指医定療発機達閑支委援託	家庭裁判所へ送致	面接指導			区市町村指導委託	区市町村送致	障害へ児の入利所用施契設約	その他の	合計	一時保護施設入所	その他
			助言指導	継続指導	他機関に斡旋							
	1	11	29,355	816	1,431	29	5,907	99	929	5,630	440	5,190
			9,364	254	861	2	5,880		13	3,081	279	2,802
			7,486	354	156	22	19	3	221	473	52	421
			310									
			6		1			69		14		14
								2				
			6									
			3	10				7		12		12
			4,881	4	55			18	2	960		960
			167									
		3	654	32	184	1			3	207	54	153
		8	561	15	71					211	12	199
			520	8	5					30		30
			2,776	136	48		7		4	434	38	396
			430	1						8		8
			1,175				1			4		4
	1		1,016	2	50	4			686	196	5	191
			18									

異なる。

(3) 養護相談内容別対応状況

年度	内容	合 計	孤 児	迷 子	被 虐 児	養 育			
						小 計	家 出	死 亡	離 婚
令和2年度		29,248		1	21,637	2,753	22	17	6
3年度		29,542		1	21,291	2,932	12	26	13
4年度		29,702		2	19,642	4,580	26	27	16
5年度		29,896		2	19,886	4,144	37	26	15
6年度		27,903			17,913	3,799	24	21	13
児童福祉施設 に 入 所		374			276	97		3	2
里 親 委 託		40			28	11		1	
面 接 指 導		18,475			10,479	3,613	24	17	11
そ の 他		9,014			7,130	78			

※ 前々年度以前に相談を受け付け、当年度に対応したものと含まない等、集計条件を変更。

(年度別)

困 難						そ の 他 の 相 談
傷 病	出 産	就 労	拘 置 ・ 拘 留	家 族 環 境	そ の 他	
1,009	53	22	44	1,054	526	4,857
1,175	50	14	52	1,108	482	5,318
1,014	43	8	50	2,834	562	5,478
822	44	9	37	2,612	542	5,864
529	38	25	45	2,454	650	6,191
33	1		3	21	34	1
3				7		1
488	36	25	40	2,377	595	4,383
5	1		2	49	21	1,806

(4) 児童福祉施設等の措置状況及び入所待機状況

① 児童福祉施設等新規措置状況

内訳 年度	合 計	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	旧施 知的 障害 児設		旧自閉症児施設 (再掲)
				虚 弱 再児 掲施 設	障 害 児設	
令和2年度	750	202	439	11	33	
3年度	746	189	422	24	33	
4年度	649	170	368	8	25	2
5年度	625	191	308	3	34	0
6年度	807	213	459	2	36	

注 都児相間の移管による入所を含む。

② 児童福祉施設等措置状況

内訳 年度	合 計	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	旧施 知的 障害 児設		旧自閉症児施設 (再掲)
				虚 弱 再児 掲施 設	障 害 児設	
令和2年度	3,078	277	2,458	74	180	
3年度	3,048	255	2,432	79	187	
4年度	2,773	229	2,218	64	163	2
5年度	2,564	249	1,995	40	159	1
6年度	2,495	257	1,922	38	157	0

注 平成24年4月～法改正により知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児また、障害児通園施設は、障害児通所支援に一元化し、実施主体が市町村に移る。
肢体不自由児・重症心身障害児施設に指定発達支援医療機関委託分を含む。

③ 男女別・年齢別施設入所待機数

(令和6年度末現在)

施設別・男女別	年齢別 合 計	0	6	12	15
		歳	歳	歳	歳
重症心身 障害児施設	男	31	7	6	8
	女	14	6	6	1
	計	45	13	12	9
					11

障害児入所施設等					児童自立支援施設	児童心理治療施設
旧施 肢 体 不 自由 児設	旧療 肢 体護 不 自施 由 児設	旧 盲 児 施 設	旧 ろう あ 児 施 設	旧～施 重国 症・ 心公 身・ 障民 害児 児～設		
2	0	0	1	6	64	3
2	2	0	5	3	86	4
1	0	0	0	3	77	3
1	1	0	0	1	85	4
6	0	0	0	3	88	2

令和7年3月31日現在（令和6年度末）に措置している件数

障害児入所施設					児童自立支援施設	児童心理治療施設
旧施 肢 体 不 自由 児設	旧療 肢 体護 不 自施 由 児設	旧 盲 児 施 設	旧 ろう あ 児 施 設	旧～施 重国 症・ 心公 身・ 障民 害児 児～設		
38	1	0	7	35	79	3
32	3	0	4	34	95	6
29	2	0	3	31	92	6
26	2	0	2	29	96	6
25	2	0	2	29	97	4

療護施設、盲・ろうあ児施設、重症心身障害児施設は、障害児入所施設に一元化。

3 調査、診断

(特別区児童相談所分を含まない。)

(1) 児童福祉司活動状況 (社会診断)

① 新規相談者

(年度別・児童相談所別)

年 度	内容	調査活動状況									計	
		訪問調査			所内面接			その他				
		児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	児童	保護者	その他		
令和2年度	児童相談センター	60,560 (55,695)	41,740 (38,195)	58,817 (49,627)	25,660 (19,323)	30,948 (23,640)	104,050 (93,603)	8,961 (7,467)	124,383 (99,004)	266,578 (222,176)	721,697 (608,730)	
3年度	江 東	60,894 (55,338)	41,944 (38,218)	60,805 (50,980)	26,699 (19,451)	33,378 (25,206)	115,705 (100,600)	12,005 (10,245)	134,657 (106,340)	277,452 (228,033)	763,539 (634,411)	
4年度	品 川	63,131 (53,464)	45,355 (38,490)	65,806 (52,160)	29,688 (21,555)	37,659 (28,247)	128,118 (101,330)	10,179 (7,935)	140,531 (106,090)	303,612 (235,946)	824,079 (645,217)	
5年度	杉 並	63,097 (53,642)	44,735 (37,719)	71,330 (56,286)	31,559 (22,300)	39,560 (28,729)	122,608 (95,667)	11,962 (9,463)	140,020 (105,720)	314,458 (244,781)	839,329 (654,307)	
6年度	北	59,559 (44,033)	42,253 (31,535)	69,019 (47,311)	32,826 (20,499)	40,881 (25,721)	129,727 (86,174)	9,095 (5,725)	136,154 (88,129)	320,501 (213,441)	840,015 (562,568)	
7年度	立 川	4,374 (3,009)	3,514 (2,345)	5,370 (3,320)	2,401 (1,474)	2,947 (1,755)	14,803 (9,464)	1,156 (780)	11,219 (6,714)	27,557 (17,429)	73,341 (46,290)	
8年度	小 平	6,552 (4,759)	4,569 (3,411)	10,157 (7,018)	3,714 (2,236)	5,098 (3,139)	21,179 (14,784)	1,085 (697)	16,187 (10,204)	41,593 (29,618)	110,134 (75,866)	
9年度	八 王 子	1,713 (1,251)	1,490 (1,115)	1,951 (1,426)	1,782 (1,233)	2,459 (1,738)	3,502 (2,485)	938 (713)	8,937 (6,527)	15,306 (11,083)	38,078 (27,571)	
10年度	足 立	1,701 (1,167)	1,312 (957)	1,925 (1,216)	1,457 (844)	1,845 (1,060)	4,564 (3,147)	311 (206)	5,124 (3,277)	10,432 (6,609)	28,671 (18,483)	
11年度	多 摩	3,822 (2,597)	2,771 (1,939)	5,267 (3,626)	2,531 (1,343)	3,055 (1,699)	5,250 (3,023)	358 (158)	8,381 (4,687)	26,005 (15,805)	57,440 (34,877)	
12年度	練 馬	6,222 (4,656)	4,333 (3,342)	7,565 (5,324)	3,697 (2,479)	4,861 (3,158)	11,297 (7,505)	631 (351)	10,656 (6,791)	27,404 (18,058)	76,666 (51,664)	
13年度	所 別	6,603 (4,770)	4,152 (3,002)	7,946 (5,465)	3,174 (1,857)	4,096 (2,553)	6,963 (4,310)	1,271 (851)	16,814 (10,796)	43,003 (28,263)	94,022 (61,867)	
14年度	足 立	12,912 (10,117)	7,879 (6,127)	7,376 (5,330)	5,714 (3,787)	5,766 (3,838)	17,309 (11,767)	829 (436)	17,661 (11,749)	47,048 (32,306)	122,494 (85,457)	
15年度	多 摩	2,731 (1,788)	2,334 (1,485)	5,829 (3,221)	1,811 (1,057)	2,378 (1,352)	15,550 (8,747)	354 (159)	7,600 (3,864)	20,004 (10,606)	58,591 (32,279)	
16年度	練 馬	3,172 (2,538)	1,804 (1,441)	3,604 (2,668)	1,438 (953)	2,032 (1,358)	8,466 (6,049)	336 (246)	5,993 (3,931)	13,968 (10,038)	40,813 (29,222)	

注 ()内は被虐待児童の再掲。令和4年度から、被虐待児童の再掲は非該当を含まない。

② 指導・調査

(年度別・児童の措置内容別・児童相談所別)

年 度	内 容	調査活動状況									計	
		訪問調査			所内面接			その他				
		児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	児童	保護者	その他		
令和2年度		22,658	16,321	41,415	9,959	12,994	30,096	5,276	87,540	163,880	390,139	
3年度		22,933	16,270	42,455	11,009	13,994	36,465	5,029	90,043	175,045	413,243	
4年度		24,134	17,225	47,133	15,586	20,734	40,035	6,500	91,672	183,490	446,509	
5年度		23,959	16,892	50,543	16,258	21,835	43,074	6,355	89,207	181,126	449,249	
6年度		25,227	18,238	49,541	15,907	21,999	51,087	6,281	91,482	196,595	476,357	
児童の措置内容	継続指導	1,072	865	2,069	1,216	1,642	2,916	393	6,143	10,316	26,632	
	児童福祉司等の指導	8,901	6,256	13,993	9,259	11,816	19,127	1,874	29,959	52,698	153,883	
	児童福祉施設	11,472	6,324	23,342	4,093	6,638	23,719	1,610	37,761	104,028	218,987	
	指定発達支援医療機関	8	13	33	0	3	22	0	49	120	248	
	里親委託児童	1,103	613	2,721	573	580	2,036	403	4,280	10,646	22,955	
	他児相より指導依頼	2,671	4,167	7,383	766	1,320	3,267	2,001	13,290	18,787	53,652	
児童相談所別	措置解除後のケース(再掲)	134	108	185	61	120	248	180	1,832	4,145	7,013	
	児童相談センター	3,893	3,051	8,689	2,370	3,313	7,041	879	17,852	36,619	83,707	
	江 東	2,192	1,667	4,839	1,247	1,999	6,771	835	7,521	16,161	43,232	
	品 川	2,043	1,546	4,590	1,310	1,959	3,391	324	7,651	14,035	36,849	
	杉 並	1,274	1,482	1,658	866	1,412	1,523	356	6,511	10,217	25,299	
	北	1,214	771	1,834	831	1,004	1,036	339	4,325	9,810	21,164	
	立 川	2,477	1,864	3,805	2,010	2,411	2,739	906	7,630	17,157	40,999	
	小 平	1,946	1,437	4,172	1,466	2,224	3,285	1,105	8,174	17,161	40,970	
	八 王 子	2,996	2,110	7,757	1,639	2,299	3,966	574	10,643	29,184	61,168	
	足 立	4,064	2,080	4,941	2,374	2,822	6,591	319	10,079	24,816	58,086	
児童相談所別	多 摂	2,060	1,537	4,947	1,004	1,506	12,107	494	7,251	14,944	45,850	
	練 馬	1,068	693	2,309	790	1,050	2,637	150	3,845	6,491	19,033	

(3) 指導等の調査活動状況

内容 年 度	計	継続指導	児童福祉司指導	児童福祉施設
令和 2 年度	390,139 (100.0%)	35,493 (9.1%)	111,653 (28.6%)	199,582 (51.2%)
3 年度	413,243 (100.0%)	30,994 (7.5%)	125,108 (30.3%)	214,895 (52.0%)
4 年度	446,509 (100.0%)	23,685 (5.3%)	148,650 (33.3%)	212,648 (47.6%)
5 年度	449,249 (100.0%)	29,192 (6.5%)	148,516 (33.1%)	203,644 (45.3%)
6 年度	476,357 (100.0%)	26,632 (5.6%)	153,883 (32.3%)	218,987 (46.0%)
内 訳	訪問面接	93,006 (100.0%)	4,006 (4.3%)	29,150 (31.3%)
	所内面接	88,993 (100.0%)	5,774 (6.5%)	40,202 (45.2%)
	その他	294,358 (100.0%)	16,852 (5.7%)	84,531 (28.7%)
				143,399 (48.7%)

指定発達支援 医療機関	里親委託			措置解除後のケース (再掲)
	委託児童	他児相より指導依頼		
141 (0.0%)	13,412 (3.4%)	29,858 (7.7%)		7,618
106 (0.0%)	15,684 (3.8%)	26,456 (6.4%)		7,079
116 (0.0%)	22,611 (5.1%)	38,799 (8.7%)		6,997
185 (0.0%)	23,268 (5.2%)	44,444 (9.9%)		7,051
248 (0.1%)	22,955 (4.8%)	53,652 (11.3%)		7,013
54 (0.1%)	4,437 (4.8%)	14,221 (15.3%)		427
25 (0.0%)	3,189 (3.6%)	5,353 (6.0%)		429
169 (0.1%)	15,329 (5.2%)	34,078 (11.6%)		6,157

(2) 心理診断状況

年度	内容	計		養護相談		保健相談	肢相不自由談	視相聴覚障害談
		男	女	養護相談	被虐再待相談			
令和2年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	13,143 (80,585)	7,868 (45,296)	5,275 (35,289)	6,053 (42,795)	5,220 (37,423)		10 (17)
3年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	14,090 (94,365)	8,145 (50,867)	5,945 (43,498)	5,865 (47,663)	4,869 (41,179)		6 (7)
4年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	15,184 (105,057)	9,088 (57,614)	6,096 (47,443)	6,478 (53,713)	5,358 (45,776)		6 (7)
5年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	16,186 (111,980)	9,680 (60,140)	6,506 (51,840)	6,697 (57,917)	5,478 (49,167)		13 (15)
6年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	15,814 (121,624)	9,519 (67,290)	6,295 (54,334)	6,387 (62,956)	4,605 (51,350)		11 (13)
児童相談所別内訳	センター	新規ケース数 延ケース数(回数)	2,290 (21,650)	1,359 (12,168)	931 (9,482)	1,081 (12,616)	798 (10,734)	
	江東	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,010 (7,523)	599 (4,073)	411 (3,450)	381 (3,186)	260 (2,506)	
	品川	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,593 (11,562)	966 (5,947)	627 (5,615)	707 (6,105)	480 (4,903)	4 (4)
	杉並	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,096 (6,959)	671 (3,758)	425 (3,201)	422 (3,540)	348 (3,123)	2 (4)
	北	新規ケース数 延ケース数(回数)	649 (5,417)	401 (2,894)	248 (2,523)	268 (2,692)	199 (2,274)	
	立川	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,138 (10,073)	668 (5,379)	470 (4,694)	388 (4,646)	275 (3,739)	
	小平	新規ケース数 延ケース数(回数)	2,123 (16,488)	1,322 (9,215)	801 (7,273)	574 (7,702)	413 (6,159)	
	八王子	新規ケース数 延ケース数(回数)	2,263 (15,427)	1,334 (8,951)	929 (6,476)	949 (7,516)	682 (5,814)	1 (1)
	足立	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,407 (12,054)	828 (6,501)	579 (5,553)	600 (6,452)	394 (5,343)	3 (3)
	多摩	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,425 (10,532)	876 (6,249)	549 (4,283)	694 (6,299)	502 (4,828)	
	練馬	新規ケース数 延ケース数(回数)	820 (3,939)	495 (2,155)	325 (1,784)	323 (2,202)	254 (1,927)	1 (1)

注 ことばの遅れは、障害相談に計上。

注 世田谷児相は令和2年3月末廃止。

注 令和4年度から、「非虐待相談（再掲）」は非該当を含まない。

障害相談					非行相談			育成相談					その他の相談
言語障害	重障心相害談	知相的障害	発達障害	小計	ぐ相犯行行為等談	触相法行行為等談	小計	不登校相談	性相格行	育相児・しつけ談	適性相談	小計	
	2 (6)	4,036 (14,927)		4,048 (14,950)	1,166 (7,407)	580 (2,054)	1,746 (9,461)	42 (356)	478 (2,588)	31 (227)	9 (30)	560 (3,201)	736 (10,178)
	4 (7)	4,858 (18,485)		4,868 (18,499)	1,254 (8,561)	643 (2,626)	1,897 (11,187)	47 (385)	637 (3,676)	34 (210)	7 (44)	725 (4,315)	735 (12,701)
2 (4)	9 (14)	5,260 (20,194)		5,277 (20,219)	1,071 (8,121)	757 (3,182)	1,828 (11,303)	62 (548)	814 (4,568)	21 (105)	11 (16)	908 (5,237)	693 (14,585)
	14 (22)	5,876 (21,283)		5,903 (21,320)	960 (7,960)	883 (4,037)	1,843 (11,997)	47 (431)	996 (5,573)	10 (110)	5 (16)	1,058 (6,130)	685 (14,616)
	10 (20)	5,644 (21,661)	1 (1)	5,667 (21,696)	975 (8,227)	939 (4,321)	1,914 (12,548)	46 (435)	1,066 (7,197)	35 (155)	8 (12)	1,155 (7,799)	691 (16,625)
	2 (2)	559 (2,606)		561 (2,608)	194 (1,192)	165 (681)	359 (1,873)	10 (56)	132 (784)	4 (19)	3 (7)	149 (866)	140 (3,687)
	2 (2)	355 (1,844)		357 (1,846)	92 (766)	35 (229)	127 (995)	4 (63)	91 (591)			95 (654)	50 (842)
		481 (1,813)		485 (1,817)	85 (672)	161 (697)	246 (1,369)	10 (41)	87 (459)	3 (8)		100 (508)	55 (1,763)
1 (5)	407 (1,286)		410 (1,295)	56 (482)	61 (254)	117 (736)	2 (6)	98 (542)	3 (14)	3 (3)	106 (565)	41 (823)	
		184 (542)		184 (542)	66 (595)	45 (151)	111 (746)	7 (122)	47 (494)	9 (31)		63 (647)	23 (790)
		468 (1)	1	469 (2,313)	96 (937)	84 (414)	180 (1,351)	2 (82)	45 (321)	3 (3)		50 (406)	51 (1,357)
2 (2)	1,085 (3,205)		1,087 (3,207)	99 (1,013)	122 (686)	221 (1,699)		162 (2)	1 (1,512)	1 (14)		163 (1,528)	78 (2,352)
2 (3)	840 (3,394)		844 (3,399)	101 (938)	81 (413)	182 (1,351)	8 (34)	181 (1,076)	3 (36)	1 (1)	193 (1,147)	95 (2,014)	
		477 (2,325)		480 (2,328)	104 (853)	96 (443)	200 (1,296)	1 (2)	40 (236)	3 (14)	1 (1)	45 (253)	82 (1,725)
1 (5)	440 (1,166)		441 (1,171)	46 (632)	64 (283)	110 (915)	2 (27)	121 (937)	1 (7)		124 (971)	56 (1,176)	
		348 (1,169)		349 (1,170)	36 (147)	25 (70)	61 (217)		62 (245)	5 (9)		67 (254)	20 (96)

(3) 医学診断状況（新規ケース数）

年 度	計		養護相談		保 健 相 談			
	男	女	養 護 相 談	被 虐 再 待 相 談		肢相 体不 自由談	視相 聴覚 障害談	言相 語障 害談
令和2年度	3,516	2,426	1,090	383	343			
3年度	4,288	2,760	1,528	560	510			
4年度	4,186	2,764	1,422	478	437			
5年度	4,280	2,833	1,447	335	280			
6年度	4,175	2,872	1,303	276	210			
精神科	2,717	1,864	853	250	191			
	小児科	1,361	934	427	20	17		
	その他	97	74	23	6	2		
児童相談所別内訳	センター	458	324	134	40	33		
	江 東	351	225	126	23	17		
	品 川	408	289	119	38	28		
	杉 並	296	204	92	12	12		
	北	173	113	60	26	22		
	立 川	370	251	119	22	20		
	小 平	505	340	165	26	18		
	八 王 子	486	349	137	14	7		
	足 立	450	309	141	30	18		
	多 摩	429	306	123	34	24		
	練 馬	249	162	87	11	11		

注 ことばの遅れは、障害相談に計上。

注 令和4年度から、被虐待相談（再掲）は非該当を含まない。

障害相談				非行相談			育成相談					その他の相談
重障 症害 心相 身談	知相 的 障 害談	発達 障害 相談	小 計	ぐ相 犯 行 為 等談	触相 法 行 為 等談	小 計	不登 校 相 談	性相 格 行 動談	育相 見 ・ しつ け談	適 性 相 談	小 計	
	2,965	1	2,966	102	27	129	2	15	3		20	18
	3,475		3,475	131	32	163		52	4	1	57	33
	3,554		3,554	79	31	110	2	18	1		21	23
	3,788		3,788	56	30	86		32			32	39
	3,772		3,772	50	22	72		32	2		34	21
	2,352		2,352	45	19	64		31	1		32	19
	1,332		1,332	2	3	5		1	1		2	2
	88		88	3		3						
	394		394	7	4	11		3			3	10
	315		315	7	2	9		4			4	
	354		354	7	2	9		5			5	2
	280		280	2	1	3						1
	142		142	3		3		1	1		2	
	338		338	6	3	9		1			1	
	465		465	3	4	7		6			6	1
	464		464	5		5		2			2	1
	413		413	1	1	2		2			2	3
	374		374	7	4	11		7			7	3
	233		233	2	1	3		1	1		2	

4 一時保護状況(特別区児童相談所分を含まない。)

① 相談内容別新規入所状況

		合計	養護								障	
			被虐待				その他					
			0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳
令和2年度	一時保護所	2,131	210	554	353	214	34	79	49	55		
	治療指導課	40		22	7			1	1	1		
3年度	一時保護所	2,252	205	527	379	255	37	58	51	38		
	治療指導課	56		21	16	3		2	3			
4 年 度		2,178	201	525	391	215	32	77	68	61		
5 年 度		2,123	171	480	316	194	27	78	81	85		
6 年 度		2,114	149	446	314	226	32	69	79	85		
児童相談所別	センタ一	372	30	73	33	37	5	10	21	23		
	江 東	161	9	29	25	22	1	6	3	4		
	品 川	214	16	45	38	26	1	6	9	16		
	杉 並	98	6	30	19	8		2	2			
	北	75	5	11	17	6	2	2	2	2		
	立 川	195	16	50	27	15	3	4	1	4		
	小 平	264	22	40	35	32	11	16	6	4		
	八 王 子	266	14	48	42	26	3	9	15	14		
	足 立	220	17	48	35	26	3	6	9	12		
	多 摩	134	4	41	16	14	2	8	10	3		
	練 馬	115	10	31	27	14	1		1	3		

② 年齢別入所児童数

		合計	幼児									
			計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
令和2年度	一時保護所	2,131	246			42	67	74	63	1,885	70	79
	治療指導課	40								40		7
3年度	一時保護所	2,252	245			54	59	68	64	2,007	74	109
	治療指導課	56								56	2	5
4 年 度		2,178	233			30	61	70	72	1,945	73	89
5 年 度		2,123	201			12	52	74	63	1,922	69	90
6 年 度		2,114	181			25	41	60	54	1,933	65	74
児童相談所別	センタ一	372	35			4	7	12	12	337	9	14
	江 東	161	10			1	1	6	2	151	3	4
	品 川	214	17			3	4	4	6	197	8	7
	杉 並	98	6				3	2	1	92	6	4
	北	75	7				3	1	3	68	1	2
	立 川	195	19			3	3	5	8	176	6	7
	小 平	264	33			3	9	11	10	231	13	7
	八 王 子	266	17		1	3	4	5	4	249	7	13
	足 立	220	20			4	3	9	4	200	7	8
	多 �摩	134	6				2	2	2	128	2	3
	練 馬	115	11			4	2	3	2	104	3	5

③ 保護人数及び日数

		年間保護実人員			年間保護延日数 (A)	1日平均延人數 ((A) ÷ 365)
		合計	前年度からの継続数	新規入所		
令和2年度	一時保護所	2,352	221	2,131	90,683	248.4
	治療指導課	54	14	40	2,766	7.6
3年度	一時保護所	2,479	227	2,252	104,429	286.1
	治療指導課	63	7	56	3,321	9.1
4 年 度		2,436	258	2,178	116,541	319.3
5 年 度		2,422	299	2,123	118,401	324.4
6 年 度		2,442	328	2,114	115,807	317.3
児童相談所別	センタ一	438	66	372	16,681	45.7
	江 東	181	20	161	9,498	26.0
	品 川	247	33	214	11,577	31.7
	杉 並	111	13	98	4,670	12.8
	北	86	11	75	4,706	12.9
	立 川	241	46	195	13,021	35.7
	小 平	292	28	264	14,544	39.8
	八 王 子	304	38	266	11,566	31.7
	足 立	269	49	220	15,875	43.5
	多 摆	158	24	134	7,965	21.8
	練 馬	115		115	5,704	15.6

※ 各表とも令和4年度から、保護所間の移送を含まない等、集計条件を変更。

害		非行			育成				保健・その他			
12～ 14歳	15 歳以上	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上
		86	235	187	1	22	29	11	1	2	6	3
			1			2				4	1	
		49	295	243	2	32	41	29	1	2	4	4
		2	4			3				1	1	
		55	207	217		34	50	27		4	6	8
		42	230	223	1	43	79	57	2	6	7	1
		29	204	226		71	80	88		6	7	3
		9	50	59		4	8	7		2	1	
		4	14	16		12	5	11				
		2	14	13		8	9	10			1	
		1	9	4		5	4	8				
		2	9	5		7	3	2				
		4	35	28		5	1	1		1		
		2	14	18		8	29	24		1		2
		1	23	34		9	11	15		1	1	
		3	21	27		3	2	2		1	4	1
		1	9	14		4	5	3				
			6	8		6	3	5				

学齢児以上											
8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	
109	144	171	170	205	260	207	218	160	92		
4	6	6	6	6	1	3	1				
85	117	136	147	214	289	267	192	225	149	3	
2	7	3	10	6	11	7	2		1		
103	120	134	176	214	264	244	205	206	115	2	
103	105	122	160	187	260	266	235	206	118	1	
96	105	127	154	198	247	239	251	229	144	4	
18	11	20	26	29	46	38	39	44	43		
8	10	9	17	18	14	15	24	24	5		
6	14	14	12	22	21	28	24	20	20	1	
5	7	9	7	13	12	9	6	9	5		
2	7	4	6	10	9	12	7	5	3		
15	15	13	8	16	23	25	24	18	6		
8	11	12	16	23	31	30	32	35	12	1	
10	11	11	16	28	31	33	43	24	20	2	
8	4	15	19	21	27	23	23	30	15		
12	12	11	14	10	16	14	14	12	8		
4	3	9	13	8	17	12	15	8	7		

④ 身柄通告及び身柄送致による入所状況

区分	計	身柄通告					身柄送致
		計	迷子	被虐待	非行	その他	
児童相談センター	289	289		111	107	71	
江東児童相談所	123	123		51	27	45	
品川児童相談所	138	138		64	23	51	
杉並児童相談所	70	70		37	8	25	
北児童相談所	52	52		19	12	21	
立川児童相談所	130	130		57	48	25	
小平児童相談所	173	173	1	72	26	74	
八王子児童相談所	196	196		86	49	61	
足立児童相談所	134	134		71	36	27	
多摩児童相談所	84	84		48	14	22	
練馬児童相談所	71	71		34	14	23	
計	1,460	1,460	1	650	364	445	

注 保護所間の移送を含む件数は、1,567件である。

⑤ 養護内訳保護人数

内訳 年齢	合計	被虐待	養護困難						その他	
			家出	死亡	傷病	出産	就労	拘留		
一時保護所 合 計	1,400	1,135	3	4	51	4		22	180	1
乳 幼 児	181	149			15	2		7	8	
学 齢	1,219	986	3	4	36	2		15	172	1

乳幼児：0～5歳

学齢：6歳以上

⑥ 相談内容別退所状況

		合計	児童相談所別内訳										被虐待			
			センター	江東	品川	杉並	北	立川	小平	八王子	足立	多摩	6歳	12歳		
令和2年度	一時保護所	2,125											220	554	348	
	治療指導課	47											1	25	8	
3年度	一時保護所	2,225											202	518	386	
	治療指導課	55												19	15	
4 年 度		2,137	511	144	170	112	84	178	252	280	255	151		197	514	374
5 年 度		2,094	482	183	209	117	54	164	206	275	261	143		164	478	330
6 年 度		2,129	410	153	223	96	72	208	250	283	210	128	96	153	447	312
職権による一時保護（再掲）		146	2	7	40	4	5		21	12	43	10	2	30	68	32
2か月を超える一時保護（再掲）		831	112	69	95	36	27	96	108	91	105	60	32	75	224	130
退所先	児童福祉施設入所	155	15	9	18	5	7	14	21	23	26	12	5	15	49	21
	里親委託	3										1	2			
	他の児童相談所・機関に移送	478	162	31	46	25	7	33	47	40	45	21	21	38	68	63
	家庭裁判所送致	4						1	2			1				
	帰宅	1,382	217	102	140	62	48	155	170	205	131	88	64	99	319	222
	その他の	107	16	11	19	4	10	5	10	15	7	4	6	1	11	6

⑦ 退所児童の保護期間

		合計 (A)	1～10日	11～30日	31～60日	61～90日	91日以上	年間保護延日数 (B)
令和2年度	一時保護所	2,125	558	413	600	305	249	90,494
	治療指導課	47	2	10	10	10	15	3,388
3年度	一時保護所	2,225	605	420	565	349	286	98,749
	治療指導課	55	7	11	16	11	10	3,388
4 年 度		2,137	442	416	558	353	368	112,257
5 年 度		2,094	463	385	573	274	399	114,228
6 年 度		2,129	514	463	454	286	412	115,396
児童相談所別	センター	410	160	74	74	42	60	17,176
	江東	153	28	25	37	33	30	8,797
	品川	223	46	53	45	31	48	12,430
	杉並	96	23	24	22	12	15	4,303
	北	72	7	16	22	4	23	4,697
	立川	208	41	34	53	34	46	13,628
	小平	250	52	67	53	37	41	13,429
	八王子	283	89	77	44	31	42	11,846
	足立	210	33	38	49	31	59	16,096
	多摩	128	16	29	30	24	29	7,949
	練馬	96	19	26	25	7	19	5,045

養護					障害				非行			育成				保健・その他			
	その他																		
15歳以上	5歳以上	6歳以上	12歳以上	15歳以上	5歳以上	6歳以上	12歳以上	15歳以上	11歳以上	14歳以上	15歳以上	5歳以上	11歳以上	14歳以上	15歳以上	5歳以上	11歳以上	14歳以上	15歳以上
213	34	75	50	54					86	234	190	1	21	25	10	1	2	5	2
1			2							1			3				5	1	
257	33	54	46	41					49	288	240	2	30	41	30			4	4
3		3	3	1					1	5			3				2		
212	35	78	64	59					51	216	212		34	53	22	1	5	4	6
194	24	76	84	85					40	217	222	1	37	71	54	1	5	8	3
221	34	74	83	89					34	211	219		66	80	90	1	5	8	2
9	1	2		1						1	1				1				
77	14	45	25	17					15	86	46		18	29	23		2	5	
6	3	12	6						3	23	4		3		1	1	3	5	
1			2																
85	4	16	15	32					4	39	83		5	11	12		1	2	
										3	1								
123	27	40	57	55					25	133	119		40	62	58		1		2
6		6	3	2					2	13	12		18	7	19			1	

退所児童1人当たり平均保護日数(B/A)
42.6
72.1
44.4
61.6
52.5
54.6
54.2
41.9
57.5
55.7
44.8
65.2
65.5
53.7
41.9
76.6
62.1
52.6

5 一時保護委託状況（特別区児童相談所分を含まない。）

① 相談内容別新規一時保護委託状況

	合計	養護							
		被虐待				その他			
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
令和2年度	1,141	253	141	101	124	181	114	41	52
3年度	1,367	294	157	126	113	287	164	56	49
4年度	1,050	290	143	89	105	133	63	44	51
5年度	1,119	303	173	111	141	132	53	50	47
6年度	1,087	349	105	89	110	167	65	41	50
児童相談所別	センタ一	145	66	12	12	9	19	6	9
	江東	88	29	3	6	15	4	13	2
	品川	122	35	15	12	20	9	3	10
	杉並	35	8	14	4	1	3	1	0
	北	28	10	1	2	5	4	0	0
	立川	132	50	15	4	5	29	17	1
	小平	130	31	5	5	12	24	8	5
	八王子	167	54	11	22	17	32	10	6
	足立	90	22	6	10	11	14	4	3
	多摩	87	19	17	5	11	13	3	3
	練馬	63	25	6	7	4	16	0	0

② 児童相談所別一時保護委託解除状況

	合計	児童相談所別内訳					
		センタ一	江東	品川	杉並	北	立川
令和6年度	1,104	165	85	125	44	28	128
委託先	児童養護施設	136	20	4	16	7	5
	乳児院	304	67	17	30	9	41
	児童自立支援施設	8	3	0	0	2	0
	児童心理治療施設	0	0	0	0	0	0
	障害児施設	48	2	7	7	1	2
	その他の施設	3	0	0	0	2	0
	里親	176	21	21	13	7	2
その他	429	52	36	59	16	9	33
72							

③ 児童相談所別一時保護退所状況

	合計	児童相談所別内訳						
		センタ一	江東	品川	杉並	北	立川	小平
令和2年度	1,160	234	98	105	111	122	89	118
3年度	1,374	318	84	122	116	110	113	151
4年度	1,030	247	46	94	35	40	128	137
5年度	1,113	236	72	114	57	30	97	108
6年度	1,104	165	85	125	44	28	128	134
職権による一時保護（再掲）	143	1	5	35	2	3	0	18
2か月を超える一時保護（再掲）	586	78	40	54	25	11	71	67
退所先	児童福祉施設入所	219	49	15	11	6	8	20
	里親委託	32	6	4	0	4	0	2
	他の児童相談所・機関に移送	341	47	31	52	9	6	38
	家庭裁判所送致	0	0	0	0	0	0	0
	帰宅	451	53	30	55	23	9	66
その他	61	10	5	7	2	5	2	14

④ 相談内容別一時保護退所状況

	合計	養護							
		被虐待				その他			
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
令和2年度	1,160	269	148	100	125	180	115	40	48
3年度	1,374	275	165	128	120	283	167	55	53
4年度	1,030	280	131	84	105	144	65	45	51
5年度	1,113	312	170	115	136	126	51	47	45
6年度	1,104	353	120	91	107	165	64	43	45
職権による一時保護（再掲）	143	94	17	15	13	1	0	0	1
2か月を超える一時保護（再掲）	586	138	88	67	85	51	28	24	22
退所先	児童福祉施設入所	219	112	28	14	9	39	2	5
	里親委託	32	7	5	8	5	0	0	3
	他の児童相談所・機関に移送	341	101	43	35	41	41	28	9
	家庭裁判所送致	0	0	0	0	0	0	0	0
	帰宅	451	129	33	31	39	83	31	24
その他	61	4	11	3	13	2	3	2	5

障害				非行			育成				保健・その他			
0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上
1	3	3	0	14	27	47	1	5	6	14	2	3	6	2
0	2	2	1	1	39	34	2	7	9	9	3	3	2	7
0	1	1	1	3	28	37	0	10	15	16	4	5	4	7
0	0	4	1	2	13	23	0	9	21	24	1	1	7	3
0	1	1	0	2	12	26	0	8	22	23	1	2	4	9
0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	1	1
0	0	0	0	0	1	2	0	1	5	3	1	0	0	3
0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0
0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	1	5	0	1	1	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	4	0	1	6	12	0	0	2	4
0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	2	0	1	0	0
0	1	0	0	1	5	3	0	2	2	1	0	0	1	0
0	0	0	0	1	0	4	0	1	2	3	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

八 王 子	足 立	多 摩	練 馬
181	79	86	49
19	9	16	6
45	23	15	22
0	1	0	0
0	0	0	0
7	4	2	2
0	0	0	1
45	9	12	5
65	33	41	13

八 王 子	足 立	多 摩	練 馬
180	50	53	
214	87	59	
150	67	86	
190	93	116	
181	79	86	49
34	25	19	1
117	52	43	28
40	16	22	7
10	2	0	0
69	20	24	15
0	0	0	0
56	38	34	26
6	3	6	1

障害				非行			育成				保健・その他			
0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上
1	3	3	0	15	25	47	1	6	6	17	1	3	3	4
0	2	3	0	3	42	33	2	6	10	10	4	3	4	6
0	1	1	2	4	32	37	0	8	13	14	3	2	3	5
0	0	4	1	2	13	22	0	12	19	19	1	4	8	6
0	1	1	0	2	13	27	0	7	21	30	1	2	4	7
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
0	0	0	0	2	13	20	0	4	18	19	0	2	4	1
0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	1	0	1	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
0	0	0	0	1	5	4	0	3	6	5	0	1	2	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	1	0	1	4	15	0	2	12	20	0	0	0	0
0	0	0	0	0	2	8	0	2	2	3	0	0	0	1

6 治療指導の状況

① 宿泊治療指導等実績

			令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
治療指導	情緒障害児等	実人数	45	47	55	50	43
		対象者	幼児	1			
			小学生	33	30	37	34
			中学生	11	17	18	16
		主訴	不登校	3	5	2	3
			性行	42	42	53	47
			その他				
		延べ人数	484	837	709	695	630
	施設不適応短期宿泊	実人数	43	45	54	59	61
		対象者	幼児	1			
			小学生	33	27	36	43
			中学生	9	18	18	16
		主訴	不登校	1	1	0	1
			性行	42	44	54	58
		延べ人数	581	682	931	967	1,094
	小計	実人数	88	92	109	109	104
		延べ人数	1,065	1,519	1,640	1,662	1,724
一時保護	実人数	54	64	45	35	38	
		在宅	21	29	16	8	8
		児童養護施設	16	16	12	11	12
		養育家庭	1	0	0	2	0
		児童自立支援施設	2	0	0	2	6
		その他	7	9	8	7	6
		次年度継続	7	10	9	5	6
	延べ人数	2,763	3,339	3,312	2,679	2,526	
	合計	実人数	142	156	154	144	142
		延べ人数	3,828	4,858	4,952	4,341	4,250

② 通所治療指導実績

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実人数	4	15	20	26	16
(うち通所のみ)	4	10	8	12	4
延べ人数	22	79	61	84	80

③ 診断分類 (一時保護児童を除く)	令和5年度	令和6年度
自閉症	3	2
広汎性発達障害	60	62
適応障害	11	5
他の不安障害	7	7
解離性障害	2	4
多動性障害	37	55
多動性行為障害	10	11
家庭内限局行為障害	6	8
行為および情緒の混合性障害	18	16
小児期に特異的に発症する情緒障害	6	5
双極性感情障害		
反応性愛着障害	22	27
通常小児期および青年期に発症する他の行動および情緒の障害	2	2
外傷後ストレス障害	23	34
選択かん黙	1	
行為障害	9	11
うつ病エピソード	3	6
統合失調症		

*複数回答

7 里親委託の状況

※ 令和2年度以降数値には特別区児相分を含む。

① 年度別養育家庭委託・解除・登録状況

年度 内訳		24	25	26	27	28	29	30	元年	2	3	4	5	6	
委託・解除状況	里親	新規委託里親(年間)	40	42	42	56	54	56	58	55	51	48	54	80	119
		解除里親(年間)	45	47	35	37	51	31	36	52	51	47	44	49	97
		年度末委託里親数	267	262	269	288	291	316	338	341	341	342	352	383	405
	児童	新規委託児童(年間)	60	50	67	78	77	82	90	81	85	77	76	104	128
		解除児童(年間)	58	64	58	65	69	50	73	88	90	71	67	79	84
		年度末委託児童数	352	338	347	360	368	400	417	410	405	411	420	445	460
	登録状況	新規登録里親数	27	40	43	68	59	59	61	79	71	68	154	88	152
		里親取消数	35	39	25	31	49	44	34	38	24	62	55	44	131
		年度末里親登録数	456	457	475	512	522	537	564	605	652	658	757	801	822

② 年度別養育家庭委託解除理由別内訳

年度 内訳		24	25	26	27	28	29	30	元年	2	3	4	5	6
養子縁組	1	1							3	2		3	0	6
満年齢	15	9	11	16	14	22	11	28	24	24	16	15	23	
就職	1	4	2		1		12	2	2		6	3	1	
その他	19	26	20	13	21	8	21	11	20	9	18	32	40	
措置変更	22	24	25	36	33	20	29	44	42	38	24	29	14	
計	58	64	58	65	69	50	73	88	90	71	67	79	84	

③ 年度別専門養育家庭委託・登録状況

年		3	4	5	6
委託状況	里親	年度末委託里親数	6	5	5
	児童	年度末委託児童数	7	5	5
登録状況	年度末里親登録数	15	16	19	19

④ 年度別養子縁組里親委託・解除・登録状況

内訳		年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元年	2	3	4	5	6
委託・解除状況	里親	新規委託里親(年間)	23	19	23	12	31	37	37	24	43	52	46	39	34	46
		解除里親(年間)	27	26	13	23	16	30	31	37	29	35	52	39	41	49
		年度末委託里親数	24	17	27	16	31	38	44	31	45	62	56	56	49	46
	児童	新規委託児童(年間)	23	19	22	13	31	39	36	24	43	55	46	39	35	42
		解除児童(年間)	27	26	13	23	16	30	33	36	29	39	51	38	39	42
		年度末委託児童数	24	17	26	16	31	40	43	31	45	61	56	56	52	47
	登録状況	新規登録里親数	72	61	75	72	75	78	93	100	118	77	63	133	104	131
		里親取消数	59	48	50	61	64	78	84	68	53	29	62	79	94	136
		年度末里親登録数	164	178	205	216	227	229	238	270	335	383	384	438	448	443

⑤ 年度別養子縁組里親委託解除理由別内訳

内訳		年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元年	2	3	4	5	6
養子縁組		26	25	11	21	16	27	32	35	29	37	49	36	36	40	
満年齢														0		
就職														0		
その他				1										1	2	
措置変更		1	1	1	2		3	1	1		2	2	2	2		
計		27	26	13	23	16	30	33	36	29	39	51	38	39	42	

⑥ 年度別親族里親委託・登録状況

内訳		年度	3	4	5	6
委託状況	里親	年度末委託里親数	17	20	17	18
	児童	年度末委託児童数	22	24	23	24
登録状況	年度末里親登録数	18	20	17	18	

8 外国人の相談（特別区児童相談所分を含まない。）

① 相談内容別年齢別受理状況

(性別・年齢別)

	合計	性別			年齢						
		男	女	不明	0歳	1～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	不明
令和2年度	2,463	1,348	1,113	2	152	304	414	821	459	313	
3年度	2,773	1,275	1,497	1	156	319	476	931	537	354	
4年度	2,448	1,292	1,156		121	270	413	819	484	341	
5年度	2,328	1,262	1,066		131	219	433	774	451	320	
6年度	2,228	1,239	988	1	127	212	360	742	436	350	1
相談内容別	死亡										
	傷病	22	14	8		6	3	4	6	3	
	出産	5	3	2			2	2	1		
	家出	2	1	1							2
	就労（学）	2	2					2			
	拘置・拘留	9	4	5				2	3	2	2
	被虐待	1,434	741	693		95	164	256	519	237	162
	離婚										
	孤児										
	迷子										
	家族環境	115	72	43		6	18	18	29	19	25
	その他	199	112	87		16	9	17	68	53	36
	小計	1,788	949	839		123	196	301	626	314	227
	保健相談										
	障害相談	183	134	49		1	5	45	71	41	20
	非行相談	93	59	34					18	47	28
	不登校	6	2	4					4	2	
	性行・育児しつけ相談	70	46	24			1	3	17	28	21
	適性相談										
	その他	88	49	38	1	3	10	11	6	4	54

注 令和4年度から、年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に援助方針会議による相談種別が未決定のものを除く等、集計条件を変更。

② 児童相談所別内容別受理状況

(内容別・児童相談所別)

	合計	児童相談所別										
		センター	江東	品川	杉並	北	立川	小平	八王子	足立	多摩	練馬
令和2年度	2,463	537	272	263	147	275	160	170	193	358	88	-
3年度	2,773	585	259	236	249	270	138	198	211	504	123	-
4年度	2,448	529	252	217	113	122	134	189	210	546	136	-
5年度	2,328	467	268	253	132	125	165	192	164	437	125	-
6年度	2,228	405	271	221	172	124	152	146	208	338	114	77
相談内容別	死亡											
	傷病	22	6		5			1	4	2	4	
	出産	5	1				1		3			
	家出	2				1	1					
	就労(学)	2						2				
	拘置・拘留	9	5			4						
	被虐待	1,434	268	196	141	119	74	90	77	145	205	67
	離婚											
	孤児											
	迷子											
	家族環境	115	21	8	13	4	11	5	4	9	24	11
	その他	199	40	19	24	16	6	20	10	13	33	15
	小計	1,788	341	223	183	144	93	118	98	169	266	93
相談内容別	保健相談											
	障害相談	183	18	21	17	9	14	10	26	13	36	14
	非行相談	93	20	6	6	8	7	9	7	9	16	1
	不登校	6	1		2		2				1	
	性行・育児しつけ相談	70	13	13	4	6	5	2	4	8	8	3
	適性相談											
	その他	88	12	8	9	5	3	13	11	9	11	2

※ 世田谷区児相については令和2年3月末で廃止。

注 令和4年度から、年度中に新たに受け付けた相談のうち、当該年度中に援助方針会議による相談種別が未決定のものを除く等、集計条件を変更。

③ 外国人相談国籍別受理状況

	児童	父	母
無 国 稷	8		
日 本	1,274	627	507
イ ン ド	26	47	21
イ ン ド ネ シ ア	10	15	19
シ ン ガ ポ ール	1	4	2
ヴ エ ト ナ ム	36	41	65
ス リ ラ ン カ	10	21	10
ラ オ ス	2	1	1
タ イ	20	7	68
カ ン ボ ジ ア	1		1
台 湾	4	14	23
韓 国	68	115	111
中 国	362	407	636
朝 鮮	6	5	7
ネ パ 一 ル	58	64	64
パ キ ス タ ン	18	23	18
バ ン グ ラ デ シ ュ	36	41	47
フ イ リ ピ ン	98	65	308
マ レ ー シ ア	2	3	5
ミ ャ ン マ 一	31	38	39
モ ン ゴ ル	36	39	50
米 国	21	87	17
カ ナ ダ		12	7
中 南 米	19	42	40
オ セ ア ニ ア		20	3
欧 州	17	57	48
中 東	11	49	12
ア フ リ カ	15	31	21
不 明	38	20	8
合 計	2,228	1,895	2,158

④ 外国人相談・相談別内容別対応状況

	合計	施設入所						里親委託	指導児童福祉司	継続指導	助言	その他の	再掲	
		乳児院	児童養護設立設	児童支援自施立設	その他	小計							一時保護	一委託
令和2年度	2,487	20	39	4	6	69	6	298	66	1,561	487	220	100	
3年度	2,739	16	27	9	3	55	2	299	62	1,638	683	213	123	
4年度	2,840	4	34	7	7	52	6	408	51	1,512	811	232	97	
5年度	2,726	18	20	5		43	5	328	46	1,482	822	174	85	
6年度	2,640	13	15	4	3	35	7	297	48	1,506	747	208	85	
相談内容別	死 亡													
	傷 病													
	出 産	5									5		2	2
	家 出													
	就労（学）	3								1	2			1
	拘置・拘留													
	被 虐 待	1,702	6	11		1	18	4	116	15	895	654	116	51
	離 婚													
	孤 児													
	迷 子													
	家 族 環 境	136				1	1		3	4	120	8	15	6
	そ の 他	259	6			1	7		144	12	77	19	18	20
	小 計	2,105	12	11		3	26	4	263	32	1,099	681	151	80
	保 健 相 談													
児童相談所別	障 害 相 談	235								3	228	4		
	非 行 相 談	126			4		4		16	6	93	7	40	4
	不 登 校	7									7			
	性行・育児しつけ相談	85							2	7	74	2	17	1
	適 性 相 談													
	そ の 他	82	1	4			5	3	16		5	53		
	セ シ タ 一	484	4	4	1	2	11	1	65	7	244	156	51	24
児童相談所別	江 東	340			1		1		27	4	195	113	20	3
	品 川	267	2	1			3	1	36	11	136	80	22	15
	杉 並	190	4				4		26	5	78	77	8	1
	北	147	1	2			3		11	3	92	38	10	3
	立 川	201	1	1			2		37	4	109	49	18	10
	小 平	167	1	1			2		18	3	114	30	18	6
	八 王 子	226		2		1	3	2	14	5	123	79	20	8
	足 立	408		3	2		5	3	45	2	313	40	28	9
	多 摩	133		1			1		12	2	67	51	6	5
	練 馬	77							6	2	35	34	7	1

※ 令和4年度から、前々年度以前に相談を受け付け、当年度に対応したものと含まない等、集計条件を変更。

9 4152(よいこに)電話相談の状況

種類	合	養護相談			保健相談	障害相談				
		被虐待相談	その他養護相談	小計		肢体不自由相談	視障聽覚害・言語発達談	重症心身障害相談	知的障害相談	(ことばの遅れ相談)
	計				計					
相談	令和2年度	8,502	185	3,738	3,923	520	2	7	1	32
	3年度	8,628	116	3,964	4,080	610	4	11	1	25
	4年度	8,305		4,107	4,107	489	1	8	2	37
	5年度	8,818		4,294	4,294	363	1	8		27
	6年度	8,524		4,238	4,238	299	2	5		29
	性別	男	5,075		2,505	2,505	189	2	3	23
		女	3,439		1,731	1,731	110		2	6
		性別不詳	10		2	2				
	年齢別内訳	0歳	157		84	84	47			
		1歳	183		115	115	38			
		2歳	320		197	197	34			1
		3歳	271		130	130	27			
		4歳	414		246	246	25		1	1
		5歳	551		347	347	12		1	1
		6歳	485		268	268	5	1		1
		7歳	519		242	242	8		1	1
		8歳	561		250	250	12		1	1
		9歳	684		367	367	11			1
		10歳	599		283	283	3			2
		11歳	645		337	337	6		1	7
		12歳	730		305	305	12			11
		13歳	552		231	231	17			1
		14歳	535		239	239	8			
		15歳	481		252	252	9			
		16歳	398		189	189	17	1		1
		17歳	341		154	154	6			
		18歳以上								
		年齢不詳	98		2	2	2			
相談対応	合計	8,849	0	4,372	4,372	304	2	5	0	30 0
	助言	7,329		3,867	3,867	204	2	3		26
	助言紹介	1,236		466	466	94		2		4
	他機関紹介	53		10	10	4				
	面接	2		2	2	0				
	総合電話相談室連携H25.3~	1			0	0				
	その他	228		27	27	2				

注 令和4年度から、被虐待相談はその他養護相談に計上する等、集計条件を変更。

		非行相談			育成相談					その他の相談	いじめ相談（再掲）
発達障害相談	小計	ぐるみ相談	触法行為等相談	小計	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	小計		
225	267	67	3	70	216	1,338	450	1,072	3,076	646	18
224	265	75	4	79	289	1,195	395	1,012	2,891	703	19
191	239	73	2	75	333	1,139	287	987	2,746	649	29
167	203	91	2	93	358	1,281	338	1,176	3,153	712	24
161	197	71	1	72	380	1,308	316	1,091	3,095	623	15
106	134	39		39	257	777	174	639	1,847	361	12
55	63	32	1	33	123	530	142	452	1,247	255	3
						1			1	7	
							1	1	2	24	
							17	4	21	9	
7	8						49	5	54	27	
8	8						62	18	80	26	
9	11				6		81	29	116	16	
8	10				2		105	39	146	36	
14	16	1		1	6	89		69	164	31	2
12	14				18	135		73	226	29	
9	11	1		1	17	140		79	236	51	1
17	18	7		7	23	88		123	234	47	2
9	11	7		7	22	110		88	220	75	2
16	24	5		5	45	118		92	255	18	
13	24	7		7	52	145		142	339	43	3
12	13	5		5	64	98		97	259	27	1
14	14	10		10	56	125		58	239	25	3
5	5	7		7	42	90		58	190	18	
4	6	9	1	10	14	90		53	157	19	
4	4	11		11	12	71		62	145	21	1
		1		1	1	9	1	1	12	81	
164	201	78	1	79	382	1,335	316	1,160	3,193	700	15
127	158	30	1	31	311	1,089	284	1,017	2,701	368	6
36	42	44		44	66	226	29	133	454	136	9
1	1	2		2	1	5		4	10	26	
	0			0					0		
	0	1		1					0		
	0	1		1	4	15	3	6	28	170	

10 その他（特別区児童相談所分を含まない。）

(1) 親権・後見人・立入調査等

内容	法第28条1項による措置		法第28条2項による措置		親権喪失審判の請求		親権停止審判の請求	
	請求件数 (人数)	承認件数 (人数)	請求件数 (人数)	承認件数 (人数)	請求人数	承認人数	請求人数	承認人数
年度・児相								
令和元年度	36 (43)	33 (38)	14 (15)	12 (14)			6	3
令和2年度	33 (44)	25 (34)	12 (15)	9 (10)			3	4
令和3年度	30 (44)	34 (52)	11 (14)	14 (16)			7	4
令和4年度	39 (49)	23 (27)	15 (18)	11 (16)	1	0	2	4
令和5年度	40 (46)	20 (27)	14 (18)	13 (14)	0	1	1	1
令和6年度	30 (31)	42 (46)	10 (12)	13 (17)	0	0	3	3
児童相談所別	センター	11 (11)	12 (12)	4 (5)	2 (2)	0	0	0
	江東	2 (2)	1 (1)	1 (1)	3 (3)	0	0	0
	品川	2 (2)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0	0	0
	杉並	2 (2)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	0	0	0
	北	3 (3)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	足立	2 (2)	6 (6)	1 (2)	1 (2)	0	0	0
	八王子	2 (2)	3 (5)	0 (0)	2 (5)	0	0	2
	立川	2 (3)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	0	0	0
	小平	1 (1)	4 (6)	2 (2)	2 (2)	0	0	0
	多摩	2 (2)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	練馬	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0	0	1

注 各年度の下段は、全国の数値である（令和元年度より公表されなくなった数値があるため、一部斜線となっている。）

管理権喪失審判の請求		後見人選任の請求		出頭要求件数 (別掲: 再出頭要求件数)	虐防法第9条による立入調査 実施件数	警察援助要請件数	臨検・捜索	通信・面会制限措置件数
請求人数	承認人数	請求人数	承認人数				実施件数	
0	0	10	6	5	12	36	0	0
12	9	124	115	51 (1)	100	538	1	48
0	0	30	31	13	14	40	1	0
18	14	139	119	59 (5)	69	409	2	14
0	0	19	18	11	9	28	1	1
8	4	124	112	65 (10)	75	356	6	21
0	0	7	10	10 (2)	9	35	0	1
16	10	76	65	49 (4)	45	368	7	21
0	0	17	15	7 (0)	4	25	0	3
18	12	93	73	53 (0)	44	340	2	30
0	0	19	17	3 (0)	1	27	0	1
0	0	1	2	0 (0)	0	2	0	0
0	0	0	0	0 (0)	0	4	0	0
0	0	1	1	0 (0)	0	3	0	0
0	0	1	1	0 (0)	0	1	0	0
0	0	2	1	0 (0)	0	4	0	0
0	0	0	0	1 (0)	0	2	0	1
0	0	4	1	1 (0)	1	0	0	0
0	0	1	2	0 (0)	0	1	0	0
0	0	4	4	0 (0)	0	7	0	0
0	0	3	3	1 (0)	0	0	0	0
0	0	2	2	0 (0)	0	3	0	0

(2) メンタルフレンドの活動状況

① メンタルフレンド登録者の状況

登録者数	新規							更新			
	男女別			学生・社会人別(再掲)				男女別			
	男	女	計	学生	社会人	無職	計	男	女	計	
平成29年度	68	9	37	46	41	3	2	46	7	15	22
30年度	62	5	31	36	36			36	10	16	26
令和元年度	71	10	38	48	47	1		48	7	16	23
2年度	50	9	18	27	24	3		27	10	13	23
3年度	111	11	76	87	83	3	1	87	11	13	24
4年度	123	13	71	84	80	2	2	84	12	27	39
5年度	127	14	83	97	78	4	1	83	12	32	44
6年度	106	16	58	74	68	4	2	74	10	22	32

② メンタルフレンド派遣事業の実績

活動回数 (延) メンタル フレンド 派遣実 人数	対象児童	主な活動状況(人)																			
		性別			年齢別			話 し 相 手	学 習 指 導	公 園 ・ ス ポ ル ツ	ゲ ー ム	料 理 ・ 菓 子 作 り	工 作 ・ 手 芸 等	外 出 事 業	行 事	そ の 他					
		男児	女児	計	小 学	中 学	その 他 高校														
		低	高																		
平成29年度	522	40	29	22	51	8	17	18	8	51	20	2	4	18	6	9	0	4	3	66	
30年度	371	32	27	15	42	4	12	16	10	42	19	0	8	6	2	4	0	3	0	42	
令和元年度	368	35	27	15	42	1	6	20	15	42	13	1	4	13	5	5	0	0	2	43	
2年度	332	29	22	13	35	2	4	20	9	35	11	1	4	15	1	1	1	0	1	35	
3年度	415	36	29	16	45	6	6	25	8	45	13	3	6	18	1	4	0	0	13	58	
4年度	364	46	30	22	52	6	14	18	14	52	22	2	10	17	0	6	0	0	10	67	
5年度	484	38	23	25	48	1	18	16	13	48	23	2	9	15	3	3	0	0	1	56	
6年度	399	50	23	30	53	4	11	22	16	53	14	1	4	18	2	11	0	2	1	53	
児童相談所別	センター	74	7	3	5	8	2	1	3	2	8	3	0	0	3	0	2	0	0	0	8
	北	68	7	5	3	8	0	2	6	0	8	1	0	1	5	0	1	0	0	0	8
	品川	28	3	0	3	3	0	0	1	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	立川	42	6	3	2	5	0	2	1	2	5	1	0	2	0	0	2	0	0	0	5
	杉並	16	4	1	3	4	1	1	1	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2	4
	江東	36	5	4	2	6	0	0	3	3	6	2	0	0	3	0	1	0	0	0	6
	小平	55	6	1	6	7	0	1	2	4	7	1	0	0	3	0	3	0	0	0	7
	八王子	56	5	1	4	5	0	2	1	2	5	0	0	0	1	2	2	0	0	0	5
	足立	6	2	2	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	多摩	9	2	1	1	2	1	0	1	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	練馬	9	3	2	1	3	0	0	3	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	1	3

事業概要 東京都児童相談所

2025年（令和7年）版

令和7年10月発行

登録番号 R7(9)

編集・発行 東京都児童相談センター

〒169-0074 東京都新宿区北新宿4-6-1

電話 03(5937)2305

Fax 03(3366)6034

印 刷 東京都同胞援護会事業局

〒130-0026 東京都墨田区両国4-1-8

電話 03(5669)0261



古紙配合率70%再生紙を使用しています

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

